

# 第4次 金武町いきいき・ふれあいプラン(案)

金武町地域福祉計画  
金武町地域福祉活動計画

令和8年2月  
沖 縄 県 金 武 町  
金武町社会福祉協議会



## 目 次

<b>第1章</b>	<b>計画の策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
第1節	計画策定の趣旨 .....	1
第2節	計画の位置づけ .....	2
1.	上位計画及び関連計画との関係 .....	2
2.	計画の期間 .....	4
3.	計画の策定体制 .....	4
<b>第2章</b>	<b>地域福祉の現状と課題</b> .....	<b>5</b>
第1節	地域を取り巻く現状 .....	5
1.	人口動向 .....	5
2.	世帯の状況 .....	8
3.	高齢者の状況 .....	10
4.	介護保険事業の状況 .....	13
5.	障がい者の状況 .....	16
6.	児童の状況 .....	19
7.	生活保護等の状況 .....	22
8.	産業別就業者数の推移 .....	23
第2節	町民アンケートの概要 .....	24
1.	町民アンケート調査の概要 .....	24
2.	町民アンケート結果の概要 .....	25
3.	行政区ヒアリング結果 .....	34
第3節	前計画における取り組みの進捗状況 .....	39
1.	基本目標別の事業の進捗評価 .....	40
2.	C評価の事業について .....	42
3.	基本目標別の成果指標 .....	43
4.	基本目標別の活動指標 .....	43
<b>第3章</b>	<b>計画の基本的な考え方</b> .....	<b>45</b>
第1節	計画の方向性 .....	45
1.	本計画で推進する事項について .....	45
2.	基本理念 .....	47
3.	基本目標 .....	47
4.	施策の体系 .....	48

第2節 計画の推進体制 .....	49
1. 「地域」の範囲の考え方 .....	49
2. 圏域別における各主体の役割への期待 .....	50
3. 町(行政)と社会福祉協議会の役割 .....	51
4. 推進基盤の整備 .....	52
第3節 計画の進行管理と評価 .....	53
1. 計画の普及・啓発 .....	53
2. 計画の進行、管理体制 .....	53
3. 計画の評価 .....	53
4. 評価の時期 .....	53
第4節 計画の成果指標の設定 .....	54
<b>第4章 地域福祉の推進方策 .....</b>	<b>55</b>
第1節 基本目標1:地域福祉活動の担い手をつくる .....	55
<u>基本施策1 福祉意識の向上と参加機会の拡充</u> .....	55
<u>基本施策2 地域福祉を支える担い手の育成・確保</u> .....	58
第2節 基本目標2:支え合いのあるやさしい地域をつくる .....	60
<u>基本施策1 福祉サービスの適切な利用の促進</u> .....	60
<u>基本施策2 地域独自の支え合いの仕組みづくり</u> .....	73
第3節 基本目標3:いきいきと暮らせる地域をつくる .....	78
<u>基本施策1 自分らしく暮らせるまちづくり</u> .....	78
<u>基本施策2 安全・安心のまちづくり</u> .....	86

# 第1章

## 計画の策定にあたって



## 第1章 計画の策定にあたって

### 第1節 計画策定の趣旨

近年、少子高齢化や核家族化の進行、高齢者単身世帯の増加、生活スタイル多様化等を背景として地域住民のつながりの希薄化、価値観の多様化、格差の拡大などにより、地域社会を取り巻く環境は大きく変化してきています。

また、そのような中、生活困窮者の増加をはじめ、8050 問題、子どもの貧困、虐待、介護と子育てのダブルケアなど社会的問題が顕在化してきており、課題は多様で複雑化してきていることから、これらの多様化・複雑化した課題を抱える人々を包括的に支援する体制づくりが求められています。

そのような中、令和3年には、社会福祉法の一部改正により「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に行う包括的な支援体制を構築する「重層的支援体制整備事業」が創設され、益々市町村における包括的支援体制の構築が必要となっています。

本町では、平成 23 年 3 月に地域独自の見守り・支え合いのある地域づくりを進めるための具体的な施策を体系的に示す必要があるとして、行政計画である地域福祉計画と社会福祉協議会の地域福祉活動計画を一体的に策定し、計画の理念である「誰もが安心して快適に暮らせる健康文化のまちづくり」を実現するため、第3次金武町いきいき・ふれあいプラン」策定し、15年にもわたり地域福祉を推進してきました。

今回、「第3次金武町いきいき・ふれあいプラン」の計画期間が満了を迎えることや包括的支援体制の構築のさらなる推進が必要なことから、改めて町民へのアンケート調査の実施をはじめ、施策の進捗評価を行い、この15年間の取り組みを活かしつつ、公的サービスの充実だけではなく、地域住民や各種団体、事業者等が相互に連携し、協働で地域福祉活動を推進していくことを目的として本計画を策定するものです。

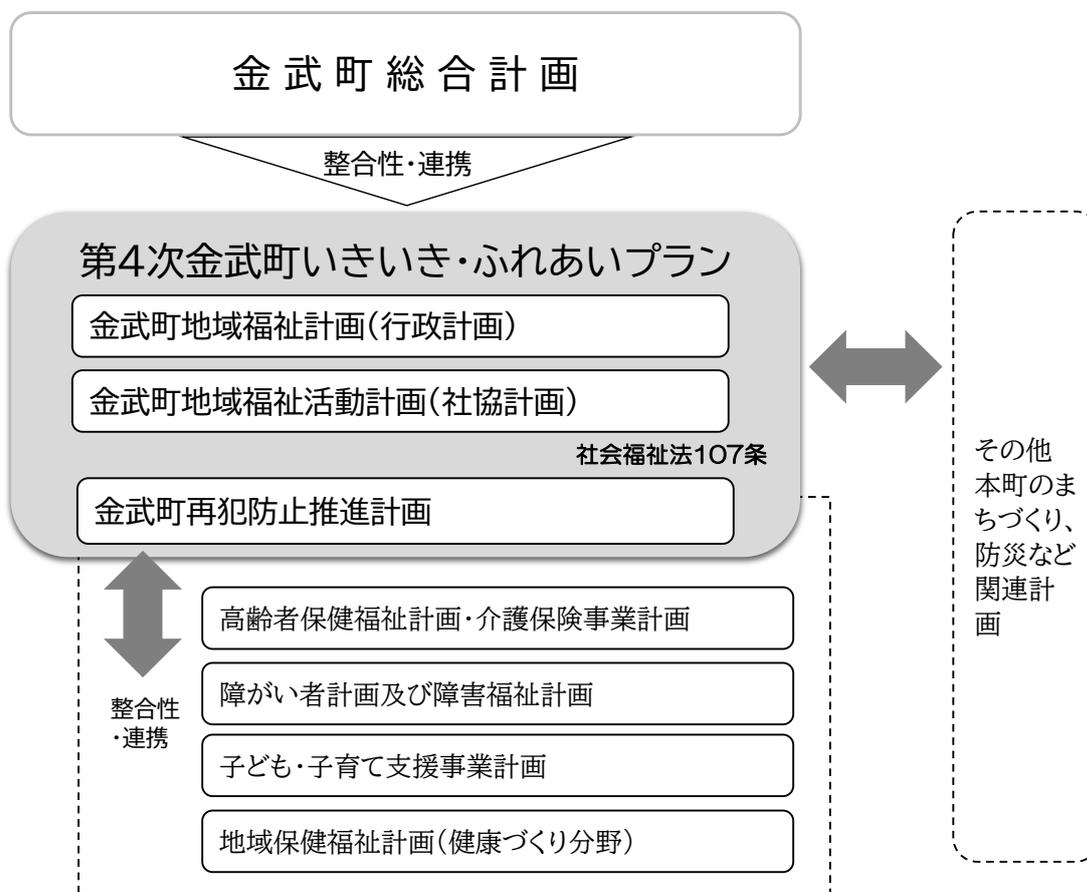
## 第2節 計画の位置づけ

### 1. 上位計画及び関連計画との関係

本計画は、金武町の最上位計画である「総合計画」との整合性を保ちつつ、社会福祉法 107 条に基づく計画であり、高齢者、子ども、障がい者など、分野ごとの縦割りではなく、地域の実情に応じた課題解決を目指し、地域住民が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域社会全体で支え合う仕組みを作るための取り組みの指針を示す行政計画と地域福祉計画(行政計画)が示す、個別施策の基本方針に基づき地域住民をはじめ多様な推進主体と連携・協働した具体的な地域福祉活動の内容や事業を示す社会福祉協議会の活動計画として位置づけます。

なお、福祉分野における関連計画やその他計画との整合性・連携を図り取り組みを推進するものとします。

また、この計画は「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき、国や県、市町村、民間が連携して地域に根ざした再犯防止の取り組みの推進が必要なことから、「金武町再犯防止推進計画」を一体的に策定しており、その策定にあたっては、沖縄国際大学(司法福祉ゼミ)が本町でのフィールドワークに基づき提案のあった施策なども一体的に整理しています。





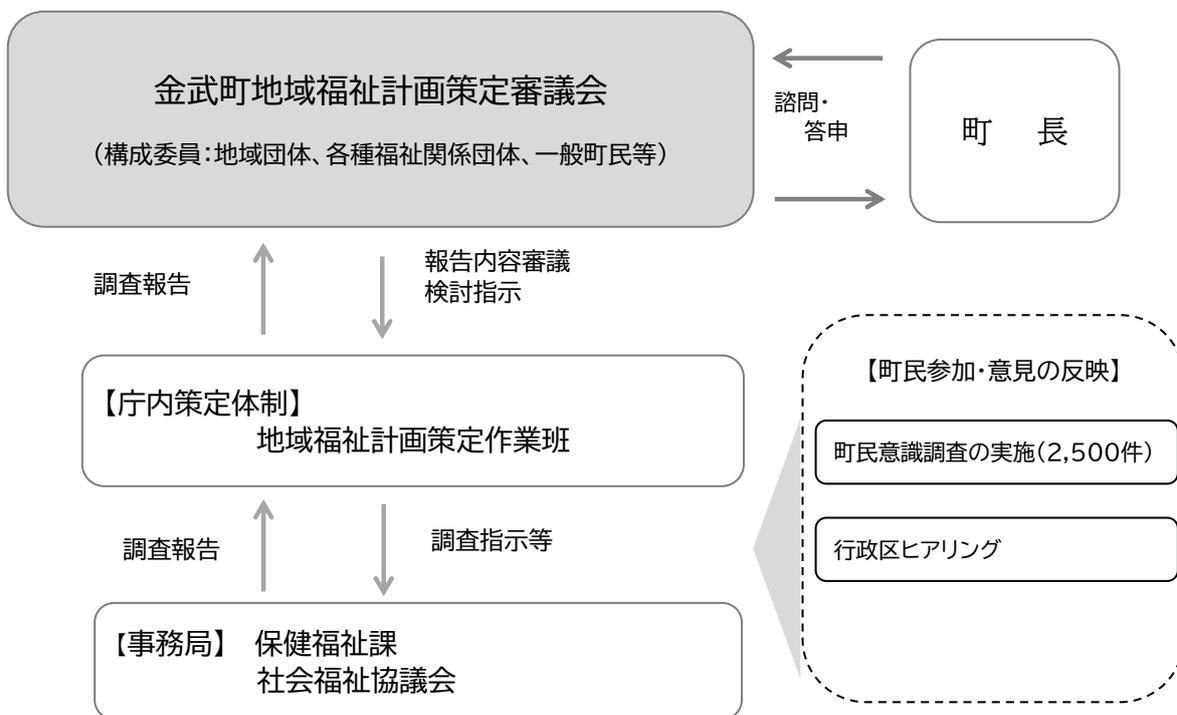
## 2. 計画の期間

この計画の期間は、令和8(2026)年度を初年度として、目標年度を令和12(2030)年度とする5か年間とします。しかし、福祉関連計画等との整合性・連携や社会情勢、地域実情等の変化に伴い、計画内容に対する変更の必要性が生じた場合には、適宜見直しを行うものとします。

## 3. 計画の策定体制

### (1) 庁内策定体制

計画の策定にあたっては、行政区及び福祉関係団体、その他町民等で構成される「金武町地域福祉計画策定審議会」を設置し、計画内容等に対する意見交換や審議を経て計画策定に取り組んでいます。



## (2)住民参加の取り組み

この計画の前提は、地域住民をはじめとした多様な主体の積極的な参加を前提としています。そのため、地域住民の意見等を十分計画に反映させるため「町民意識調査」、「行政区簡易アンケート」を実施しました。

### 1)町民意識調査(アンケート)

町内在住の20歳以上74歳までの男女2,500人を対象にアンケートを実施しました。

#### ①調査の期間

調査の期間は令和7年9月～10月末

#### ②調査票回収方法及び回収状況

郵送による調査票の配布・回収を行いました。調査票の配布・回収状況は以下のとおりとなっています。

	配布数	回収数	有効回答数	実質回収率
調査票回収状況	2,500件	895件	864件 (うちWEB回答 229件)	34.6%

### 2)行政区ヒアリング

町内の5つの行政区において、現状の地域活動の状況や地域活動を行う上での困りごとなどについて意見を伺いました。

## 第2章

### 地域福祉の現状と課題



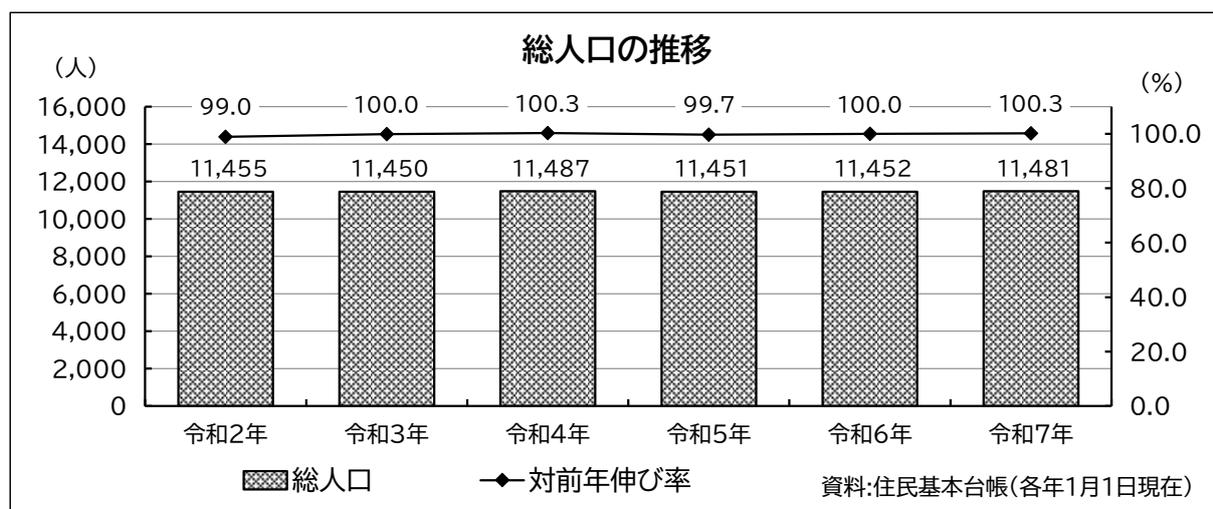
## 第2章 地域福祉の現状と課題

### 第1節 地域を取り巻く現状

#### 1. 人口動向

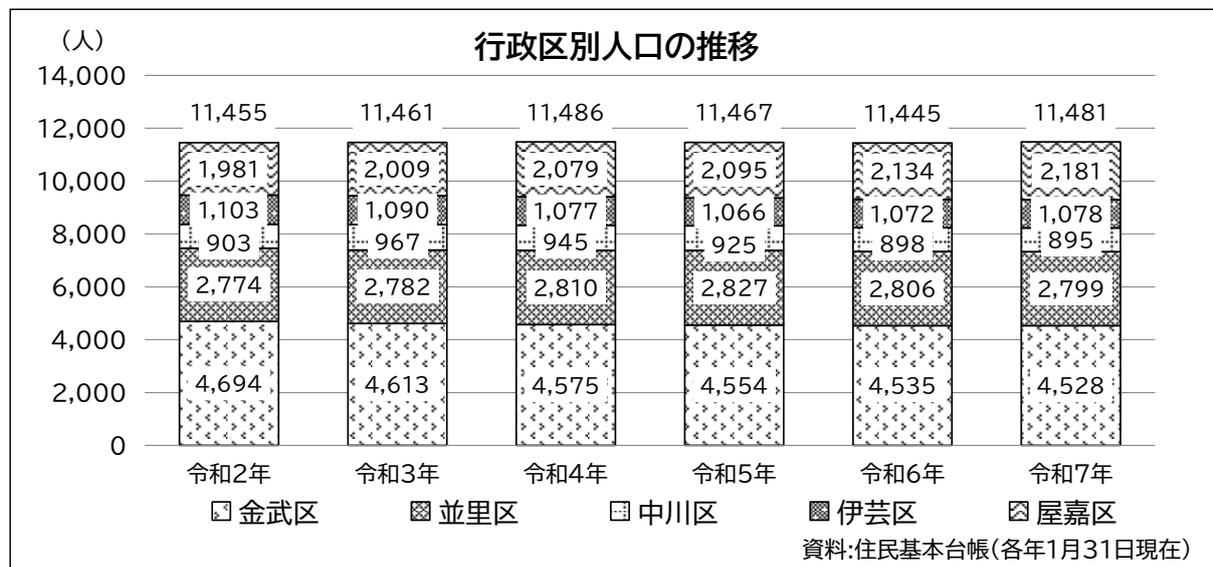
##### (1) 人口の推移

金武町の人口は増減を繰り返しながら推移しており、令和7年は11,481人で前年に比べ29人増となっています。



令和7年の行政区別人口は、金武区が総人口の39.4%を占める4,528人で最も多く、次いで並里区の2,799人(24.4%)、屋嘉区の2,181人(19.0%)、伊芸区の1,078人(9.4%)、中川区の895人(7.8%)となっています。

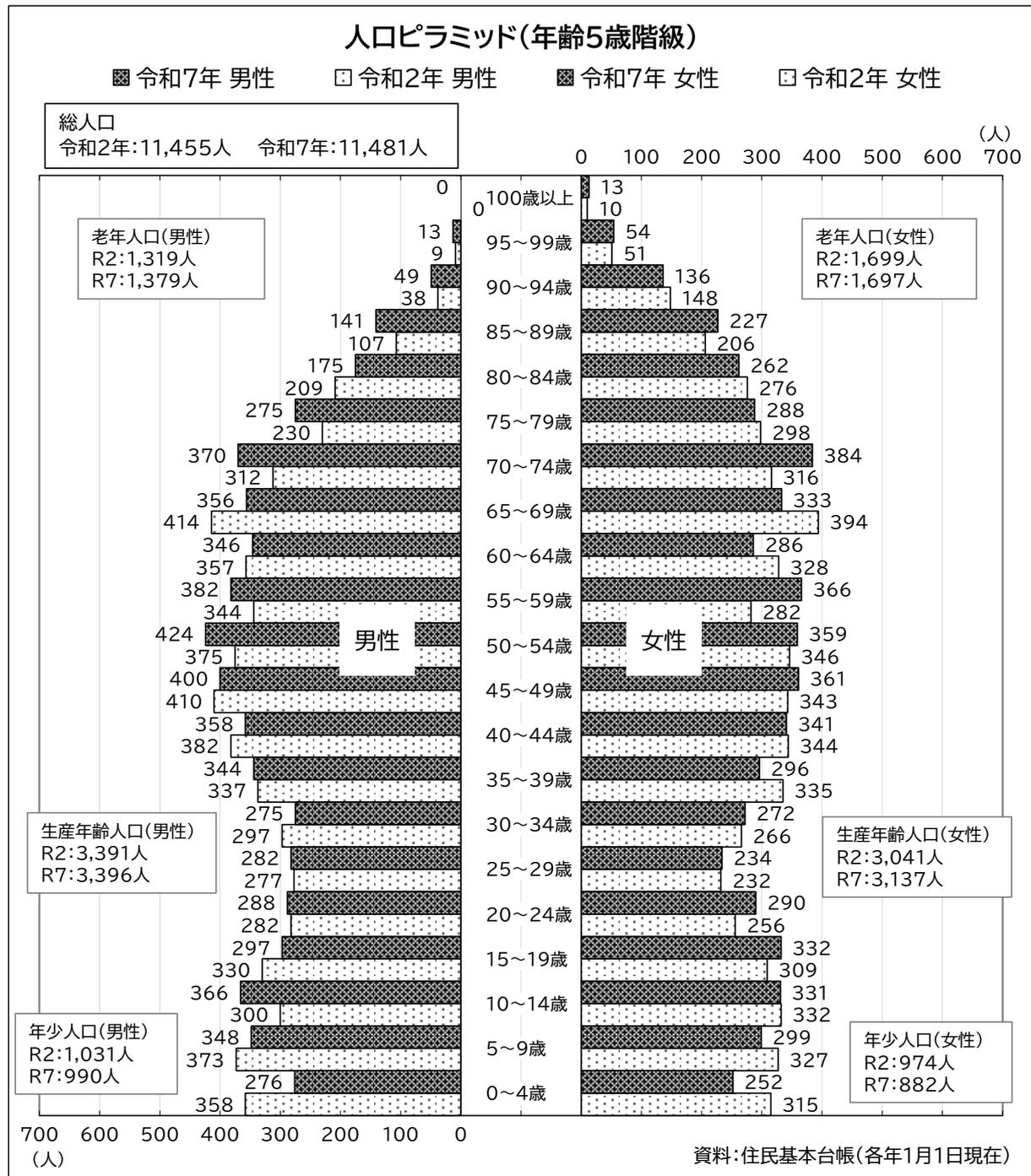
前年と比較すると、伊芸区、屋嘉区では人口が増加していますが、金武区、並里区、中川区では減少しています。



令和7年の男女別5歳階級別人口をみると、男性が総人口の50.2%を占める5,765人、女性が49.8%の5,716人で男性が49人多くなっています。

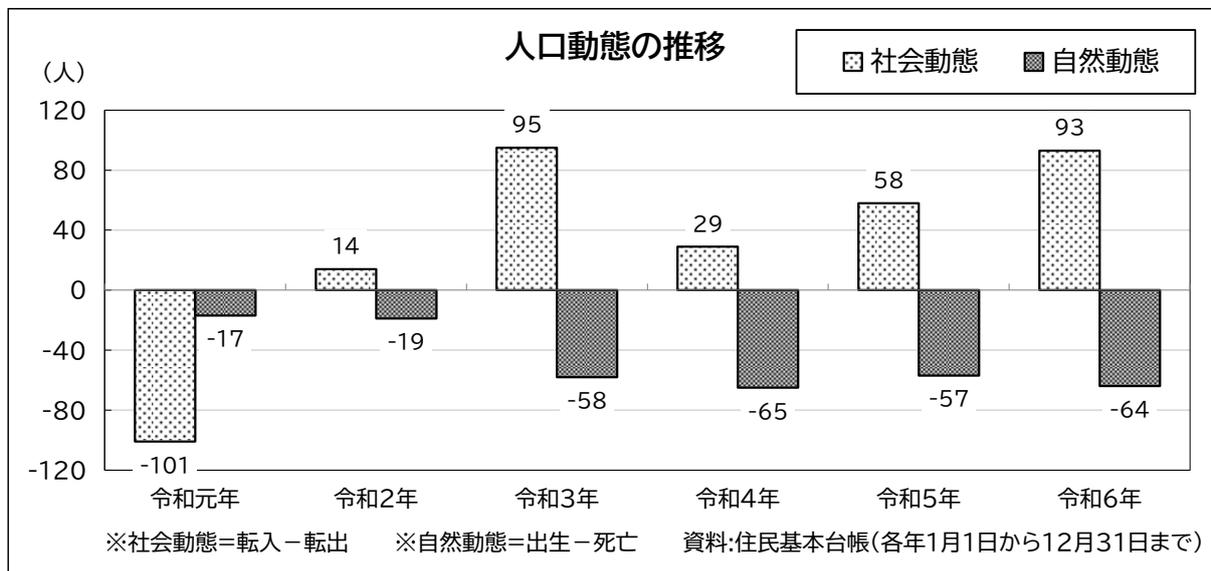
人口が最も多い年齢層は、男性が50～54歳で男性総人口の7.4%となる424人、女性が70～74歳の384人(6.7%)となっています。

令和2年と比較すると、総人口は26人増加しており、年少人口(0～14歳)では、133人減少、生産年齢人口(15～64歳)では101人増加、老年人口(65歳以上)では58人増加しています。



## (2)人口動態

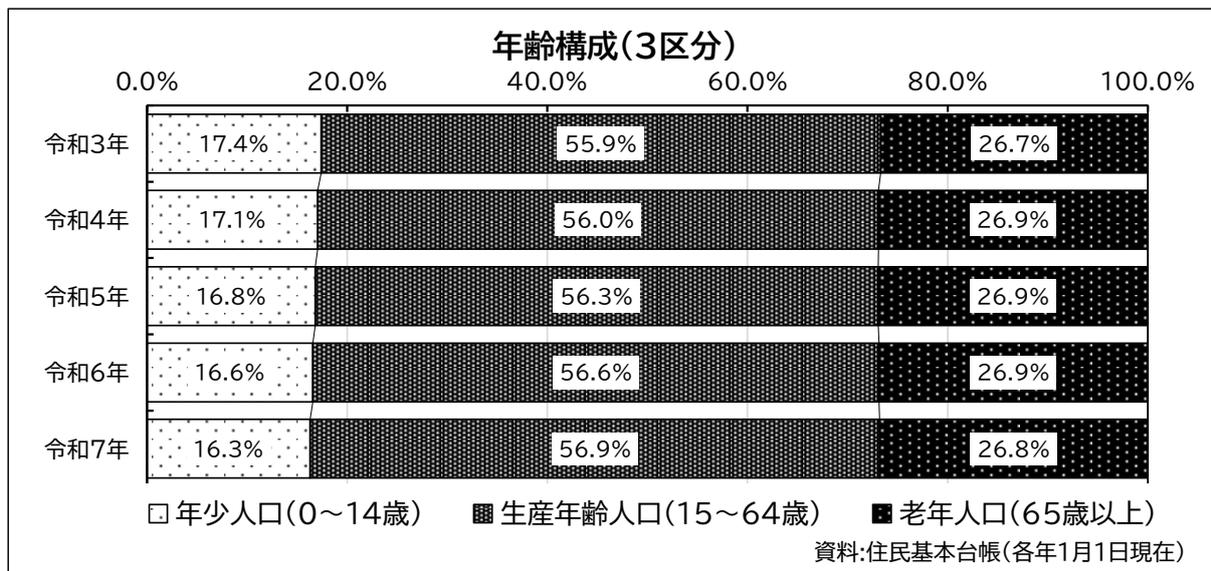
人口動態の推移をみると、自然動態は令和元年以降マイナスとなっており、特に令和3年以降は死亡者数が出生者数を50人以上上回っています。一方、社会動態は令和元年では101人のマイナスとなっているものの、令和2年以降は転入者数が転出者数を上回りプラスで推移しています。



## (3)年齢3区分

令和7年の年齢3区分の人口構成をみると、年少人口が16.3%、生産年齢人口が56.9%、老年人口が26.8%となっています。

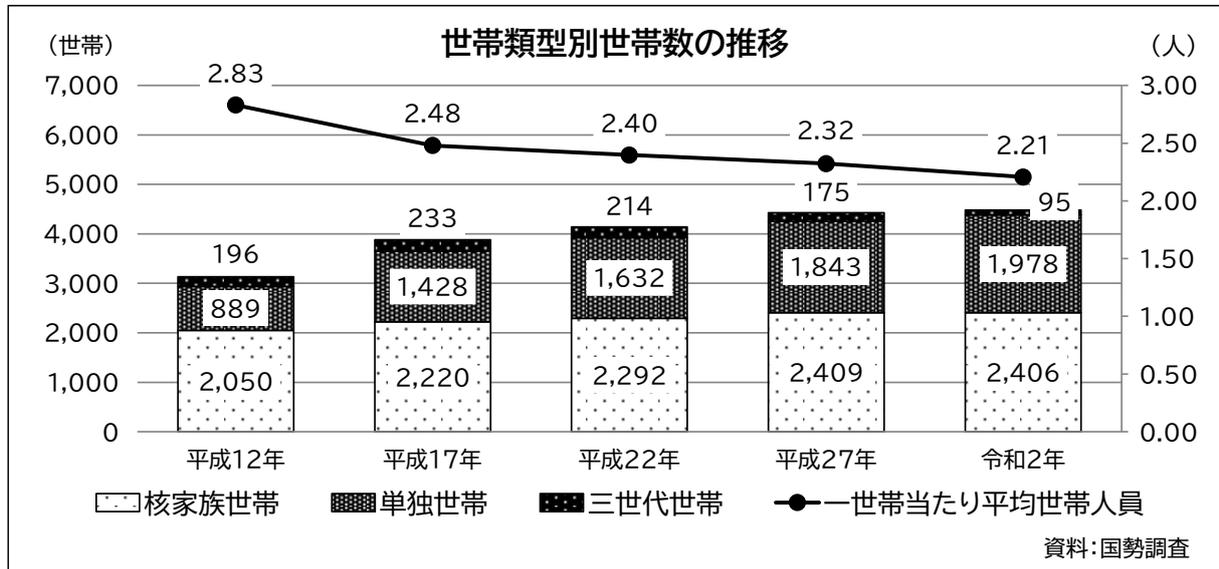
また、人口構成の経年推移をみると、年少人口は減少傾向、生産年齢人口は増加傾向、老年人口は概ね横ばいで推移しています。



## 2. 世帯の状況

### (1)一般世帯の状況

令和2年における本町の一般世帯は4,638世帯となっており、増加傾向で推移しています。一方、一世帯当たりの平均世帯人員は、平成12年の2.83人に比べ0.62人少ない2.21人となっており、減少傾向で推移しています。



家庭類型別世帯の状況をみると、親族世帯が一般世帯総数(4,638世帯)の56.5%を占める2,622世帯で最も多く、次いで単独世帯の1,978世帯(42.6%)、非親族を含む世帯の37世帯(0.8%)となっています。

沖縄県平均と比べると、親族世帯の割合が4.6ポイント低く、単独世帯の割合が5.2ポイント高い状況となっています。

世帯類型別世帯の状況

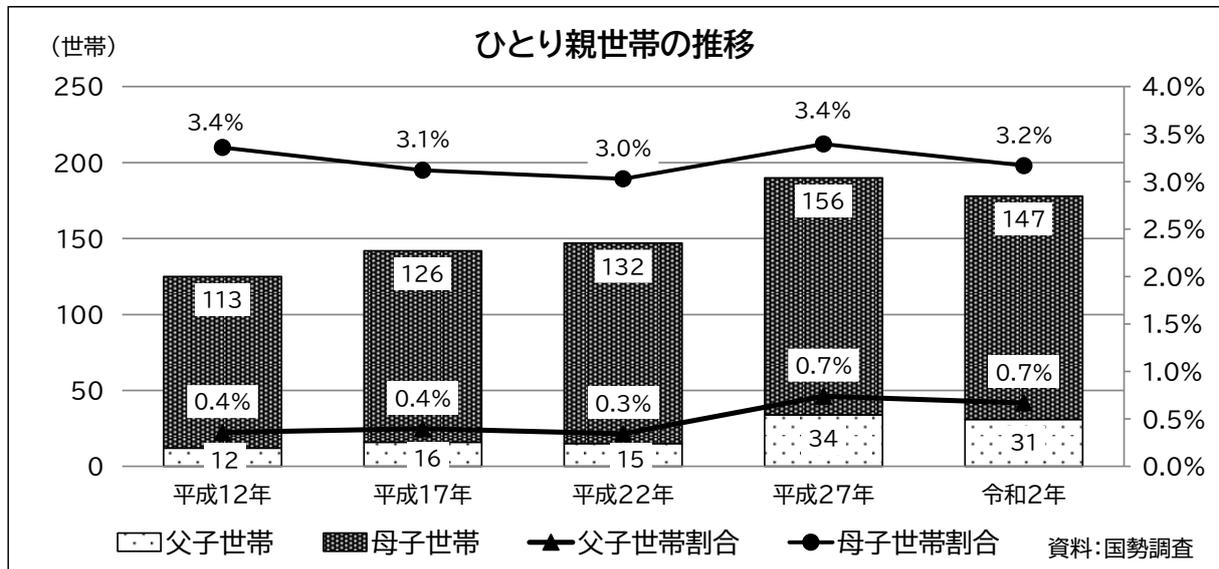
単位: 世帯、%

	平成12年		平成17年		平成22年		平成27年		令和2年		沖縄県 (R2)	
	世帯数	%	世帯数	%								
一般世帯総数	3,363	100.0%	4,039	100.0%	4,357	100.0%	4,593	100.0%	4,638	100.0%	613,294	100.0%
親族世帯	2,460	73.1%	2,593	64.2%	2,665	61.2%	2,712	59.0%	2,622	56.5%	374,684	61.1%
核家族世帯	2,050	61.0%	2,220	55.0%	2,292	52.6%	2,409	52.4%	2,406	51.9%	338,232	55.2%
夫婦のみ世帯	416	12.4%	523	12.9%	611	14.0%	671	14.6%	731	15.8%	96,510	15.7%
夫婦と子どもからなる世帯	1,115	33.2%	1,139	28.2%	1,133	26.0%	1,161	25.3%	1,106	23.8%	167,439	27.3%
18歳未満の親族がいる世帯	670	19.9%	684	16.9%	726	16.7%	762	16.6%	788	17.0%	108,359	17.7%
片親と子どもからなる世帯	519	15.4%	558	13.8%	548	12.6%	577	12.6%	569	12.3%	74,283	12.1%
18歳未満の親族がいる世帯	167	5.0%	183	4.5%	174	4.0%	214	4.7%	218	4.7%	25,992	4.2%
非親族を含む世帯	14	0.4%	18	0.4%	60	1.4%	38	0.8%	37	0.8%	7,940	1.3%
単独世帯	889	26.4%	1,428	35.4%	1,632	37.5%	1,843	40.1%	1,978	42.6%	229,602	37.4%
高齢者単身世帯	324	9.6%	466	11.5%	574	13.2%	774	16.9%	894	19.3%	68,601	11.2%
世帯の家族類型「不詳」	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1,068	0.2%
三世帯世帯	285	8.5%	233	5.8%	214	4.9%	175	3.8%	95	2.0%	19,797	3.2%
一世帯当たり平均世帯人員	2.83	-	2.48	-	2.40	-	2.32	-	2.21	-	2.33	-

資料: 国勢調査

## (2)ひとり親世帯

令和2年のひとり親世帯数は、総世帯数の3.8%を占める178世帯となっており、平成12年以降増加で推移していましたが、令和2年は平成27年に比べ12世帯減少しています。このうち、母子世帯が3.2%の147世帯、父子世帯が0.7%の31世帯となっています。



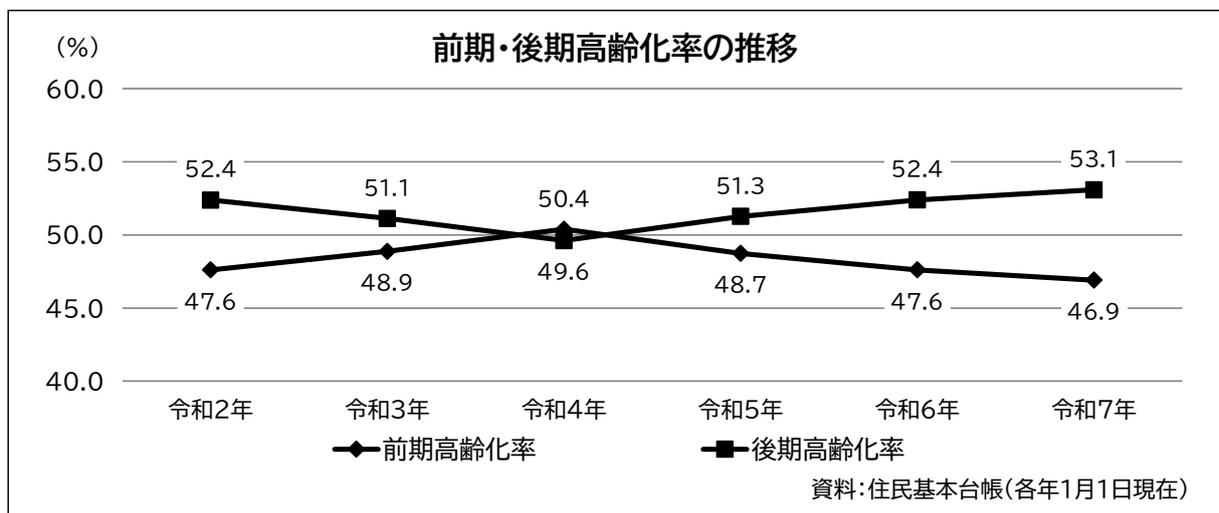
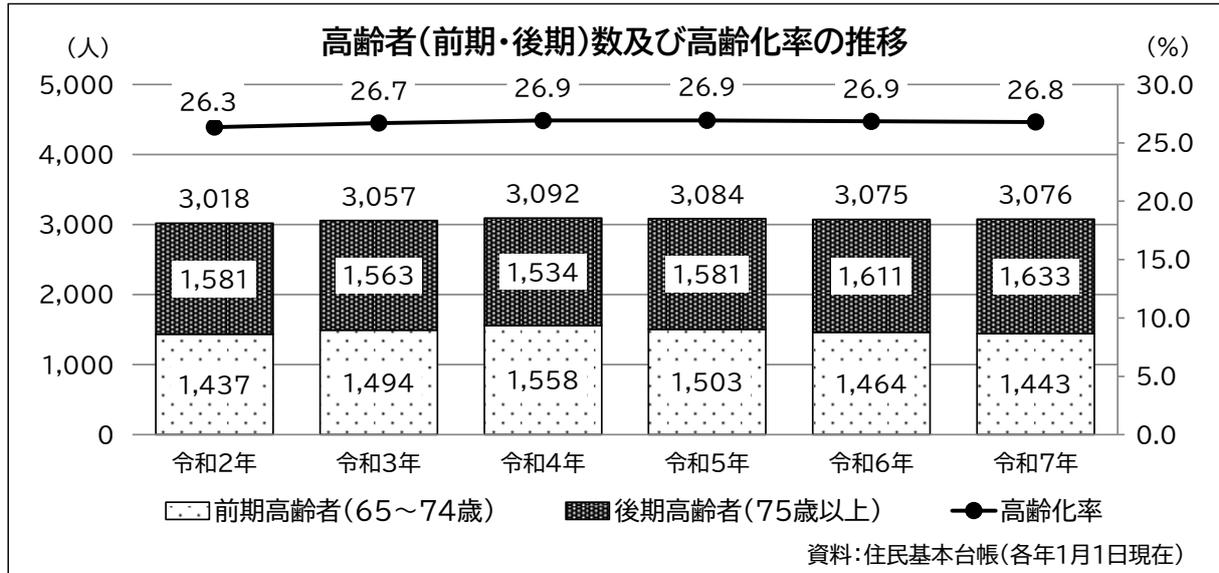
### 3. 高齢者の状況

#### (1) 前期高齢者・後期高齢者

令和7年における高齢者数は、3,076人となっており、増減を繰り返しながら推移しています。このうち、75歳以上の後期高齢者数は、高齢者総数の53.1%にあたる1,633人、65～74歳の前期高齢者数が46.9%にあたる1,443人となっています。

前期及び後期高齢者比率の推移をみると、令和4年は前期高齢者の割合が高くなっているものの、それ以外は後期高齢者の割合が高くなっています。

また、令和7年の高齢化率は26.8%で概ね横ばいで推移しており、超高齢社会となっています。



## (2)行政区別高齢者人口

令和7年の行政区別高齢者人口をみると、金武区が1,280人で最も多く、次いで並里区の785人、屋嘉区の490人、伊芸区の285人、中川区の234人となっています。

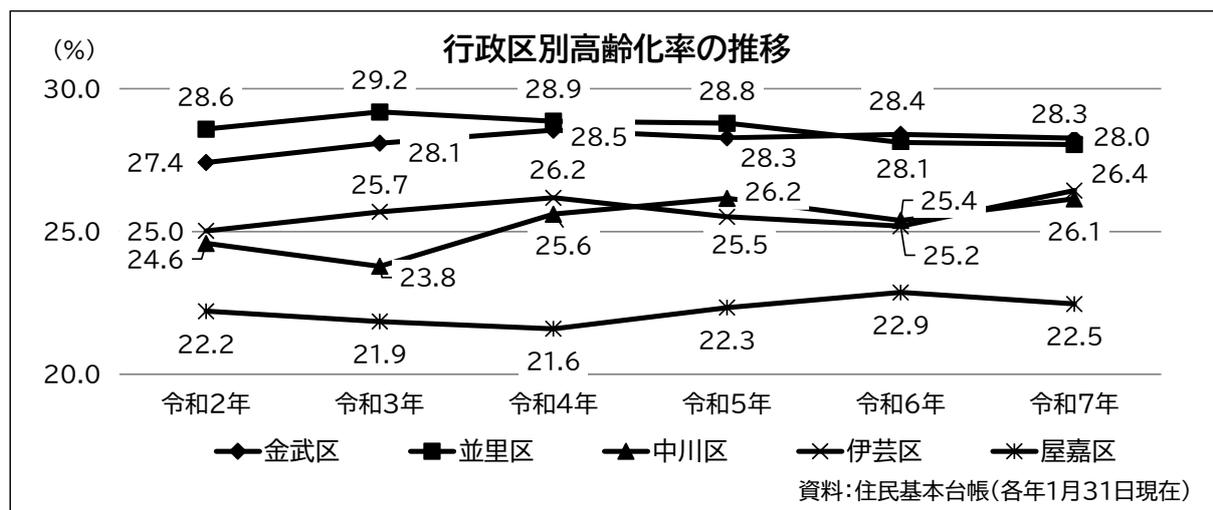
行政区別高齢化率では、金武区が28.3%で最も高く、次いで並里区の28.0%、伊芸区の26.4%、中川区の26.1%、屋嘉区の22.5%となっており、すべての行政区で20.0%を超えています。

行政区別高齢者数の推移

単位:人、%

	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年		令和7年		
	総人口	高齢者人口	高齢化率										
金武区	4,682	1,287	4,605	1,296	4,575	1,306	4,554	1,288	4,535	1,288	4,528	1,280	28.3%
並里区	2,769	793	2,784	812	2,810	811	2,827	814	2,806	789	2,799	785	28.0%
中川区	909	222	967	230	945	242	925	242	898	228	895	234	26.1%
伊芸区	1,108	276	1,090	280	1,077	282	1,066	272	1,072	270	1,078	285	26.4%
屋嘉区	1,987	440	2,004	439	2,079	449	2,095	468	2,134	488	2,181	490	22.5%
合計	11,455	3,018	11,450	3,057	11,486	3,090	11,467	3,084	11,445	3,063	11,481	3,074	26.8%

資料:住民基本台帳(各年1月31日現在)



行政区別の前期・後期高齢者の状況は、中川区及び伊芸区では前期高齢者がそれぞれ50.9%、50.5%と過半数を占めており、そのほかの地域は後期高齢者の割合が50.0%を超え、特に並里区は56.7%で最も高くなっています。

行政区別前期・後期高齢者の状況

単位:人、%

	総人口	高齢者人口	前期高齢者		後期高齢者	
			人口	%	人口	%
金武区	4,528	1,280	598	46.7%	682	53.3%
並里区	2,799	785	340	43.3%	445	56.7%
中川区	895	234	119	50.9%	115	49.1%
伊芸区	1,078	285	144	50.5%	141	49.5%
屋嘉区	2,181	490	241	49.2%	249	50.8%
合計	11,481	3,074	1,442	46.9%	1,632	53.1%

資料:保健福祉課(令和7年1月31日現在)

### (3)高齢者のいる世帯の状況

令和2年国勢調査における高齢者のいる世帯は、一般世帯の42.6%を占める1,975世帯で、平成12年以降増加傾向で推移しています。

このうち、高齢者単身世帯は一般世帯総数の19.3%を占める894世帯、高齢者夫婦のみ世帯は8.8%の409世帯となっており、両世帯ともに増加傾向で推移しています。また、両世帯の割合は、沖縄県平均に比べそれぞれ8.1ポイント、1.6ポイント高くなっています。

65歳以上親族のいる一般世帯の状況

単位:世帯、%

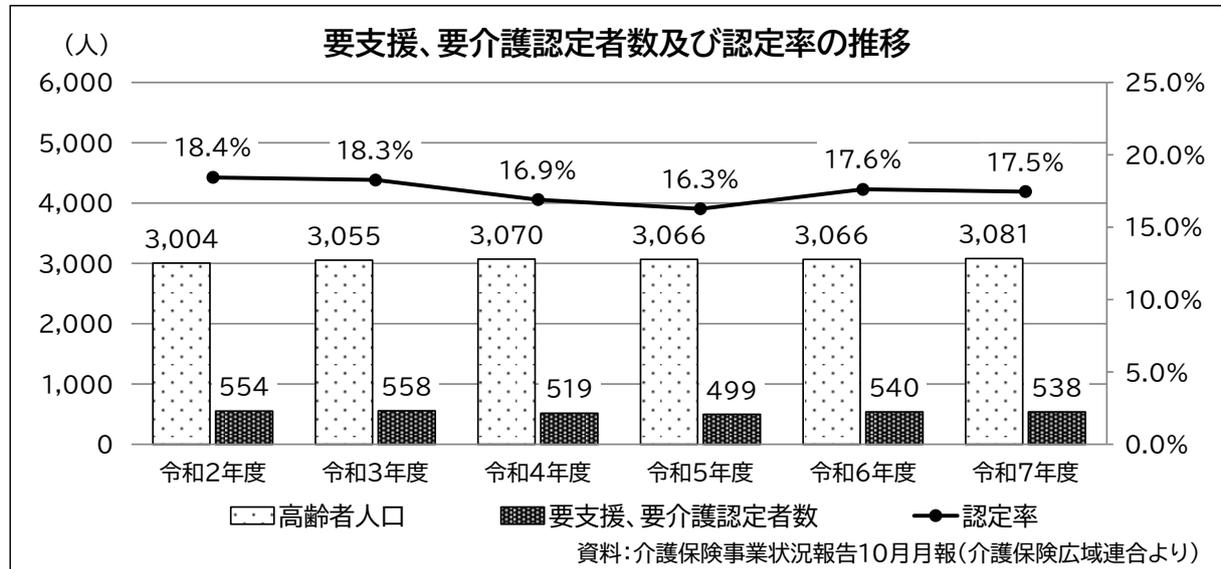
	平成12年		平成17年		平成22年		平成27年		令和2年		沖縄県(R2)	
	人口	%	人口	%								
一般世帯総数	3,363	100.0%	4,039	100.0%	4,357	100.0%	4,593	100.0%	4,638	100.0%	613,294	100.0%
65歳以上親族のいる一般世帯	1,274	37.9%	1,514	37.5%	1,668	38.3%	1,894	41.2%	1,975	42.6%	212,708	34.7%
高齢者単身世帯	324	9.6%	466	11.5%	574	13.2%	774	16.9%	894	19.3%	68,601	11.2%
高齢者夫婦のみ世帯	157	4.7%	222	5.5%	292	6.7%	324	7.1%	409	8.8%	44,267	7.2%

資料:国勢調査

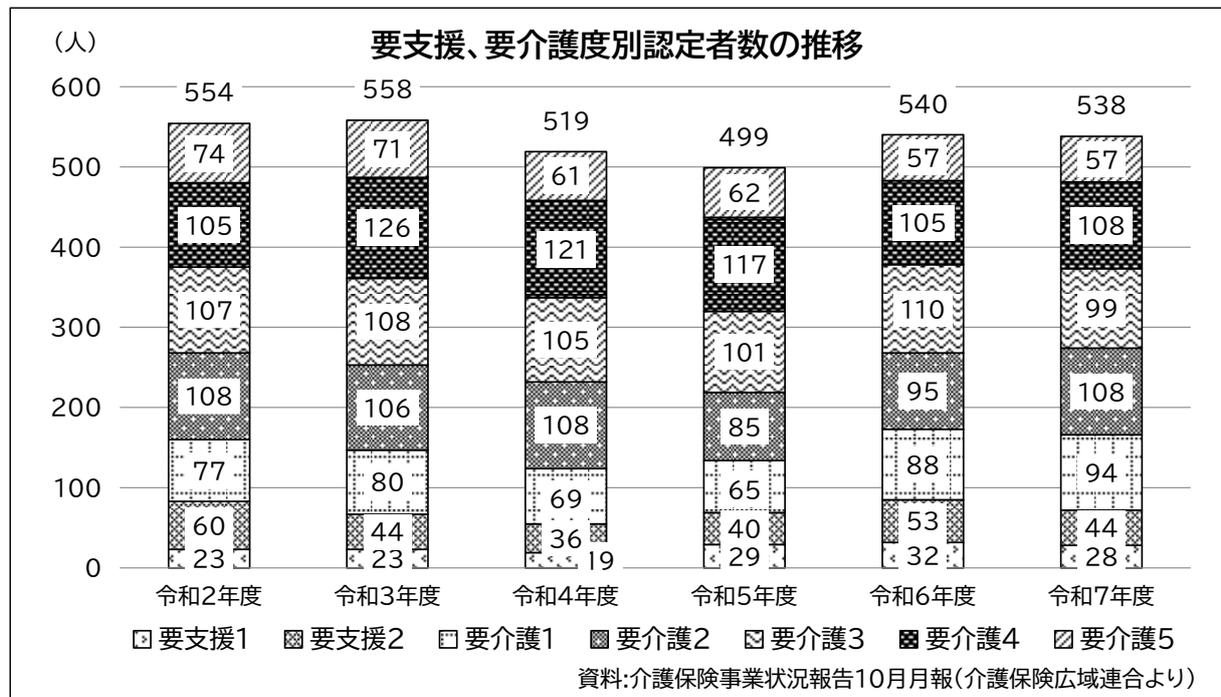
## 4. 介護保険事業の状況

### (1) 認定者数の状況

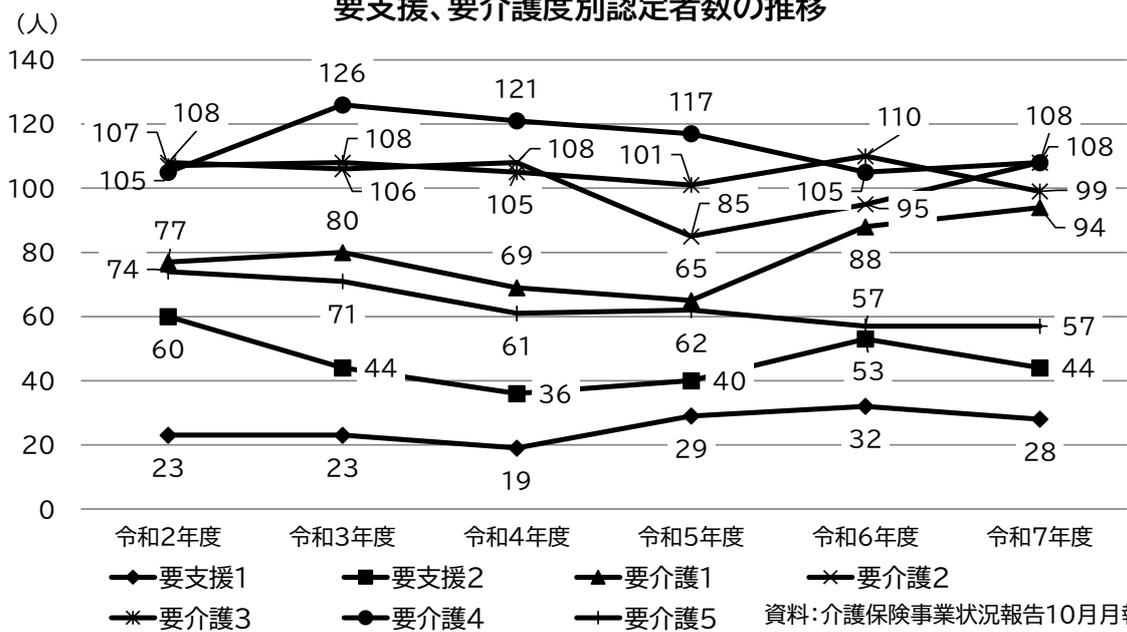
令和7年度の要支援、要介護認定者数は538人、認定率は17.5%となっており、認定者数は令和3～5年度にかけて減少傾向で推移し、令和6年度は増加に転じています。認定率も令和2～5年度にかけて減少傾向で推移し、令和6年度は増加に転じています。



令和7年度における要支援、要介護度別の認定者数をみると、要介護2及び要介護4が20.1%にあたる108人で最も多く、次いで要介護3の99人(18.4%)、要介護1の94人(17.5%)、要介護5の57人(10.6%)、要支援2の44人(8.2%)、要支援1の28人(5.2%)となっています。令和2年度に比べ、要介護5(-17人)、要支援2(-16人)、要介護3(-8人)で認定者数が減少しています。



要支援、要介護度別認定者数の推移



資料:介護保険事業状況報告10月月報  
(介護保険広域連合より)

## (2)介護保険サービスの利用状況

令和5年度の介護保険サービスの総給付費は、10億531万3,211円となっており、計画値(10億8,136万円)に対する割合は93.0%となっています。

総給付費は、令和3年度をピークに減少傾向で推移しているものの、第7期計画の最終年度にあたる令和2年度(8億6,757万4,941円)に比べ1億3,773万8,270円多くなっています。

給付費の実績値の内訳をみると、居宅介護(予防)サービスが総給付費の50.3%にあたる5億598万2,881円、施設介護サービスが2億8,600万7,764円(28.4%)、地域密着型介護(予防)サービスが2億1,332万2,566円(21.2%)となっています。

介護保険サービス給付費の推移

単位:円

	第7期計画	第8期計画		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費(計画値)	1,077,311,985	1,051,898,000	1,077,623,000	1,081,360,000
居宅介護(予防)サービス	449,609,873	509,996,000	480,354,000	484,091,000
地域密着型介護(予防)サービス	287,223,032	206,518,000	261,699,000	261,699,000
施設介護サービス	340,479,080	335,384,000	335,570,000	335,570,000
給付費(実績値)	867,574,941	1,087,475,761	1,038,095,153	1,005,313,211
居宅介護(予防)サービス	520,882,873	567,585,968	538,032,960	505,982,881
地域密着型介護(予防)サービス	173,346,034	189,252,133	196,303,049	213,322,566
施設介護サービス	173,346,034	330,637,660	303,759,144	286,007,764
給付費(計画値に対する割合)	80.5%	103.4%	96.3%	93.0%
居宅介護(予防)サービス	115.9%	111.3%	112.0%	104.5%
地域密着型介護(予防)サービス	60.4%	91.6%	75.0%	81.5%
施設介護サービス	50.9%	98.6%	90.5%	85.2%

金武町高齢者1人あたりの給付費	337,496	355,152	340,582	328,749
広域連合高齢者1人あたりの給付費	295,514	294,616	290,166	294,969

資料:保健福祉課

## 5. 障がい者の状況

### (1)障がい者(児)の状況

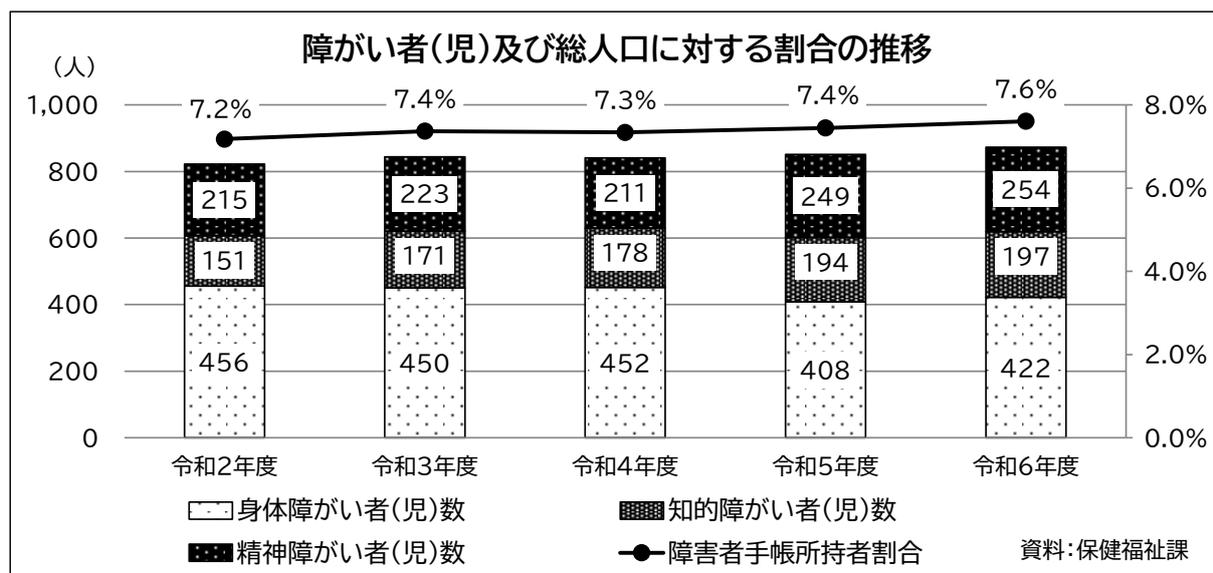
令和6年度の障がい者(児)の総数は873人で、身体障がい者(児)が422人(48.3%)、知的障がい者(児)が197人(22.6%)、精神障がい者(児)が254人(29.1%)となっています。

障がい者(児)数の推移をみると、身体障がい者(児)は令和2～4年度は概ね横ばいで令和5年度に44人減少し、令和6年度に14人増加、知的障がい者(児)及び精神障がい者(児)は概ね増加傾向で推移しています。

障がい者数の推移(障害者手帳所持者)

	令和2年度 (R3.3.31)		令和3年度 (R4.3.31)		令和4年度 (R5.3.31)		令和5年度 (R6.3.31)		令和6年度 (R7.3.31)	
	人数	%								
障がい者(児)総数	822	100.0%	844	100.0%	841	100.0%	851	100.0%	873	100.0%
身体障がい者(児)数	456	55.5%	450	53.3%	452	53.7%	408	47.9%	422	48.3%
知的障がい者(児)数	151	18.4%	171	20.3%	178	21.2%	194	22.8%	197	22.6%
精神障がい者(児)数	215	26.2%	223	26.4%	211	25.1%	249	29.3%	254	29.1%
金武町総人口	11,448		11,452		11,456		11,427		11,478	
障がい者(児)総数の割合	7.2%		7.4%		7.3%		7.4%		7.6%	
身体障がい者(児)数の割合	4.0%		3.9%		3.9%		3.6%		3.7%	
知的障がい者(児)数の割合	1.3%		1.5%		1.6%		1.7%		1.7%	
精神障がい者(児)数の割合	1.9%		1.9%		1.8%		2.2%		2.2%	

資料:保健福祉課



## (2)身体障がい者(児)の状況

身体障がい者(児)の総数は令和2年度の456人から令和6年度の422人と減少傾向にあります。

身体障がいの障害種別の構成比をみると横ばいで推移しており、令和6年度で視覚障害6.6%、聴覚・言語障害12.3%、肢体不自由37.4%、内部障害43.6%と肢体不自由及び内部障害で8割を占めています。

身体障がい者(児)の障害種別推移

	令和2年度 (R3.3.31)		令和3年度 (R4.3.31)		令和4年度 (R5.3.31)		令和5年度 (R6.3.31)		令和6年度 (R7.3.31)	
	人数	%								
総数	456	100.0%	450	100.0%	452	100.0%	408	100.0%	422	100.0%
視覚障害	31	6.8%	27	6.0%	26	5.8%	27	6.6%	28	6.6%
聴覚・言語障害	66	14.5%	59	13.1%	62	13.7%	52	12.7%	52	12.3%
肢体不自由	172	37.7%	177	39.3%	179	39.6%	151	37.0%	158	37.4%
内部障害	187	41.0%	187	41.6%	185	40.9%	178	43.6%	184	43.6%

資料:保健福祉課

令和6年度の身体障がい者(児)の等級の構成比をみると、症状の重い1級が36.0%(152人)と高く、次いで4級の21.6%(91人)、2級の16.1%(68人)と続いています。構成比の推移をみると、多少の増減はみられるものの、概ね同様の傾向で推移しています。

身体障がい者(児)の等級別の推移

	令和2年度 (R3.3.31)		令和3年度 (R4.3.31)		令和4年度 (R5.3.31)		令和5年度 (R6.3.31)		令和6年度 (R7.3.31)	
	人数	%								
合計	456	100.0%	450	100.0%	452	100.0%	408	100.0%	422	100.0%
1 級	188	41.2%	188	41.8%	180	39.8%	144	35.3%	152	36.0%
2 級	77	16.9%	80	17.8%	80	17.7%	64	15.7%	68	16.1%
3 級	72	15.8%	65	14.4%	68	15.0%	70	17.2%	66	15.6%
4 級	79	17.3%	80	17.8%	82	18.1%	87	21.3%	91	21.6%
5 級	18	3.9%	18	4.0%	19	4.2%	34	8.3%	20	4.7%
6 級	22	4.8%	19	4.2%	23	5.1%	9	2.2%	25	5.9%

資料:保健福祉課

### (3)知的障がい者(児)の状況

知的障がい者(児)の総数は、令和6年度で197人と令和2年度から増加傾向で推移しています。

令和6年度の知的障がい者(児)の等級の構成比をみると、A1が7.1%、A2が18.3%、B1が24.4%、B2が50.3%とB1及びB2で7割を占めています。構成比の推移をみると、多少の増減はみられるものの、概ね同様の傾向で推移しています。

知的障がい者(児)の等級別の推移

	令和2年度 (R3.3.31)		令和3年度 (R4.3.31)		令和4年度 (R5.3.31)		令和5年度 (R6.3.31)		令和6年度 (R7.3.31)	
	人数	%								
合 計	151	100.0%	171	100.0%	178	100.0%	194	100.0%	197	100.0%
最重度(A1)	10	6.6%	9	5.3%	10	5.6%	14	7.2%	14	7.1%
重 度(A2)	27	17.9%	29	17.0%	29	16.3%	35	18.0%	36	18.3%
中 度(B1)	41	27.2%	45	26.3%	45	25.3%	49	25.3%	48	24.4%
軽 度(B2)	73	48.3%	88	51.5%	94	52.8%	96	49.5%	99	50.3%

資料:保健福祉課

### (4)精神障がい者(児)の状況

精神障がい者(児)の総数は、令和6年度で254人となっており、令和2年度と比較して39人増となっています。

令和6年度の精神障がい者(児)の等級の構成比をみると、1級21.3%、2級62.6%、3級16.1%と2級が過半数を占めています。構成比の経年推移をみると、多少の増減はみられるものの、概ね同様の傾向で推移しています。

精神障がい者(児)の等級別の推移

	令和2年度 (R3.3.31)		令和3年度 (R4.3.31)		令和4年度 (R5.3.31)		令和5年度 (R6.3.31)		令和6年度 (R7.3.31)	
	人数	%								
合 計	215	100.0%	223	100.0%	211	100.0%	249	100.0%	254	100.0%
1 級	55	25.6%	58	26.0%	49	23.2%	53	21.3%	54	21.3%
2 級	134	62.3%	139	62.3%	136	64.5%	161	64.7%	159	62.6%
3 級	26	12.1%	26	11.7%	26	12.3%	35	14.1%	41	16.1%

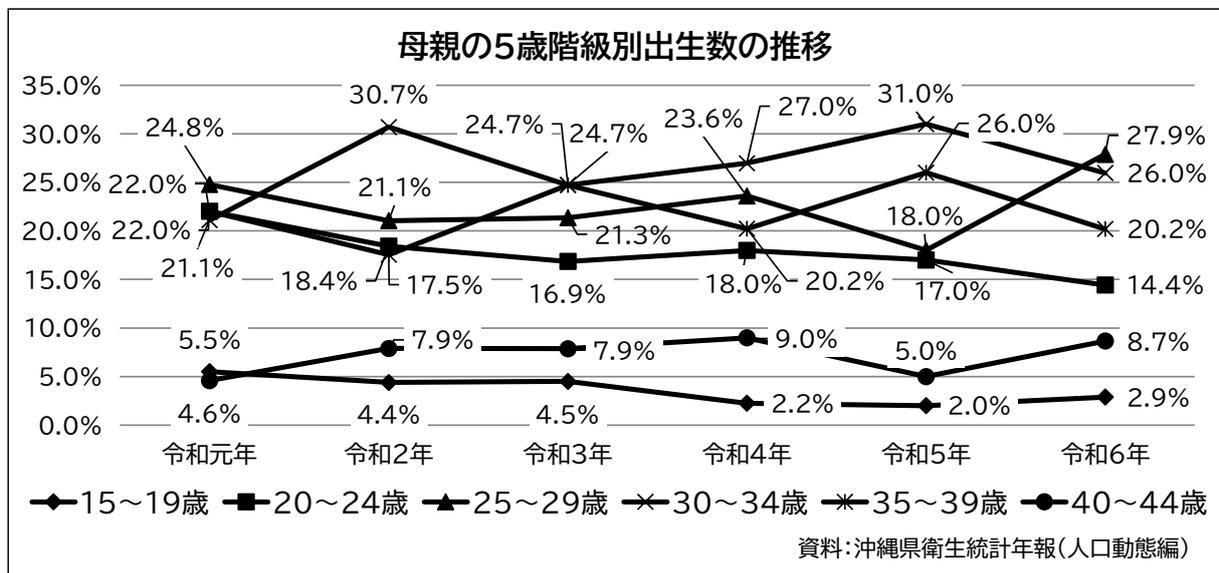
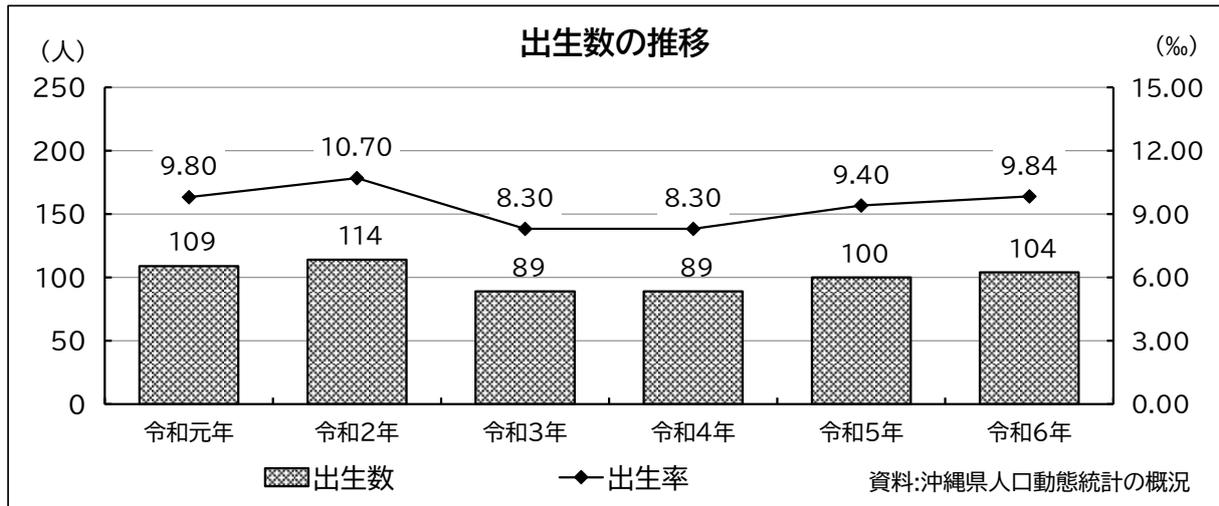
資料:保健福祉課

## 6. 児童の状況

### (1) 出生数

令和6年の出生数は104人、出生率(人口千人当たり)は、9.84‰(パーミル)となっています。出生数は令和3年に25人減となっているものの、それ以降は微増傾向にあります。

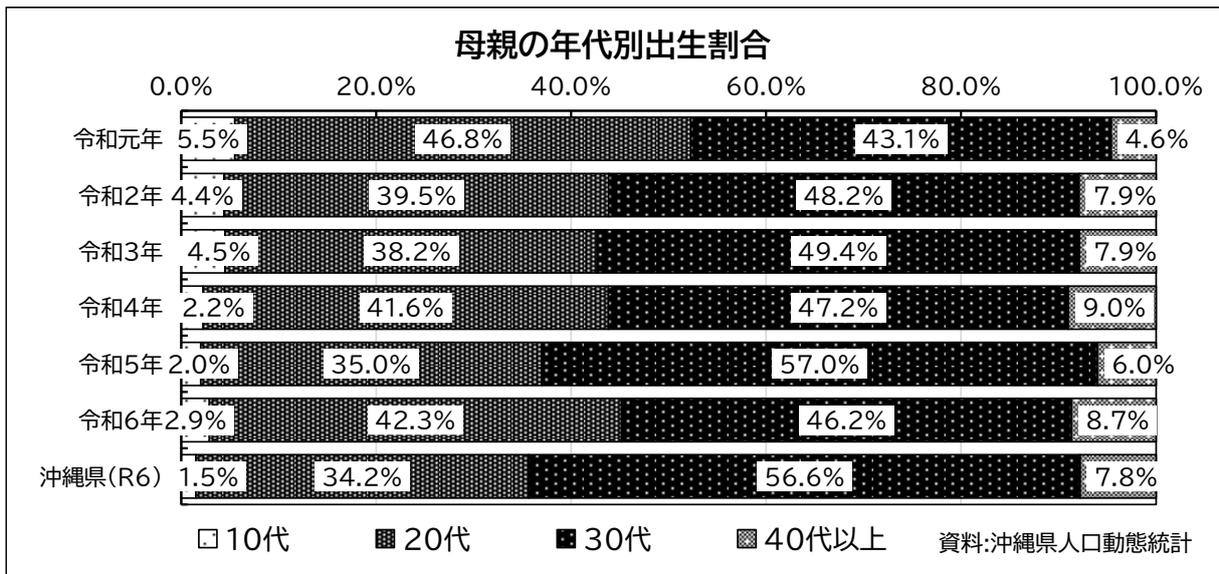
令和6年の母親の年代別出生数をみると、25～29歳が29人で全体の27.9%を占め最も多く、次いで30～34歳の27人(26.0%)、35～39歳の21人(20.2%)、20～24歳の15人(14.4%)、40～44歳の9人(8.7%)、15～19歳の3人(2.9%)となっています。



令和6年の母親の年代別出生割合をみると、30代が48人で全体の46.2%を占め最も多く、次いで20代の44人(42.3%)、40代以上の9人(8.7%)、10代の3人(2.9%)となっています。

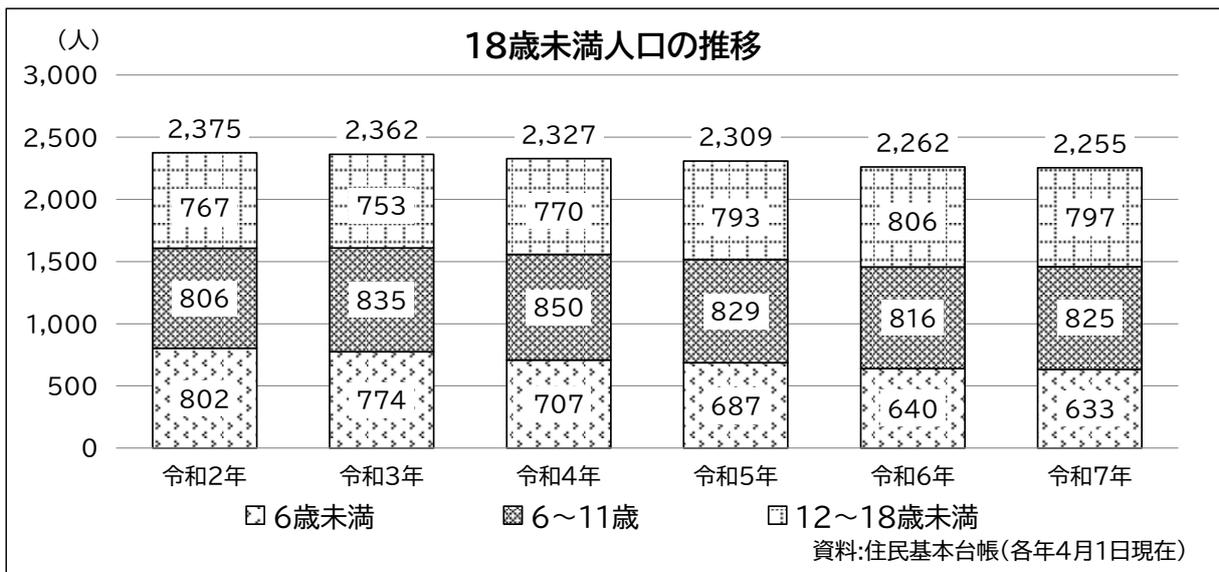
令和元年と比較すると、10代及び20代の割合がそれぞれ2.6ポイント、4.5ポイント減少し、30代及び40代の割合がそれぞれ3.1ポイント、4.1ポイント増加しています。

また、沖縄県に比べ30代の割合が10.4ポイント低く、それ以外の年代の割合は高くなっています。



## (2) 児童人口の推移

令和7年における18歳未満人口は、2,255人となっており、そのうち6歳未満が633人、6～11歳が825人、12～18歳未満が797人となっています。



### (3) 公立、保育所(園)、の園児数

令和7年の公立、保育所(園)の入所率は、中川幼稚園(11.4%)を除いて6割を超えており、全体では79.2%となっています。

	利用定員	入所人数	入所率
公立幼稚園	35	4	11.4%
中川幼稚園	35	4	11.4%
公立認定こども園	80	61	76.3%
金武こども園	80	61	76.3%
法人認定こども園	428	346	80.8%
杉の子幼児学園	78	75	96.2%
きんのほし	69	44	63.8%
並里こども園	82	76	92.7%
みつばこども園	105	86	81.9%
嘉芸こども園	94	65	69.1%
私立保育園	59	60	101.7%
はまだ保育園	59	60	101.7%
小規模保育園	57	51	89.5%
すぎのこ小規模保育園	19	13	68.4%
金武こどもみらい園	19	19	100.0%
ららくる屋嘉保育園	19	19	100.0%
合計	659	522	79.2%

資料:こども支援課(令和7年4月1日現在)

### (4) 児童、生徒数の状況

令和7年の小学校児童数は、中川小学校で82人、金武小学校で488人、嘉芸小学校で236人となっており、前年に比べ6人増加しています。

中学校生徒数は397人で、令和3年以降増加傾向にありましたが、令和7年は前年に比べ16人減少しています。

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
中川小学校	74	79	91	95	95	82
金武小学校	524	534	527	496	485	488
嘉芸小学校	203	218	221	226	220	236
合計	801	831	839	817	800	806

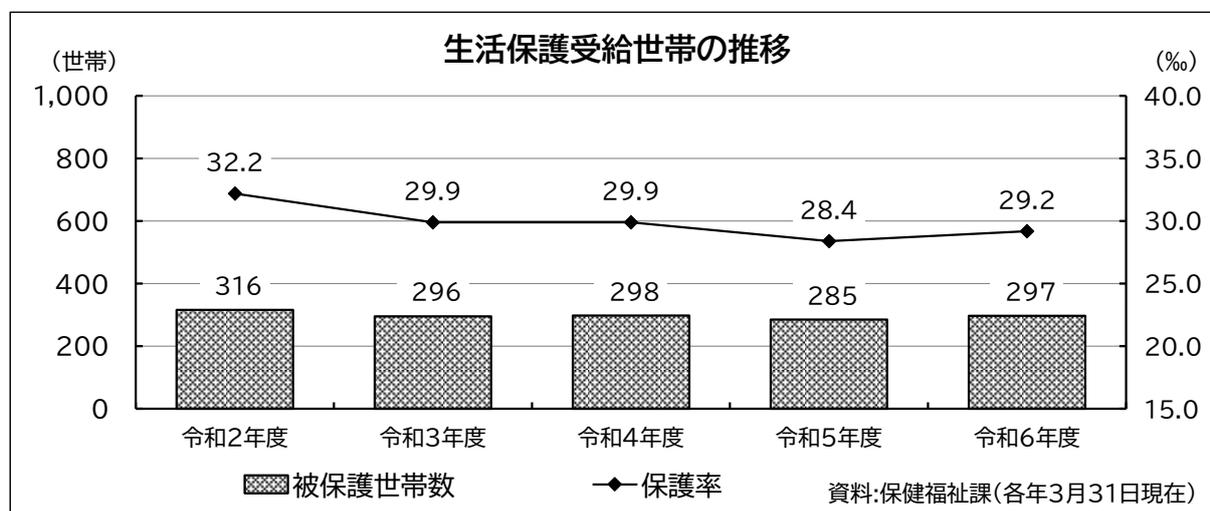
資料:学校教育課(各年5月1日現在)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
金武中学校	377	357	364	385	413	397

資料:学校教育課(各年5月1日現在)

## 7. 生活保護等の状況

令和6年度における被保護世帯数は、297世帯、被保護人員は335人となっています。また、保護率は29.2%（ハ°-ミル）となっています。生活保護受給世帯数は、令和2年度以降増減を繰り返しながら推移しています。



生活保護受給世帯等の状況

単位:世帯、人、%

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
被保護世帯数	303	320	316	296	298	285	297
被保護人員	365	382	370	345	343	325	335
保護率	31.7%	33.3%	32.2%	29.9%	29.9%	28.4%	29.2%

資料:保健福祉課(各年3月31日現在)

## 8. 産業別就業者数の推移

令和2年における産業別就業構造をみると、第3次産業が73.5%、第2次産業が17.2%、第1次産業が9.1%、分類不能が0.3%となっています。

沖縄県平均に比べて第1次産業、第2次産業の割合が高いものの、第3次産業に特化した就業構造となっています。

産業別就業者数の推移

単位:人、%

	平成12年		平成17年		平成22年		平成27年		令和2年		沖縄県(R2)	
	人数	%	人数	%								
第1次産業	492	13.2	691	16.2	570	13.1	512	11.1	400	9.1	23,267	4.0
農業	443	11.9	631	14.8	502	11.5	457	9.9	365	8.3	20,781	3.6
林業	1	0.0	0	0.0			0	0.0	3	0.1	168	0.0
漁業	48	1.3	60	1.4	68	1.6	55	1.2	32	0.7	2,318	0.4
第2次産業	788	21.1	721	16.9	725	16.7	764	16.6	758	17.2	79,353	13.7
鉱業	0	0.0	0	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	1	0.0	2	0.0	3	0.1	289	0.1
建設業	670	18.0	602	14.1	561	12.9	576	12.5	600	13.6	52,022	9.0
製造業	118	3.2	119	2.8	163	3.7	186	4.0	155	3.5	27,042	4.7
第3次産業	2,445	65.5	2,865	67.0	3,011	69.2	3,318	72.0	3,248	73.5	451,426	78.2
卸売・小売業、飲食店	690	18.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
飲食店、宿泊業	-	-	445	10.4	-	-	-	-	-	-	-	-
卸売業、小売業	-	-	445	10.4	435	10.0	466	10.1	372	8.4	81,655	14.1
宿泊業、飲食サービス業	-	-	-	-	442	10.2	498	10.8	449	10.2	46,677	8.1
金融業、保険業	29	0.8	33	0.8	34	0.8	22	0.5	29	0.7	11,040	1.9
不動産業	19	0.5	14	0.3	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産業、物品賃貸業	-	-	-	-	27	0.6	60	1.3	30	0.7	13,445	2.3
運輸業、通信業	150	4.0	132	3.1	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	-	-	17	0.4	31	0.7	33	0.7	45	1.0	14,375	2.5
運輸業、郵便業	-	-	-	-	132	3.0	125	2.7	111	2.5	25,594	4.4
電気・ガス・熱供給・水道業	34	0.9	26	0.6	31	0.7	33	0.7	43	1.0	3,096	0.5
学術研究、専門・技術サービス業	-	-	-	-	63	1.4	66	1.4	55	1.2	18,500	3.2
生活関連サービス業、娯楽業	-	-	-	-	184	4.2	195	4.2	141	3.2	22,007	3.8
教育、学習支援業	-	-	153	3.6	172	4.0	189	4.1	236	5.3	33,978	5.9
医療、福祉	-	-	528	12.3	647	14.9	841	18.3	926	21.0	90,530	15.7
複合サービス事業	-	-	49	1.1	29	0.7	28	0.6	22	0.5	4,924	0.9
サービス業	1,307	35.0	756	17.7	480	11.0	456	9.9	485	11.0	49,805	8.6
公務	216	5.8	267	6.2	304	7.0	306	6.6	304	6.9	35,800	6.2
分類不能	5	0.1	0	0.0	48	1.1	14	0.3	12	0.3	23,373	4.0
合計	3,730	100.0	4,277	100.0	4,354	100.0	4,608	100.0	4,418	100.0	577,419	100.0

資料:国勢調査

## 第 2 節 町民アンケートの概要

---

### 1. 町民アンケート調査の概要

#### (1)調査の目的

「第4次金武町いきいき・ふれあいプラン(金武町地域福祉計画・地域福祉活動計画)」の策定に向けて、町民の皆様の地域福祉に対する意識や考え方、取り組みに関するご意見などを把握し、基礎資料として活用することを目的に調査を実施しました。

#### (2)調査の対象者数

町内にお住まいの20歳以上74歳までの方から 2,500 人程を無作為抽出

#### (3)調査の回収方法

郵送による配布・回収を基本としながら、調査票にURL及びQRコードを記載し、WEBでも回答できる方法で調査を実施しました。

#### (4)調査票の期間

令和7年9月～10月

#### (5)調査票の回収状況

	配布数	回収数	有効回答数	実質回収率
調査票回収状況	2,500 件	895 件	864 件 (うちWEB回答 229 件)	34.6%

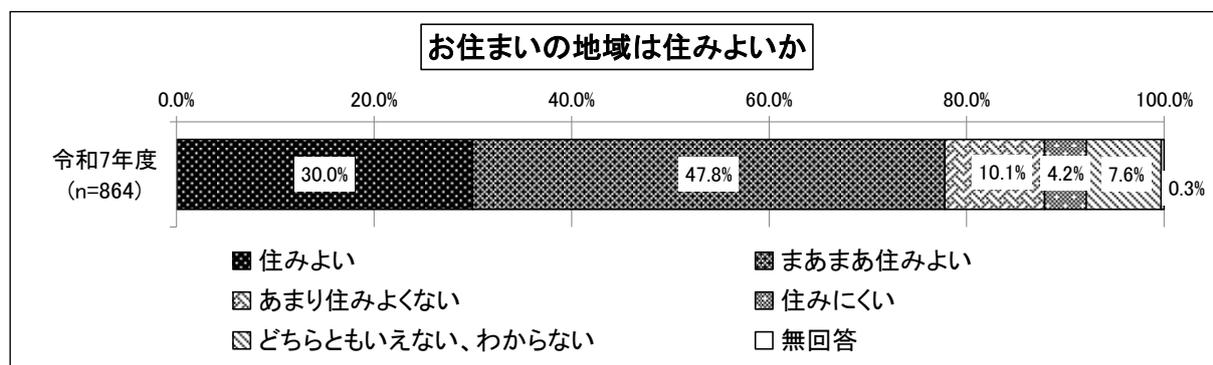
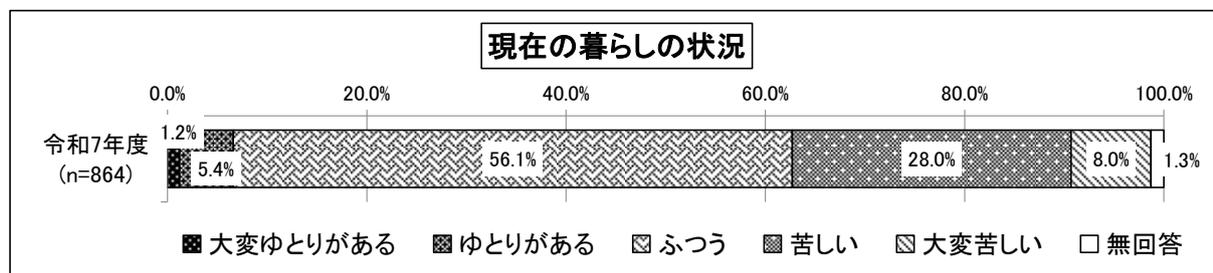
※集計では、小数点第2位を四捨五入しているため、割合を合計しても100.0%にならない場合があります。

※回答者を限定した質問に対しては、限定回答者数を母数として集計を行っています。

## 2. 町民アンケート結果の概要

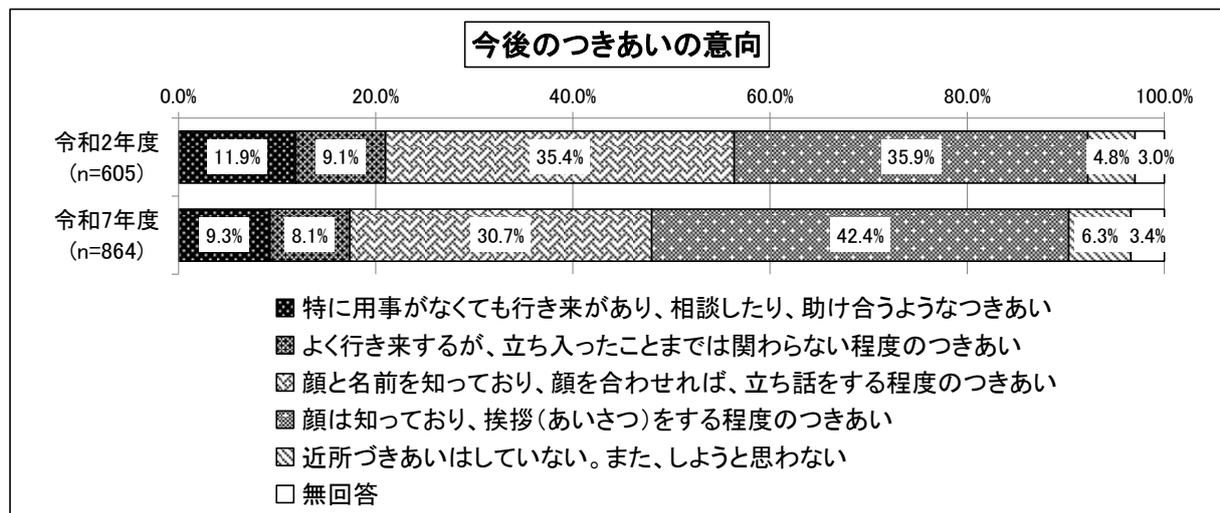
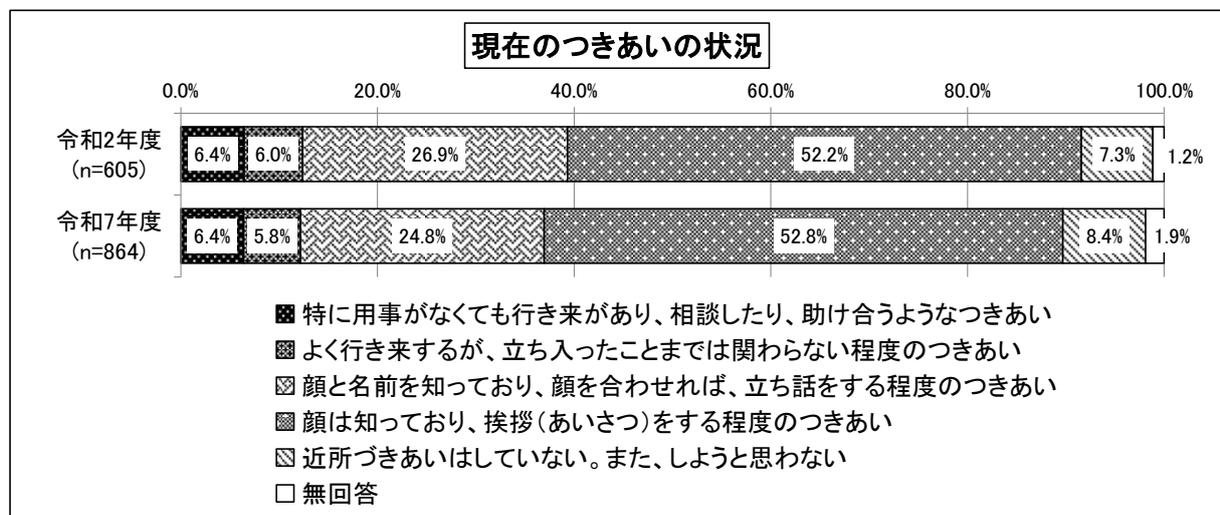
### (1)属性(あなた自身のことについて)

- 対象者の年齢は、「60代」(24.4%)が最も高く、次いで「50代」(22.8%)、「40代」(16.4%)、「70代」(16.1%)、「30代」(10.9%)の順となっています。
- 性別は、「女性」が52.0%、「男性」が45.8%、「回答しない」が1.4%で「女性」の割合が高くなっています。
- お住まいの地域は、「金武区」が40.7%、「並里区」が22.8%、「屋嘉区」が18.6%、「伊芸区」及び「中川区」が同率の8.3%となっています。
- 家族構成は、「親子(二世帯)」(41.1%)や「夫婦のみ」(23.5%)の割合が高く、「一人暮らし」は20.4%となっています。
- 現在の暮らしの状況は、「ふつう」が56.1%で最も高く、次いで「苦しい」(28.0%)、「大変苦しい」(8.0%)、「ゆとりがある」(5.4%)、「大変ゆとりがある」(1.2%)の順となっています。
- 金武町の居住年数は、「15年以上」が70.6%で最も高く、金武町への「愛着」は59.7%の方が「感じている」と回答しています。
- お住まいの地域は住みよいかは、住みよい(「住みよい」+「まあまあ住みよい」)が77.8%、住みにくい(「あまり住みよくない」+「住みにくい」)が14.3%となっており、住みにくいと感ずる理由は「買い物が不便だから」(48.0%)や「仕事が少ないから」(38.2%)の割合が高くなっています。

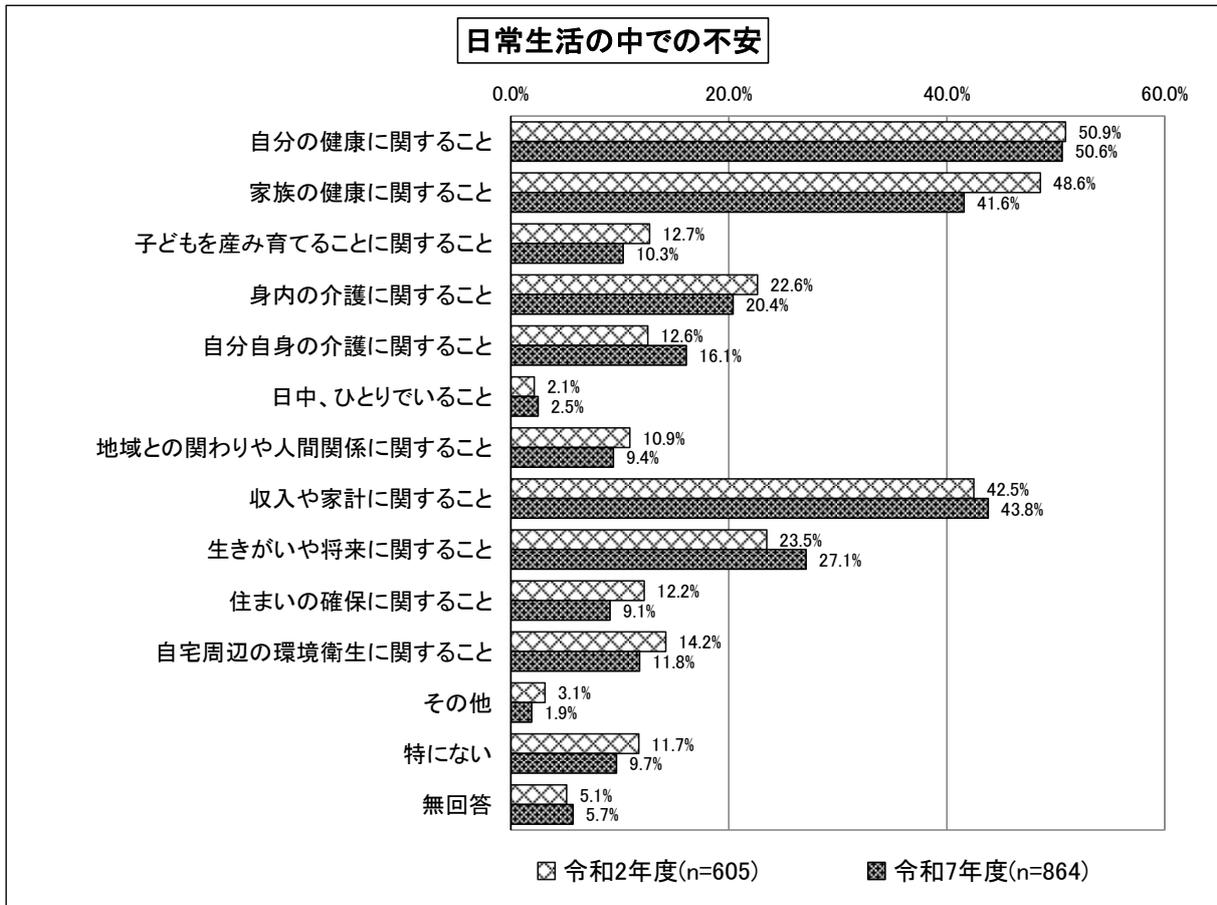


## (2)日常生活における地域との関わりについて

- 隣近所とのつきあいに関して、現状は「顔は知っており、挨拶をする程度のつきあい」が 52.8%で最も高く、今後のつきあい方の意向は「顔は知っており、挨拶をする程度のつきあい」(42.4%)や、「顔と名前を知っており、顔を合わせれば、立ち話をする程度のつきあい」(30.7%)の割合が高くなっています。
- 現在の幸福度(0点(とても不幸)～10点(とても幸せ))は、「0～3点」が8.4%、「4～6点」が37.3%、「7～10点」が52.6%となっています。
- 心配ごとや困りごとについては、76.3%の方が「相談したいと思う」と回答しており、相談先は「友人・知人」(59.0%)、「同居している親族」(55.5%)、「同居していない親族」(43.6%)が高くなっています。

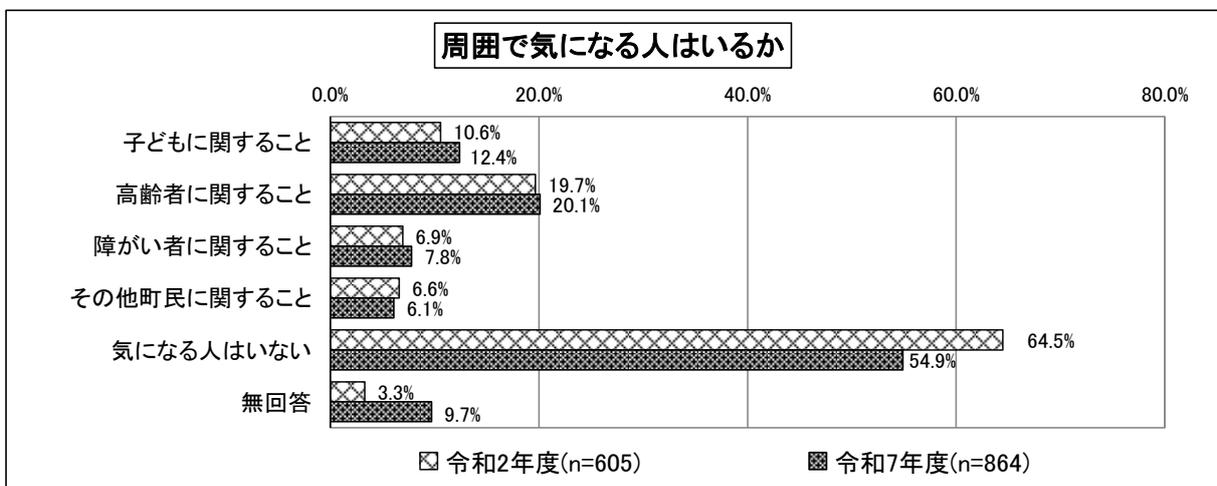


○日常生活で不安を感じることは、「自分の健康に関すること」(50.6%)、「収入や家計に関すること」(43.8%)、「家族の健康に関すること」(41.6%)の割合が高くなっています。



○周囲で気になる人は、54.9%が「気になる人はいない」と回答している一方、「高齢者に関すること」(20.1%)や「子どもに関すること」(12.4%)との回答もあります。

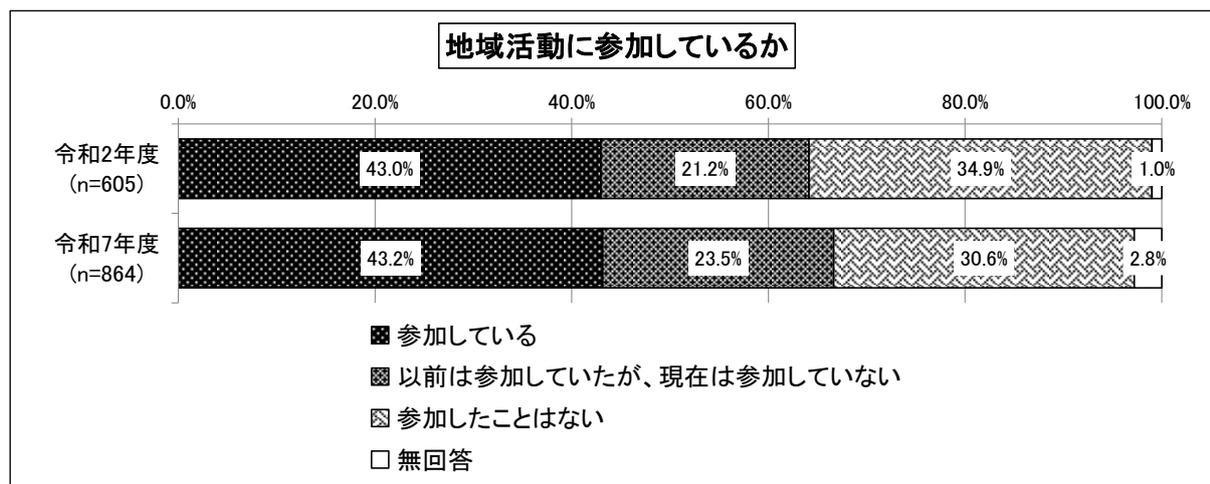
○困っている人へできる手助けは、「役場などへの用事・連絡」(25.6%)、「買い物・食事等の家事援助」(25.2%)、「外出の際の移動援助」(23.8%)の割合が高い一方、「特にない」との回答も22.5%あります。



### (3)地域活動について

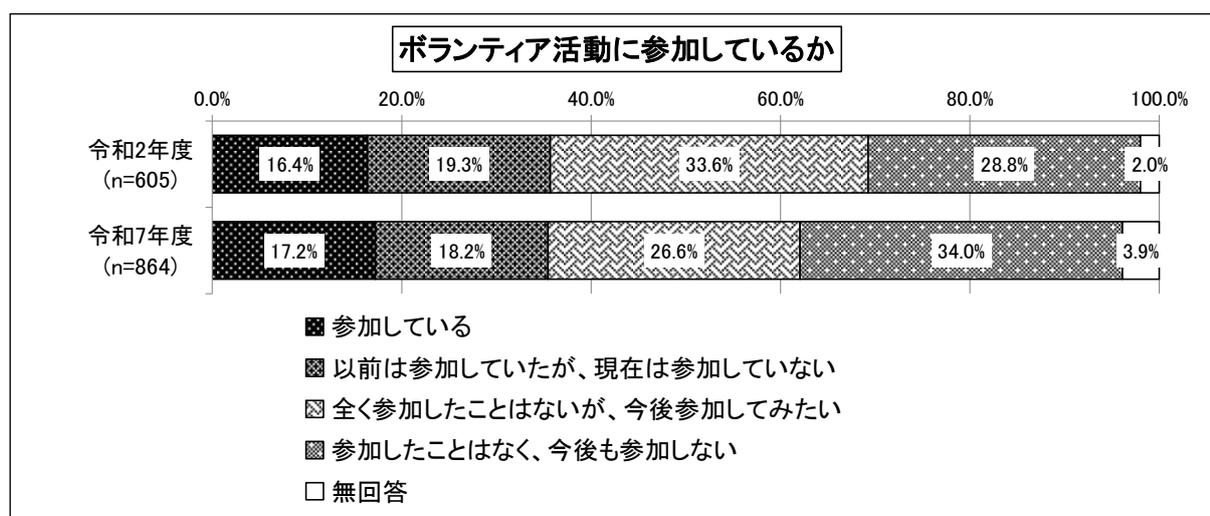
○地域活動への参加状況は、「参加している」(43.2%)が最も高く、次いで「参加したことはない」(30.6%)、「以前は参加していたが、現在は参加していない」(23.5%)の順となっており、参加していない理由は、「時間的な余裕がないから」が48.6%で突出して高くなっています。

○地域活動に対する参加意識は、「無理のない程度に参加すればよいと思う」が77.3%で突出して高く、次いで「積極的に参加することが必要だと思う」(9.6%)、「どちらともいえない」(7.1%)、「熱心な人たちに任せておけばよいと思う」(3.7%)の順となっています。



○ボランティア活動への参加状況は、「参加したことはなく、今後も参加しない」(34.0%)が最も高く、次いで「全く参加したことはないが、今後参加してみたい」(26.6%)、「以前は参加していたが、現在は参加していない」(18.2%)、「参加している」(17.2%)の順となっています。

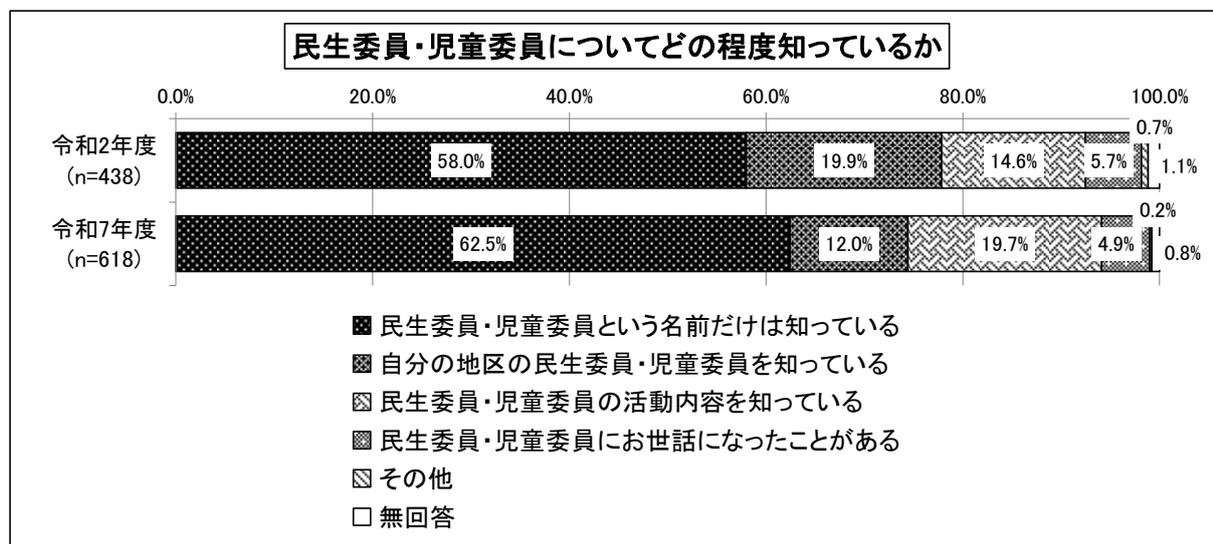
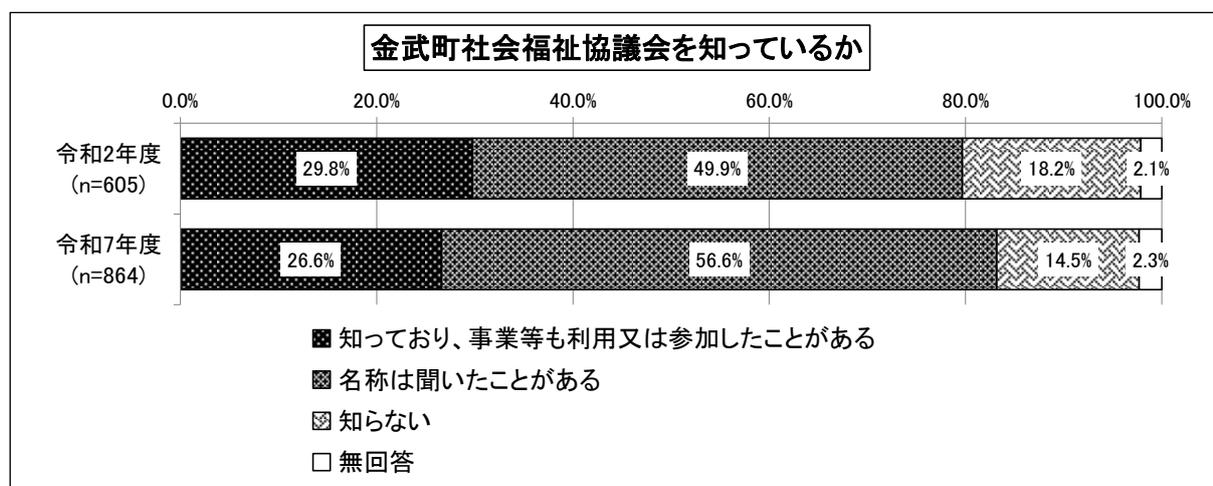
○今後参加してみたいボランティア活動の内容は、「地域の環境衛生活動」(48.7%)、「地域行事等の活動」(35.4%)、「高齢者等への支援」(25.4%)の割合が高くなっています。



#### (4)金武町社会福祉協議会、民生委員・児童委員について

○金武町社会福祉協議会の認知度は、「名称は聞いたことがある」(56.6%)が最も高く、次いで「知っており、事業等も利用又は参加したことがある」(26.6%)、「知らない」(14.5%)の順となっています。

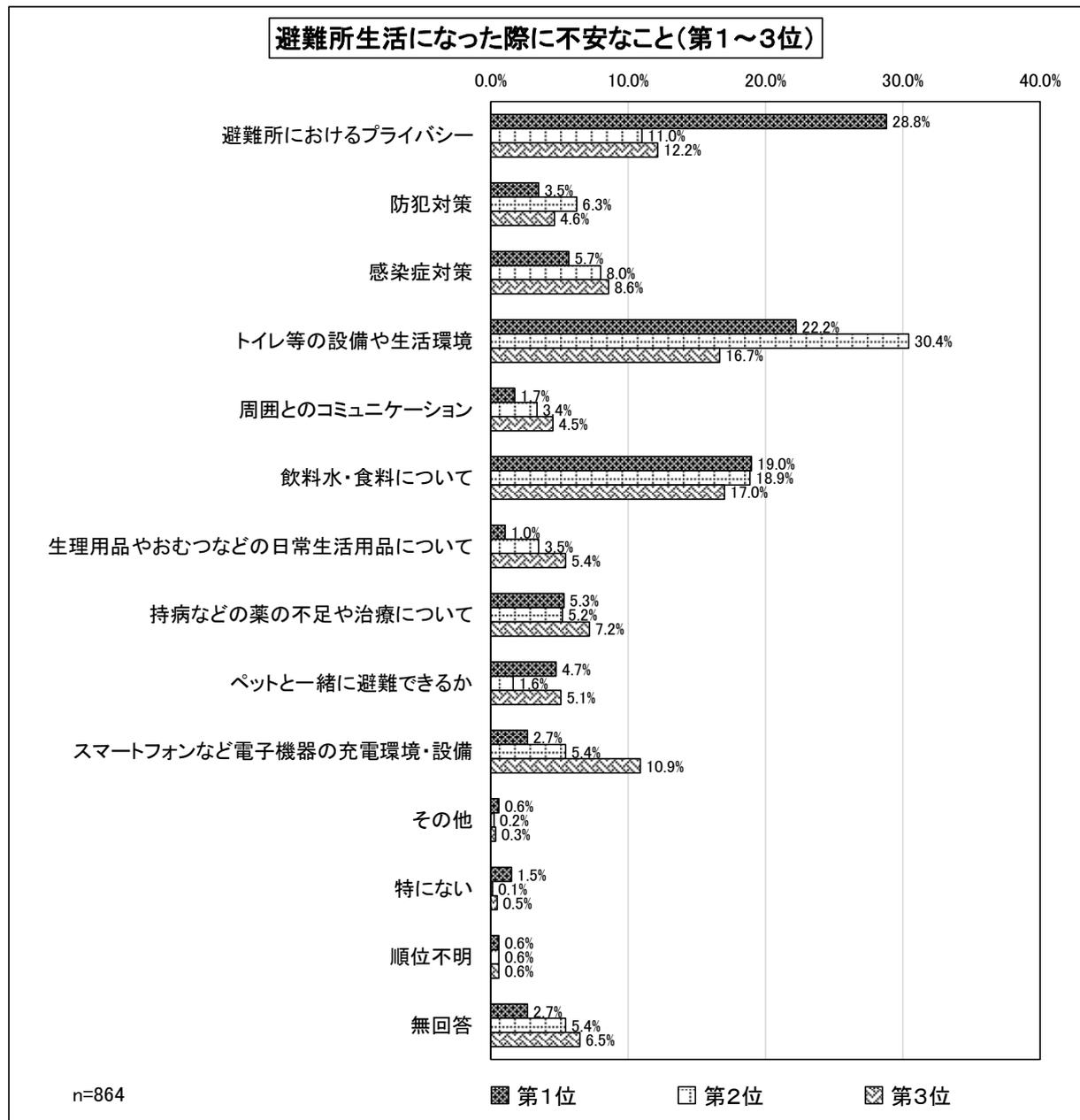
○民生委員・児童委員の認知度は、「知っている」が 71.5%、「知らない」が 27.1%となっており、どの程度知っているかは、「民生委員・児童委員という名前だけは知っている」が62.5%で突出して高く、次いで「民生委員・児童委員の活動内容を知っている」(19.7%)、「自分の地区の民生委員・児童委員を知っている」(12.0%)、「民生委員・児童委員にお世話になったことがある」(4.9%)、「その他」(0.2%)の順となっています。



(5)金武町の福祉のあり方について

○災害時の避難場所については、74.9%の方が「知っている」と回答しており、災害発生時にご自身で避難できるかは、「できる」が83.0%で突出して高く、次いで「わからない」(12.7%)、「できない」(2.9%)の順となっています。

○避難所生活になった際に不安なこと(第1～3位まで順位付け)は、第1位では「避難所におけるプライバシー」(28.8%)、第2位では「トイレ等の設備や生活環境」(30.4%)、第3位では「飲料水・食料について」(17.0%)の割合が高くなっています。

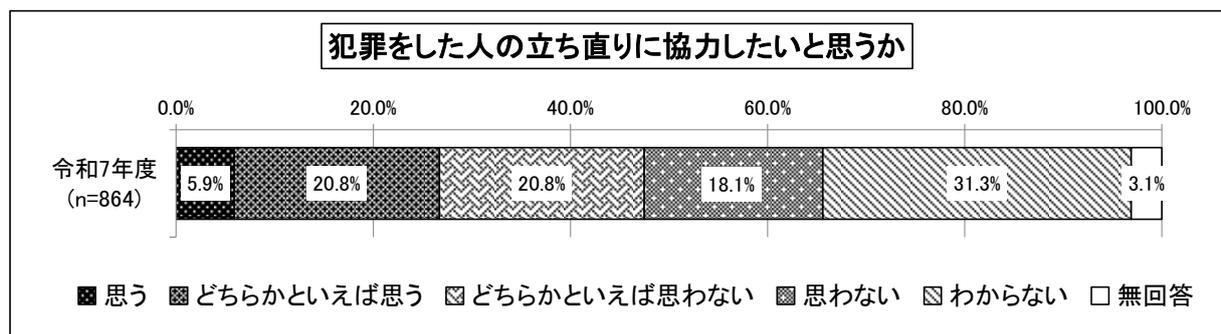
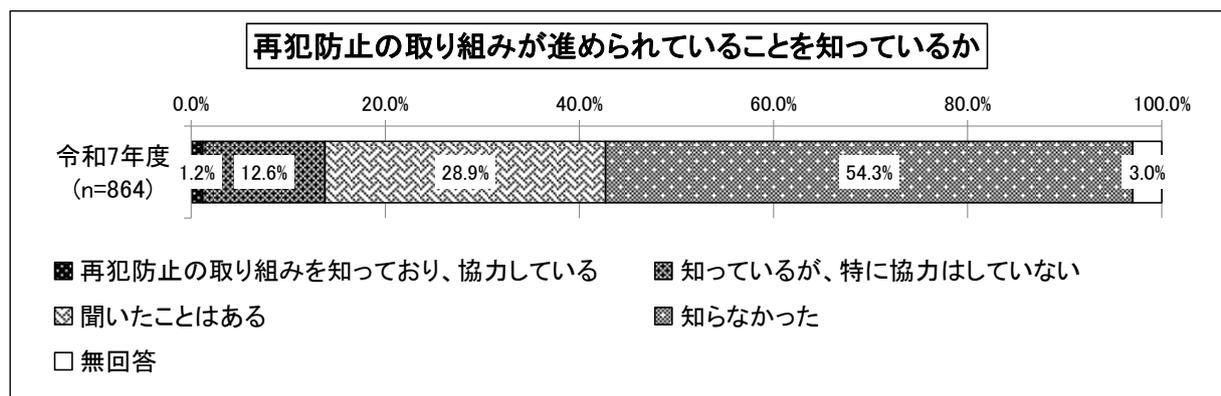
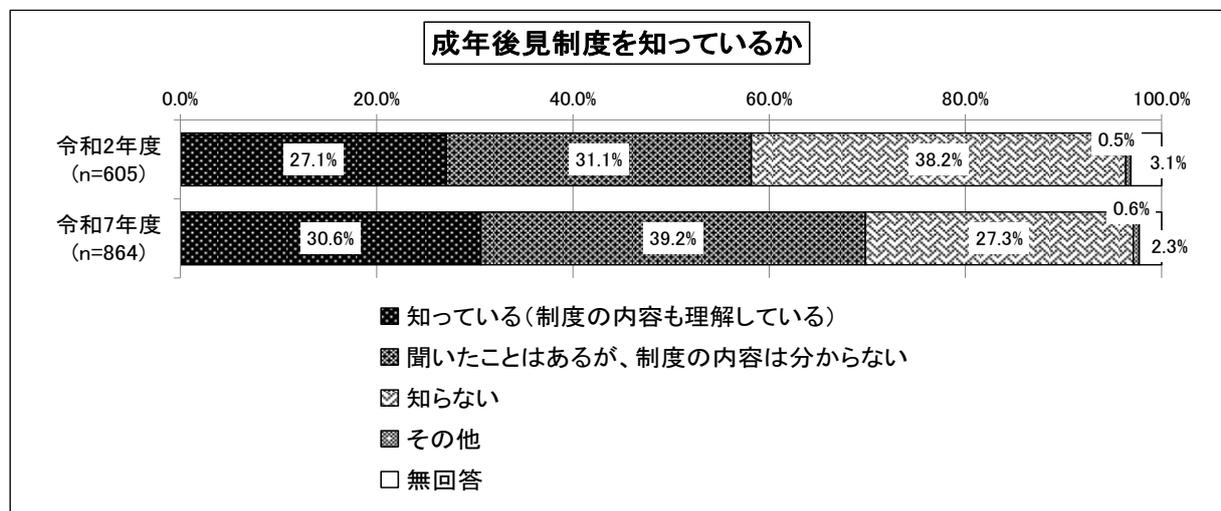


○認知症等になった時に支援をしてくれる人は、「いる」(54.9%)、「わからない」(28.7%)、「いない」(14.9%)の順となっており、その支援をしてくれる人は、「夫又は妻」が60.5%で突出して高くなっています。

○成年後見制度の認知度は、「聞いたことはあるが、制度の内容は分からない」(39.2%)が最も高く、次いで「知っている(制度の内容も理解している)」(30.6%)、「知らない」(27.3%)、「その他」(0.6%)の順となっており、今後の利用意向は、「よくわからない(今後検討する)」が61.6%で突出して高くなっています。

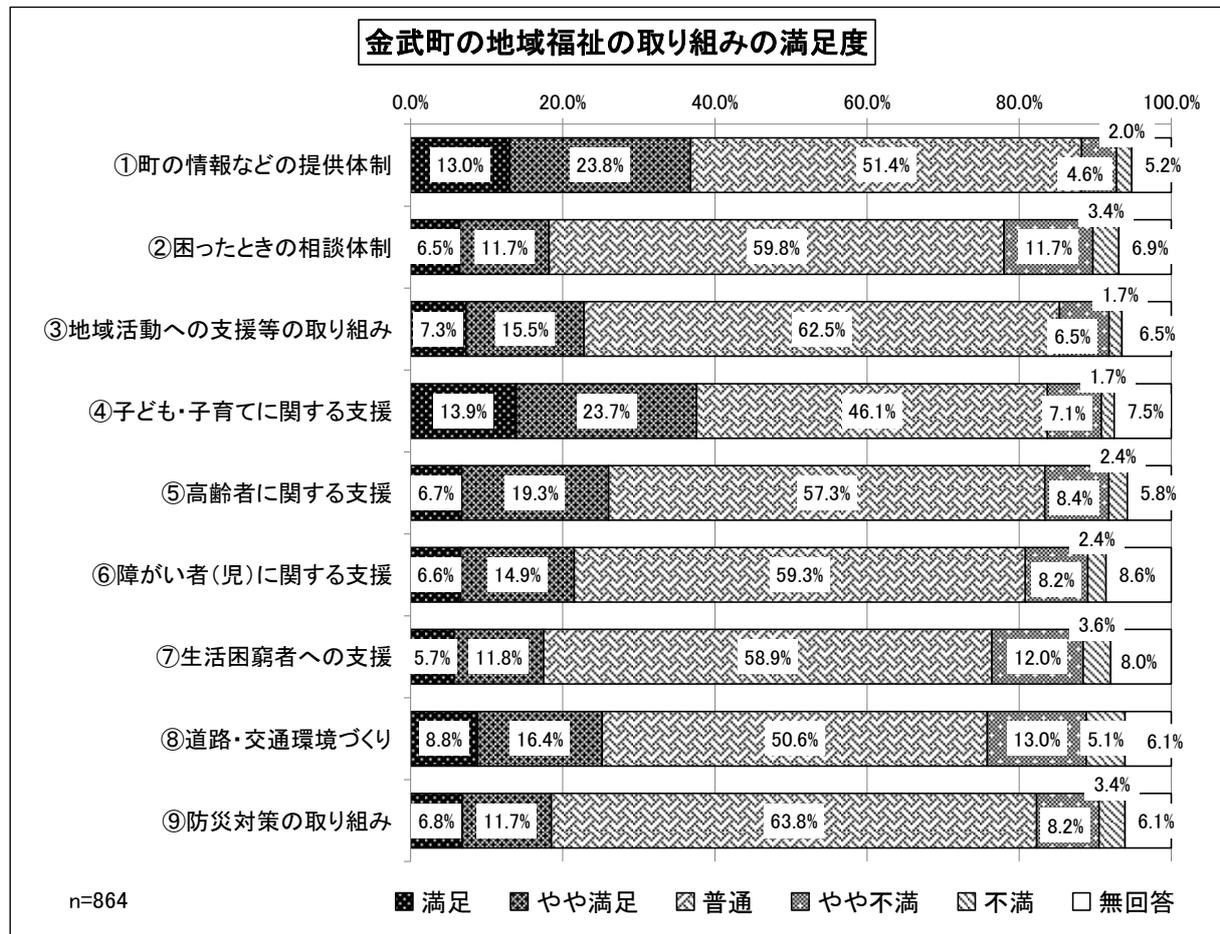
○再犯防止の取り組みが進められていることについては、「知らなかった」(54.3%)が最も高く、次いで「聞いたことはある」(28.9%)、「知っているが、特に協力はしていない」(12.6%)、「再犯防止の取り組みを知っており、協力している」(1.2%)の順となっています。

○犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思うかは、思う(「思う」+「どちらかといえば思う」)が26.7%、思わない(「どちらかといえば思わない」+「思わない」)が38.9%、「わからない」が31.3%となっており、思わないと回答した方の割合が高くなっています。



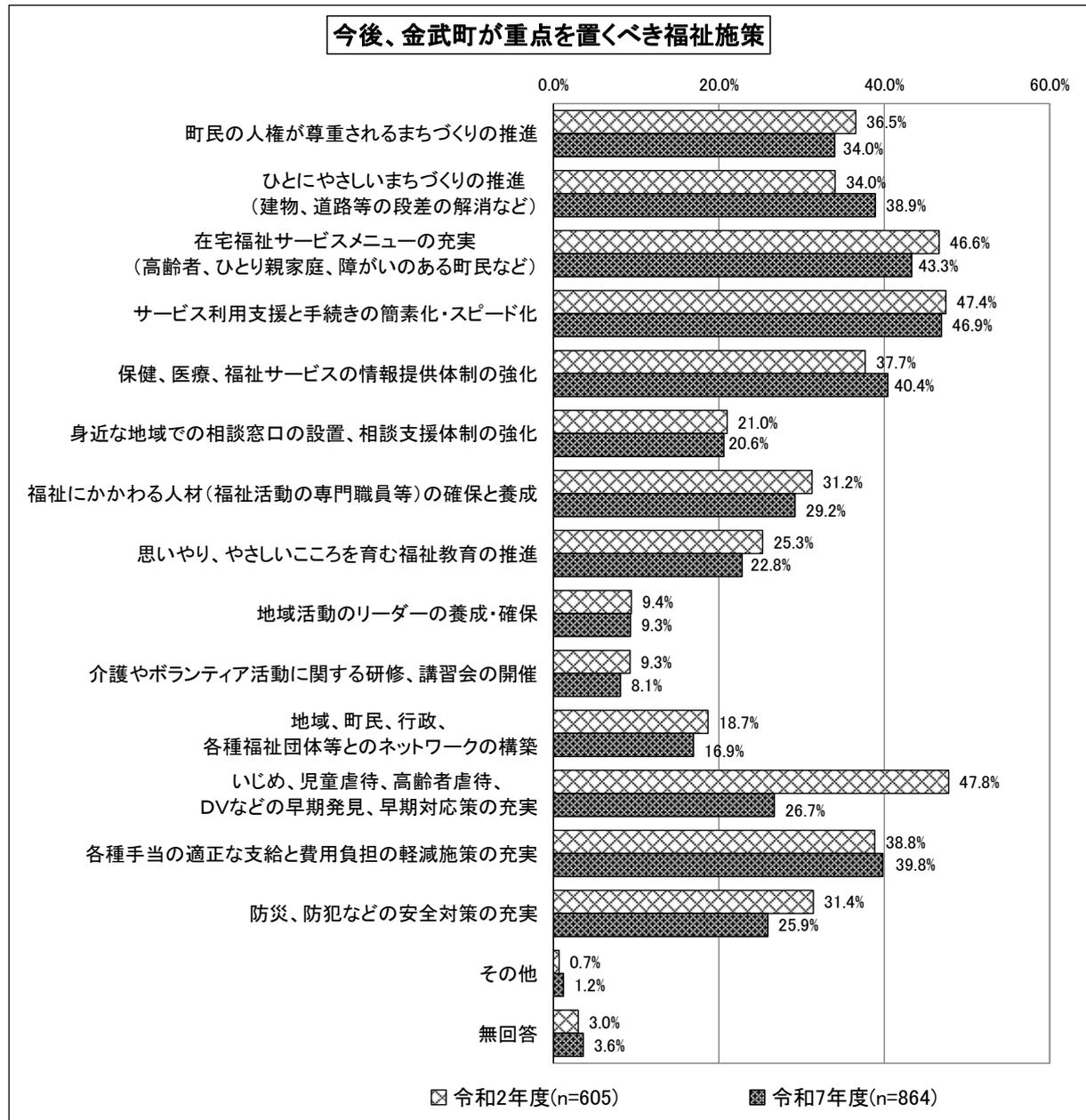
○あれば良いと思う相談窓口は、「各専門家による相談窓口」(64.5%)、「無料相談窓口」(57.5%)の割合が高くなっています。

○金武町の地域福祉の取り組みについての満足度は、満足(「満足」+「やや満足」)では「子ども・子育てに関する支援」(37.6%)、「町の情報などの提供体制」(36.8%)、「高齢者に関する支援」(26.0%)の割合が高く、不満(「やや不満」+「不満」)では「道路・交通環境づくり」(18.1%)、「生活困窮者への支援」(15.6%)、「困った時の相談体制」(15.1%)の割合が高くなっています。



○よりきめ細やかな福祉サービス提供のために必要なことは「福祉に携わる人材(町、社会福祉協議会等の職員を含む)育成・確保を推進する」(55.4%)、「住民を主体とした、支えあいや見守り活動などの相互扶助意識を高める活動を推進する」(31.6%)、「民間活力を積極的に導入する」(31.4%)の割合が高くなっています。

○今後、金武町が重点を置くべき福祉施策は、「サービス利用支援と手続きの簡素化・スピード化」(46.9%)、「在宅福祉サービスメニューの充実(高齢者、ひとり親家庭、障がいのある町民など)」(43.3%)、「保健、医療、福祉サービスの情報提供体制の強化」(40.4%)の割合が高くなっています。



### 3. 行政区ヒアリング結果

本町の5つの行政区に対して、地域活動の状況や課題について意見聴取を行いました。

#### ■ヒアリング実施時期

実施時期:令和7年12月8日から12月9日

実施方法:対面での聞き取り(並里区は質問項目について文書で回答)

#### ■各区の意見概要

##### (1)各団体の共通している課題

- 会員数の減少及び高齢化
- 役員などのなり手不足
- 新規会員及び若い会員が入ってこない

##### (2)各区の意見(詳細)

各区の意見は、以下のとおりです。

#### 【屋嘉区】

##### 1. 行政区における地域活動の状況について(やっている活動)

- ◆海浜清掃をはじめ、豊年まつり、トーカチ、カジマヤーのお祝いなど様々な活動を行っている。
- ◆敬老会や運動会も実施している。
- ◆老人会、子ども会や婦人会も区の行事に参加している(婦人は連合会には入っていない)。

##### 2. 行政区の良いところについて

- ◆老人会、子ども会は活発に活動している。
- ◆区の人口は増えてきている(移住者も多い)。
- ◆子ども会活動から区への加入する人もいる。

##### 3. 行政区の抱える課題について

- ◆人口は増加してきているものの、昔から住んでいる人の割合が少なくなっている(感覚的に3:7の割合)。
- ◆移住者などの区の加入には時間がかかる。
- ◆現在、区の活動などについて、区民から会費を徴収していないが、今後は区費の徴収も検討する。
- ◆区議のなり手が不足している。
- ◆移住したい人からの土地の相談などが増えている。
- ◆ごみの不法投棄が増えている。
- ◆最近、民泊をしているところがあるのか、外国人を住宅地で見かけるようになった。
- ◆50~60代の男性の独身者が多い。

#### 4. 地域に住む困難や悩みを持つ住民への支援について行政区でできること

◆高齢者世帯などを対象に、金武町青年団協議会が中心に庭の草刈りを年1～2回くらいおこなっている。区の青年会でも同様なことができていければ良いと思う。

#### 5. 行政や社会福祉協議会と一緒に取り組みたいこと

- ◆自主防災組織の活動への支援など(訓練、備蓄)
- ◆子どもの貧困対策

#### 6. その他(地域福祉活動を推進するために必要なこと)

- ◆現在、コミュニティバスを各区で運行しているが、バス停なども設定したり、民間のバスとも協力するなど、もっと活用しやすく運行していけると良い。
- ◆区の活動の周知や地域福祉活動を推進するために、班長会などで情報交換や意見交換を積極的にやっていきたい。

### 【伊芸区】

#### 1. 行政区における地域活動の状況について(やっている活動)

- ◆老人クラブ、成人会、青年会、子ども会、スポーツ振興会など子どもから高齢者まで様々な活動が行われている(婦人会は休止中)。
- ◆1月の新春の集いをはじめ、4月の学児奨励会やアブシバレー、6月の慰霊祭、米寿祝いなど区としても様々な活動を行っている。

#### 2. 行政区の良いところについて

- ◆自主防災組織があり、訓練などの活動を行っている。
- ◆区民運動会も2年に1回開催しており、その際には防災訓練兼ねた取り組みも実施している。
- ◆伝統芸能(南ヌ島)の継承にも力を入れている。
- ◆人口も少し増えてきている。

#### 3. 行政区の抱える課題について

- ◆婦人会の役員のなり手がいない状況である(区の行事の際には手伝ってくれる人はいる)。
- ◆子育て世帯の方で、区の行事へ参加しない方へのフォロー。
- ◆空き家紹介の問合せや、住宅を作る土地の相談などが多くなっている。

#### 4. 地域に住む困難や悩みを持つ住民への支援について行政区でできること

- ◆単身高齢者世帯への訪問などを行っている。
- ◆以前、ヤクルトの販売員の方から、様子がおかしい家があるとの連絡があり、対応したことがある。
- ◆学校の登校の際にバスに乗り遅れた児童を小学校に連れて行ったことがある。

#### 5. 行政や社会福祉協議会と一緒に取り組みたいこと

- ◆先日、社会福祉協議会と実施した「地域食堂」は評判が良かったので、また実施したい。
- ◆異文化体験として県外(北海道、長野)の子どもたちとの交流事業を行っており、今後も継続して取り組んでいきたい(区が8割補助、個人2割負担)。

#### 6. その他(地域福祉活動を推進するために必要なこと)

- ◆地域福祉活動を推進するためには、「まず交流」「訪ねてみる」ということを地道にしていくなかと思う。

### 【金武区】

#### 1. 行政区における地域活動の状況について(やっている活動)

- ◆老人会をはじめ、成人会、青年会、婦人会などが様々な活動をしている。
- ◆区としては、観月会や公民館まつりなども開催している。
- ◆区の行事ごとに、各団体との情報交換などを事前に開催している。
- ◆区民運動会がなくなり、各班対抗のグランドゴルフ大会を実施(小学校高学年から参加課可)。

#### 2. 行政区の良いところについて

- ◆金武区は、32 班あり、各班の団結力が強い。
- ◆伝統芸能があり、継承されている。
- ◆「テービー(たいまつ、綱引き)」が近年に 22 年ぶりに実施したことを契機に、区民の行事への参加も増えてきている。

#### 3. 行政区の抱える課題について

- ◆人口も少し減ってきているように感じ、特に少子高齢化が顕著である。
- ◆隣近所の関係性が少し薄くなってきているように感じる。

#### 4. 地域に住む困難や悩みを持つ住民への支援について行政区でできること

- ◆以前は、区民の方の困りごとなどの相談もあったが、最近は困りごとの把握も個人情報保護の観点から難しくなっている(区に情報が入ってこない)。

#### 5. 行政や社会福祉協議会と一緒に取り組みたいこと

- ◆民生委員、社会福祉協議会と区民に関する情報共有と対応に関する意見交換会などを定期的実施したい。

#### 6. その他(地域福祉活動を推進するために必要なこと)

- ◆上記の 5 の取り組みをしていくことが重要だと思う。

## 【並里区】

1. 行政区における地域活動の状況について(やっている活動)
◆成人会による独居老人宅の除草・雑木の剪定 ◆成人会による金小学校の石垣の除草 ◆老人クラブと地域の中学生とグランドゴルフの実施 など
2. 行政区の良いところについて
◆小さなコミュニティなので、皆が顔見知りで、日頃の挨拶から始まり、集会等の連絡が容易である。
3. 行政区の抱える課題について
◆各種団体(老人クラブ 800 名、成人会 400 名、青年会、子ども会、少年野球)等の活動への参加が少ない状況がある。 ◆各団体の集会への参加が会員の半数以下しか参加しない状況である。
4. 地域に住む困難や悩みを持つ住民への支援について行政区でできること
◆買い物弱者への送迎支援(ただし、介護が必要な方は難しい)
5. 行政や社会福祉協議会と一緒に取り組みたいこと
◆現状の活動で十分だと思う。 ◆各班長(計24班)による赤い羽根などの基金活動などをはじめ、様々な取り組みを実施している。 ◆地域活動として、実施した方が良い取り組みがあれば、情報提供や提案をしてもらいたい。
6. その他(地域福祉活動を推進するために必要なこと)
◆現状の取り組みを実施していきながら、必要に応じて取り組んでいきたい。

## 【中川区】

1. 行政区における地域活動の状況について(やっている活動)
◆青年会による粗大ごみ回収(年1回)をはじめ、成人会による独居老人宅美化清掃活動、各団体連絡協議会による情報共有・連携など様々な取り組みを行っている。 ◆また、老人会も活発に活動しているをはじめ、婦人会による緑化活動、子ども会も活動を行っている。 ◆区民運動会も2年に1回実施している。
2. 行政区の良いところについて
◆地域の団結力が強い。 ◆緑が多く、自然環境に恵まれている。

### 3. 行政区の抱える課題について

- ◆少子高齢化の進行(区内の子どもは少ない)。
- ◆住居は増えたが、人口は増えていない。
- ◆様々な区の取り組みを実施していくにあたり、予算もかかるため「区費の徴収」も検討する必要がある(長寿のお祝いなどの負担も大きくなっている)。
- ◆移住者の地域活動へのかかわり方が違うため、対応に苦慮している。
- ◆区の情報発信と行政情報の配布の分け方が難しい。
- ◆学童と公民館の住み分け

### 4. 地域に住む困難や悩みを持つ住民への支援について行政区でできること

- ◆関係団体と連携した早期把握と相談対応。
- ◆独居高齢者や支援を必要とする世帯への声かけ・訪問活動。
- ◆相談がしやすい地域づくりを進めていきたい。

### 5. 行政や社会福祉協議会と一緒に取り組みたいこと

- ◆見守り支援体制の強化
- ◆福祉に関する情報提供や相談体制の充実
- ◆高齢者・住民向け福祉講座の開催
- ◆現在、自主防災組織の設立に向けて取り組んでいるところであり、防災士の資格取得、停電時の発電機購入費の援助など地域防災力強化への支援

### 6. その他(地域福祉活動を推進するために必要なこと)

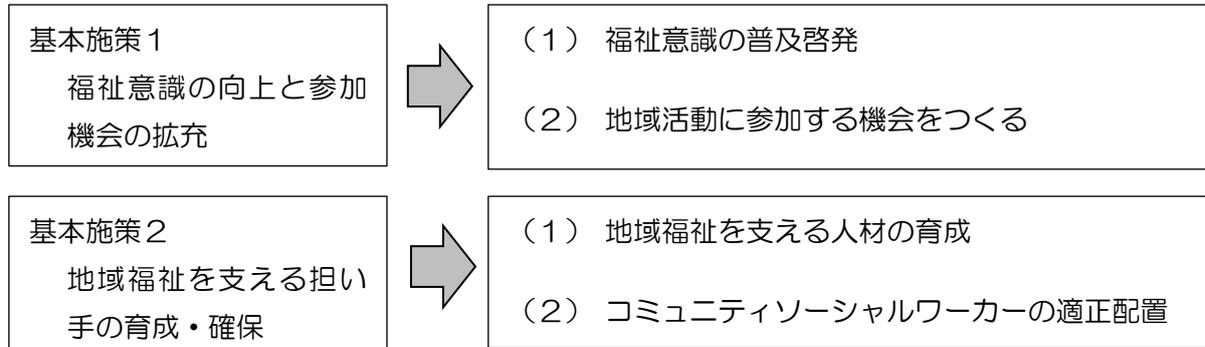
- ◆担い手不足の解消に向けた人材育成(30~40代)
- ◆若い世代の地域活動への参加促進
- ◆行政・社会福祉協議会との継続的な情報共有と支援体制の強化

### 第3節 前計画における取り組みの進捗状況

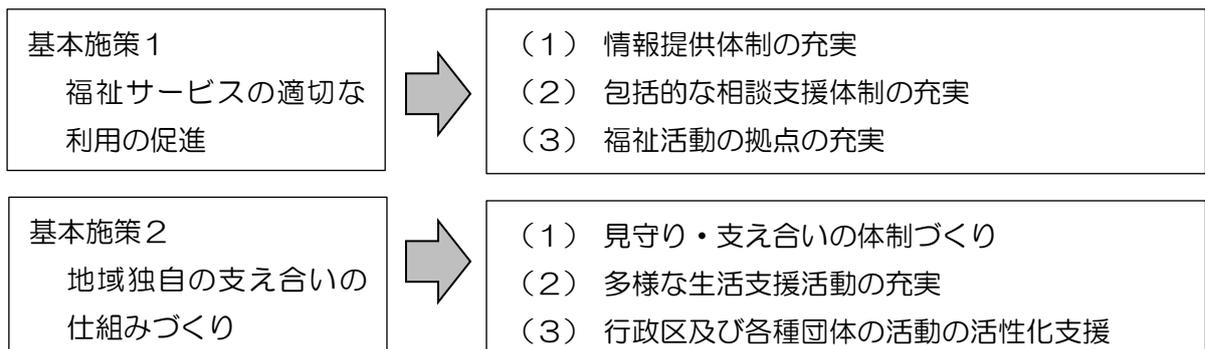
---

#### <前計画の施策の体系>

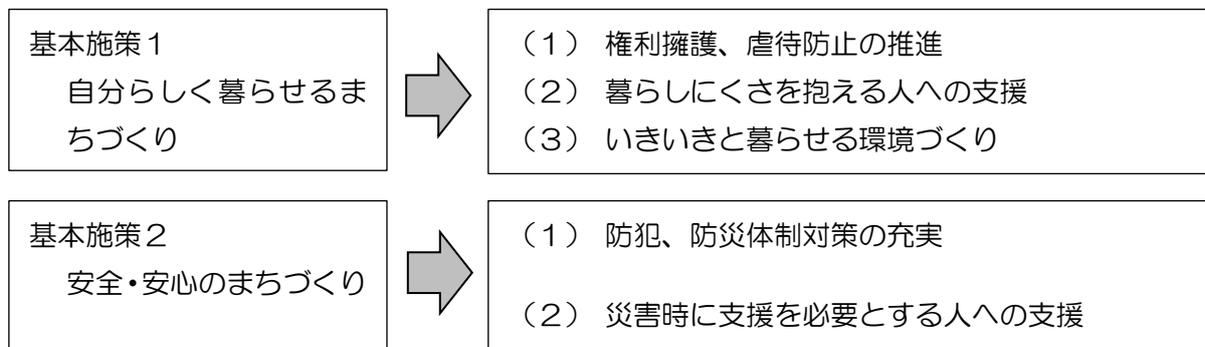
##### 基本目標1:地域福祉活動の担い手をつくる



##### 基本目標2:支え合いのあるやさしい地域をつくる



##### 基本目標3:いきいきと暮らせる地域をつくる



## 1. 基本目標別の事業の進捗評価

### (1) 行政(金武町役場)

行政の第3次金武町いきいき・ふれあいプラン(金武町地域福祉計画・金武町地域福祉活動計画)の進捗評価については、計画全体で49事業が位置づけられており、そのうち12事業(24.5%)がA評価(概ね進捗している)、33事業(67.3%)がB評価(課題はあるが、進捗している)、4事業(8.2%)がC評価(未実施)となっています。

#### 【評価基準】

A:概ね進捗している B:課題はあるが、進捗している C:未実施

	A	B	C	合計
基本目標1. 地域福祉活動の担い手をつくる	0 0.0%	9 100.0%	0 0.0%	9 100.0%
基本施策1. 福祉意識の向上と参加機会の拡充	0 0.0%	6 100.0%	0 0.0%	6 100.0%
基本施策2. 地域福祉を支える担い手の育成・確保	0 0.0%	3 100.0%	0 0.0%	3 100.0%
基本目標2: 支え合いのあるやさしい地域をつくる	3 20.0%	10 66.7%	2 13.3%	15 100.0%
基本施策1. 福祉サービスの適切な利用の促進	1 20.0%	4 80.0%	0 0.0%	5 100.0%
基本施策2. 地域独自の支え合いの仕組みづくり	2 20.0%	6 60.0%	2 20.0%	10 100.0%
基本目標3: いきいきと暮らせる地域をつくる	9 36.0%	14 56.0%	2 8.0%	25 100.0%
基本施策1. 自分らしく暮らせるまちづくり	6 42.9%	7 50.0%	1 7.1%	14 100.0%
基本施策2. 安全・安心のまちづくり	3 27.3%	7 63.6%	1 9.1%	11 100.0%
合計	12 24.5%	33 67.3%	4 8.2%	49 100.0%

## (2)金武町社会福祉協議会

金武町社会福祉協議会の第3次金武町いきいき・ふれあいプラン(金武町地域福祉計画・金武町地域福祉活動計画)の進捗評価については、計画全体で49事業が位置づけられており、そのうち37事業(75.5%)がA評価(概ね進捗している)、11事業(22.4%)がB評価(課題はあるが、進捗している)、1事業(2.0%)がC評価(未実施)となっています。

### 【評価基準】

A:概ね進捗している B:課題はあるが、進捗している C:未実施

	A	B	C	合計
基本目標1. 地域福祉活動の担い手をつくる	11 91.7%	1 8.3%	0 0.0%	12 100.0%
基本施策1. 福祉意識の向上と参加機会の拡充	5 83.3%	1 16.7%	0 0.0%	6 100.0%
基本施策2. 地域福祉を支える担い手の育成・確保	6 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	6 100.0%
基本目標2: 支え合いのあるやさしい地域をつくる	10 52.6%	8 42.1%	1 5.3%	19 100.0%
基本施策1. 福祉サービスの適切な利用の促進	6 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	6 100.0%
基本施策2. 地域独自の支え合いの仕組みづくり	4 30.8%	8 61.5%	1 7.7%	13 100.0%
基本目標3: いきいきと暮らせる地域をつくる	16 88.9%	2 11.1%	0 0.0%	18 100.0%
基本施策1. 自分らしく暮らせるまちづくり	11 91.7%	1 8.3%	0 0.0%	12 100.0%
基本施策2. 安全・安心のまちづくり	5 83.3%	1 16.7%	0 0.0%	6 100.0%
合計	37 75.5%	11 22.4%	1 2.0%	49 100.0%

## 2. C評価の事業について

基本目標別のC評価(未実施)の事業は、以下のとおりです。

### (1)行政(金武町役場)

基本目標	C評価の事業
2. 支え合いのあるやさしい地域をつくる	<p>2. 地域独自の支え合いの仕組みづくり</p> <p>(1)見守り・支え合いの体制づくり</p> <p>①「保健福祉推進会」の活動支援:各地域の生活課題の解決方法の検討や支援活動の活性化に向け「保健福祉推進会」の活動支援の充実に努めます。 →保健福祉推進会は活動休止状態で、現在は行政区ごとに取り組みを進めている。(保健福祉課)</p> <p>2. 地域独自の支え合いの仕組みづくり</p> <p>(2)多様な生活支援活動の充実</p> <p>①新たな生活支援サービスの創設:地域の暮らしのなかでの困りごと(買い物支援、移動支援等)住民同士を担い手とした支え合い活動の仕組みをつくりまします。 →高齢化、近所付き合いの希薄化により、住民同士での支え合い活動の仕組みを整えることができなかった。(保健福祉課)</p>
3. いきいきと暮らせる地域をつくる	<p>1. 自分らしく暮らせるまちづくり</p> <p>(3)いきいきと暮らせる環境づくり</p> <p>③子どもの見守り隊の結成:子ども達の通学路における登下校の安全を確保するため、「子ども見守り隊」の結成に向けた取り組みを進めます。 →子どもの見守り隊については結成には至っていないが、関係機関による見守り活動は実施されている。(保健福祉課)</p> <p>2. 安全・安心のまちづくり</p> <p>(1)防犯、防災対策の充実</p> <p>④災害ボランティアの育成と活用:災害からの復興や生活支援をサポートする災害ボランティアへの意識啓発を図るとともに、その活用に向けたマニュアル作りを進めます。 →災害ボランティアの育成や活用については、知識や人員不足等もあり、手が回っていない状態となっている。(総務課)</p>

### (2)金武町社会福祉協議会

基本目標	C評価の事業
2. 支え合いのあるやさしい地域をつくる	<p>2. 地域独自の支え合いの仕組みづくり</p> <p>(1)見守り・支え合いの体制づくり</p> <p>①「保健福祉推進会」の活動支援:各地域の生活課題の解決方法の検討や支援活動の活性化に向け「保健福祉推進会」の活動支援の充実に努めます。 →保健福祉推進会への支援は実施していない状況である。</p>

### 3. 基本目標別の成果指標

基本目標別の成果指標の達成状況は、3つが達成、3つが未達成となっており、未達成の成果指標は、「金武町に対する「愛着」を感じている人の割合」、「自分の地区の民生委員・児童委員を知っている人の割合」、「自分が住んでいる地域が「住みよい」と感じている町民の割合」となっています。

基本目標	成果指標の内容	根拠	現状	目標	実績	達成/未達成
			令和2年度	令和7年度	令和7年度	
基本目標1	・金武町に対する「愛着」を感じている人の割合	町民アンケート	64.6%	増加	59.7%	未達成
	・地域活動に参加したことがない町民の割合		34.9%	減少	30.6%	達成
基本目標2	・ボランティア活動をしている人の割合		16.4%	増加	17.2%	達成
	・自分の地区の民生委員・児童委員を知っている人の割合		19.9%	増加	12.0%	未達成
基本目標3	・自分が住んでいる地域が「住みよい」と感じている町民の割合		— (新規)	50%以上	30.0%	未達成
	・成年後見制度を知っている人(制度の内容も理解)の割合		27.1%	増加	30.6%	達成

### 4. 基本目標別の活動指標

基本目標別の活動指標をみると、6つが達成、2つが未達成となっており、未達成の活動指標は「ライフライン事業者との連携」、「民生委員児童委員の定数確保」となっています。

基本目標	活動指標	根拠	単位	現状	目標	実績	達成/未達成
				令和元年度	令和7年度	令和7年度	
基本目標1	ボランティア団体登録数	社協	団体	12	18	32	達成
	ボランティア登録人数	社協	人	85	130	131	達成
	コミュニティソーシャルワーカーの適正配置	設置状況	人	2	3	5	達成
基本目標2	ライフライン事業者との連携	協定書締結	件数	0	3	0	未達成
	民生委員児童委員の定数確保	保健福祉課	人	26	26	25	未達成
	行政区の福祉懇談会の開催	保健福祉課	回	5	5	5	達成
基本目標3	成年後見制度等の中核機関の設置	—		—	設置	設置済	達成
	安全教室、講演会等の開催	開催状況	回数	1	5	13	達成



## 第3章

### 計画の基本的な考え方



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 第1節 計画の方向性

#### 1. 本計画で推進する事項について

地域のなかで、安心して暮らしていくため、地域住民の主体的な支え合い、助け合いの活動や多様な関係機関が連携・協働することで地域の課題を解決する仕組みをつくることが期待されています。地域の課題を解決する仕組みづくりについて、地域住民の主体的な支え合いや助け合いの構築は、長期的な視点をもって地道な取り組みが重要となることから、「計画の視点」「基本理念」「基本目標」は、これまでの計画より引き継ぐものとします。

#### 【計画の視点】

##### ○住民主体(参加)

地域での支え合い、助け合う主体的な活動の受け手であると同時に担い手として参加していくことができるように、地域福祉に対する理解を深め、身近に取り組める活動に積極的に参加することができる環境づくりを進めます。

##### ○重層的な支え合い

地域住民をはじめ、多様な地域福祉の推進主体が連携し、より効果的な支援に結び付けていくことができる重層的な支え合いのネットワークを構築します。

##### ○利用者本位のサービスの提供

利用者の意思を最大限に尊重し、必要とする情報の提供や相談支援の充実を図り、適切な福祉サービスを総合的に提供する体制を整えていきます。

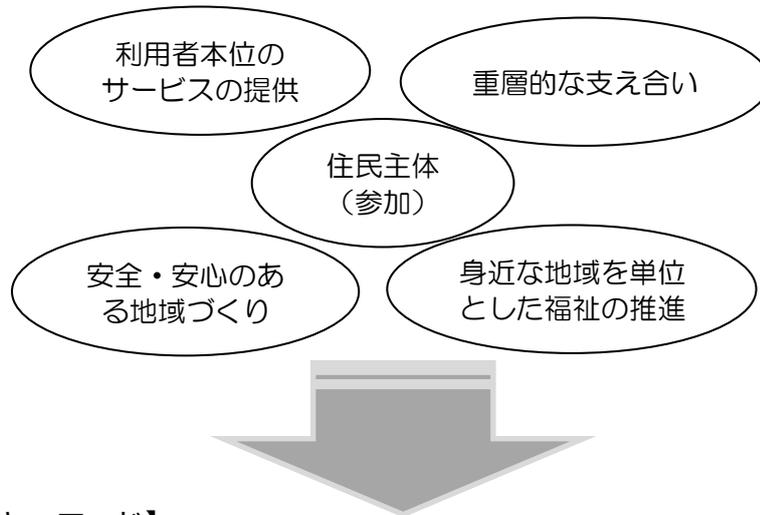
##### ○身近な地域を単位とした福祉の推進

地域住民の主体的な活動によって、適切なサービスにつなげていくためには、身近な地域を単位としたいわゆる“お互いの顔が見える範囲”を最小単位とした活動を推進する仕組みづくりを進めます。

##### ○安全・安心のある地域づくり

災害時における要援護者の把握、避難誘導體制の在り方、移動支援、快適な居住環境等を含め生活関連分野と一体となった安全・安心のある地域づくりを推進します。

## 【計画の視点】



## 【基本理念のキーワード】

- みんなで支え : みんなで参加し、ともに支え合うまちづくり
- その人らしく : その人らしく、自立することを支援するまちづくり
- いきいきと暮らす: 健康でいきいきと暮らせるまちづくり

この計画で実現したいことは、

地域住民が身近な地域を単位として、地域の生活課題などを発見し、支援を必要とする人を孤独にさせない・孤立させないように、一人ひとりが地域の支え合いの担い手となって助け合いのある地域をつくるという「共助」の取り組みを充実させていきたいと考えています。

### ●「支え合いの担い手(つながり)」をつくる

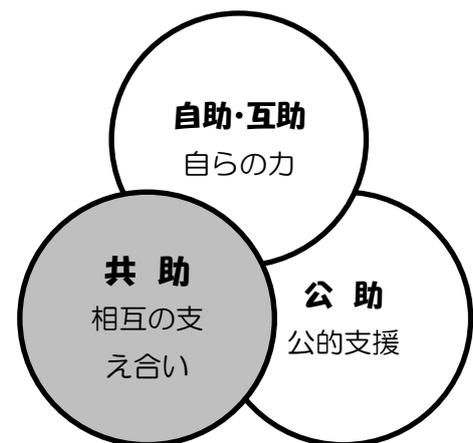
- ・人とひとのつながりを大切にする
- ・参加するきっかけをつくる
- ・福祉活動の担い手をつくる

### ●「地域の生活課題を見つける仕組み」をつくる

- ・地域に寄り添い、気になる人を見逃さない
- ・多様な主体とネットワークをつくる

### ●「地域の見守り・支え合いの仕組み」をつくる

- ・「お互いさま」の気持ちで、やれること・出来ることで支える
- ・地域組織の一員として、ボランティアに参加するなど役割を担う
- ・支えていくことをかたちにして、支援する



## 2. 基本理念

地域住民をはじめ、多くのみなさんが担う主体的な福祉活動と連携し、一人ひとりが地域の支えの担い手となって助け合い・支え合いのある「共助」の仕組みをつくり、誰もが安心して快適に暮らせるまちを実現します。

“誰もが安心して快適に暮らせる  
健康文化のまちづくり”

## 3. 基本目標

「支え合いの担い手(つながり)をつくる」、「地域の生活課題を見つける仕組みをつくる」、「地域の見守り・支え合いの仕組みをつくる」という考え方にに基づき、共助活動の充実をめざし計画の基本目標を設定します。

### 基本目標1 地域福祉活動の担い手をつくる

○人や地域、多様な関係機関や団体等のつながりを大切に、それぞれの立場でやれること、できること(役割をもって)で見守り、支え合いの活動を実践する多様な担い手を育成し、活用する仕組みをつくりまします。

### 基本目標2 支え合いのあるやさしい地域をつくる

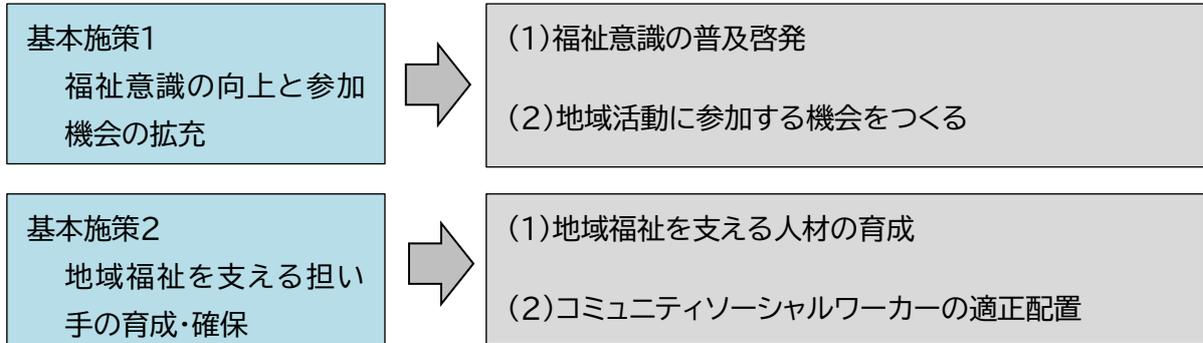
○すべての町民が、「お互いさま」の気持ちで地域に寄り添い、気になる人を見逃さず、孤立すること、孤独にさせないような支え合いの活動と、必要とされるサービスの提供や適正な支援につなげるための仕組みづくりを行うなど、包括的な支援体制の構築を図ります。

### 基本目標3 いきいきと暮らせる地域をつくる

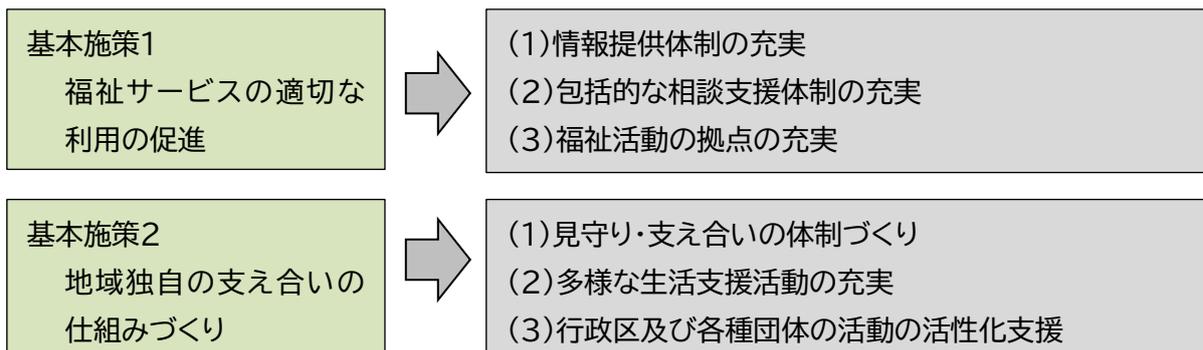
○一人ひとりが自分らしく、いきいきと暮らしていくことができるように、支え合いという共助の活動と公的なサービス等が連携・協働して支援する取り組みを進め、困難を抱える町民が安心して暮らしていける地域づくりに取り組みます。

## 4. 施策の体系

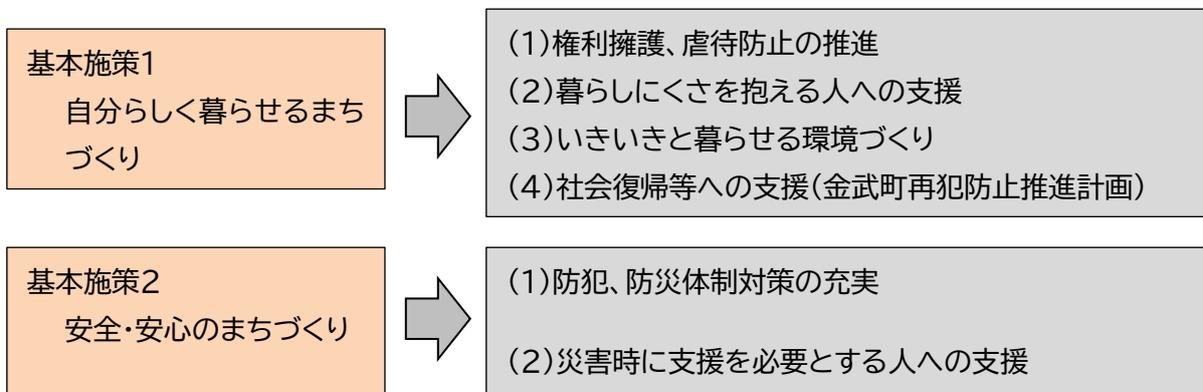
### 基本目標1: 地域福祉活動の担い手をつくる



### 基本目標2: 支え合いのあるやさしい地域をつくる



### 基本目標3: いきいきと暮らせる地域をつくる



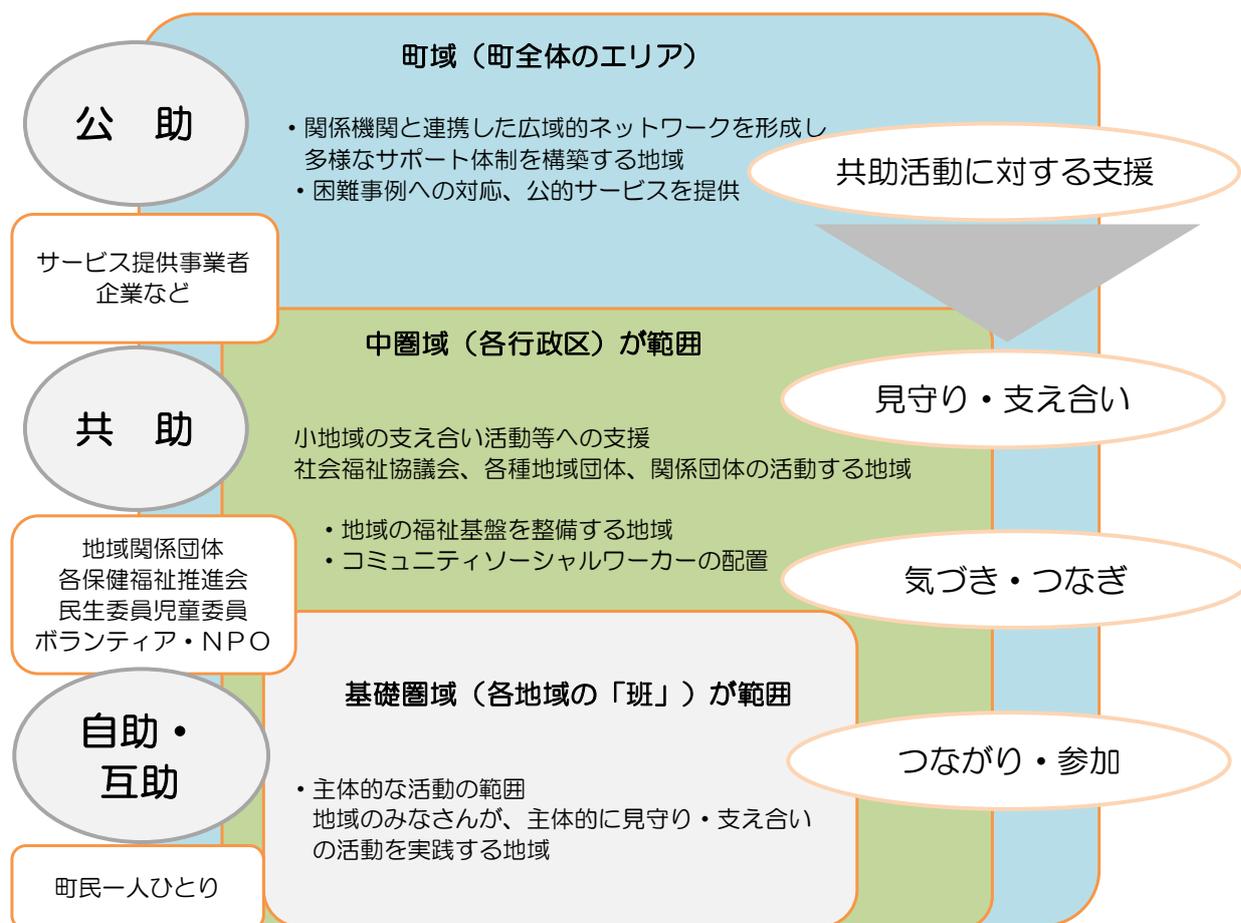
## 第2節 計画の推進体制

### 1. 「地域」の範囲の考え方

本町の住民生活の最小の単位は「班」です。地域住民のお互いの顔の見える範囲として地域住民が相互に見守り、支え合いの活動を実践するエリアとして班を「基礎圏域」と位置づけます。

行政区は、行政区公民館を中心として地域行事やミニデイサービス等の支え合い活動の拠点となっています。地域の自主的な支え合いの活動では、解決できない課題などに対して「保健福祉推進会」を通して、各種関係団体や住民組織等と連携し支え合い・助け合いの活動を実践するエリアとして行政区を「中圏域」と位置づけます。

町域は、より多くの関係機関等とのネットワークを図り多様なサポート体制を整備する地域とします。各基礎圏域における独自の地域課題などに対応するための多様な要望や思い等を円滑な支援体制やサービスに変えて提供するなど、多様な主体の共助の活動をより充実させるために総合的に支援するエリアとして位置づけます。



## 2. 圏域別における各主体の役割への期待

### (1) 基礎圏域(自助・互助の活動)

#### ○町民一人ひとり

一人ひとりが、社会の一員として地域や人とのつながりを大切にしながら、生活課題の発見や気になる人に支援の手を差しのべる担い手として支え合いの活動に参加することを期待します。

### (2) 中圏域(共助の活動)

#### ○地域関係団体等(老人会、婦人会、成人会、青年会、子ども会、自治会)

地域における多様な共助活動の推進役や受け皿、さらに、支え合いのネットワークを形成する組織として大きな役割を担っています。多様な関係機関等との連携・協働により地域に寄り添い、支え合いの活動を積極的に支援することを期待します。

#### ○民生委員児童委員

地域住民の主体的な活動を支援するとともに、必要な情報の提供や相談窓口となるなど、適切な支援や公的サービスにつなげる連絡調整役としての役割を担い、地域福祉活動の資質の向上に向けた積極的な支援を期待します。

#### ○ボランティア、NPO団体

それぞれに目的をもって、支え合いの活動や課題解決のための活動を支援する受け皿として、また、多様な関係機関とのネットワークを構成する一員として技能や知識を活かした支援の輪を広げる推進役となることを期待します。

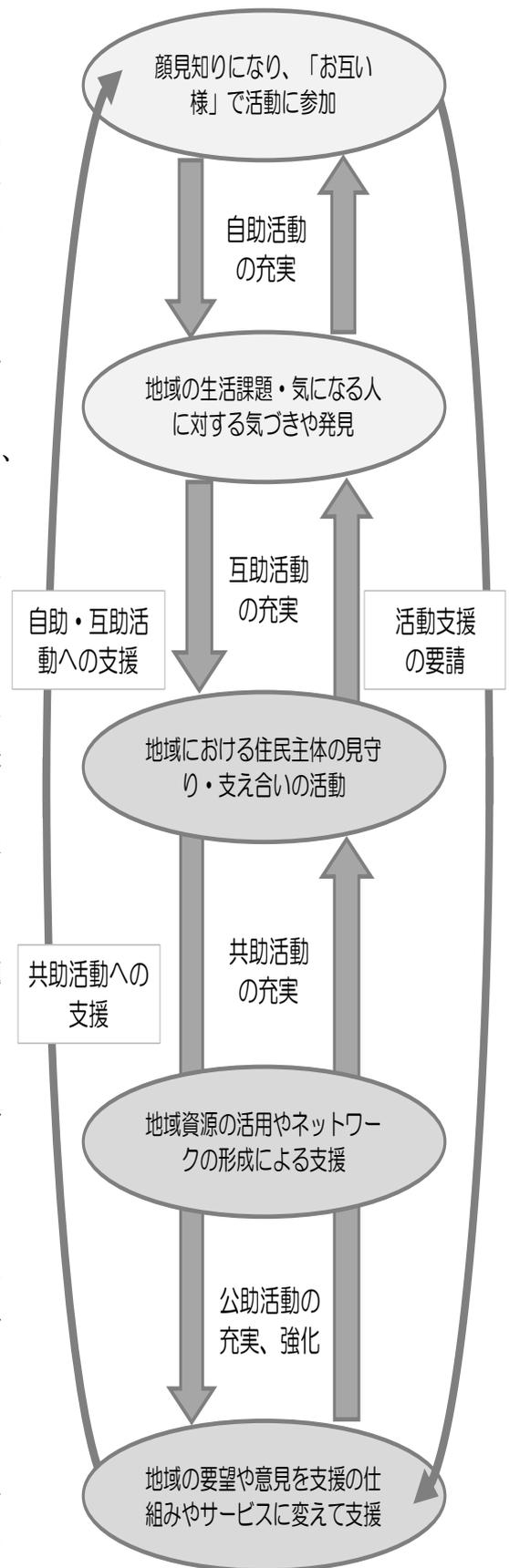
### (3) 町域(公助:共助の充実に向けた支援)

#### ○サービス提供事業者等

専門性を活かした福祉活動の担い手として、サービスの質の向上や事業内容に関する情報提供と行政、社会福祉協議会や関係機関等との連携・協働により地域に根差したサービスの提供に期待します。

#### ○企業等

企業活動の専門的な知識やノウハウを活かした情報提供、地域活動への支援、ボランティア活動への参加等の積極的な地域貢献活動に期待します。



### 3. 町(行政)と社会福祉協議会の役割

#### (1)町(行政)の担う役割

町(行政)は、地域の福祉を総合的に推進する主体として、一人ひとりが地域の支え合いの担い手となって助け合い・支え合う地域づくりという「共助の活動」を支援し充実させていくため、地域からの要望・意見等を円滑な支援体制やサービスメニューとして整備し提供する取り組みを進めます。

すべての町民が、主体的に支え合いの活動に参加する仕組み、多様な推進主体の連携・協働により、多様な支援を行うことができる地域の福祉力を高める環境を整備します。

#### (2)町社会福祉協議会

町社会福祉協議会は、町(行政)が示す地域福祉活動の基本指針に基づき、多様な推進主体と連携・協働し具体的な地域福祉活動への支援と事業を実施する主体です。

地域福祉活動の実践ノウハウを最大限に活かし、支え合いなどの共助の活動を支援する役割を担うとともに、多様な関係機関との連携により創意工夫のある独自の活動や福祉サービスを展開します。

#### 4. 推進基盤の整備

推進基盤の整備においては、前計画である第3次計画の取り組みの進捗状況より、コロナ禍の影響もあり取り組みが進みはじめた段階であることから、第4次計画においても引き続き以下の整備に取り組むものとします。

##### (1) コミュニティソーシャルワーカーの活動の充実

本町は、行政区公民館、地域関係団体等が独自の地域活動や見守り活動を実施しており、それらの活動がさらなる充実を図るためには、多様な主体と連携した活動を推進していくことが必要となります。そこで、重要な役割を担うのが、コミュニティソーシャルワーカー(令和7年度時点5人配置)であり、地域の福祉活動で発見された地域課題や気になる人に対し、地域資源や多様な関係機関とのネットワークの形成等によって円滑な支援をコーディネートする取り組みの充実化が益々求められています。

##### (2) 身近な地域での支え合いの取り組みの推進

各行政区(中圏域)で支え合い活動を実践する組織として社会福祉協議会、民生委員児童委員等との連携により、各行政区において、困りごとを抱えている住民に関する支援法方策や必要な支援機関へつなぎの検討、各行政区における地域福祉活動の推進のため、社会福祉協議会や福祉関連団体との意見交換をする場の確保に取り組めます。

##### (3) 関係機関等と連携したサービス提供体制の構築

福祉サービス提供の在り方として、行政区における独自の共助活動の充実を図るものとして、各地域要望や意見等を受け、必要な支援体制の仕組みやサービスメニューとして提供する取り組みを検討しています。

今後とも、社会福祉協議会、地域の関係団体や組織等と連携・協働を前提として、地域における共助の活動を更に充実させる支援の仕組みづくりや地域の実情を考慮したサービスメニューを検討していきます。

## 第3節 計画の進行管理と評価

---

### 1. 計画の普及・啓発

本計画で実現したい「共助の充実」を実現していくため、活動の推進主体である地域住民が、計画の基本理念や考え方を理解した上で、共通認識に基づいた活動を実践していくことが必要です。そのため、多様な広報活動や情報提供の機会を通じた普及・啓発活動に努めます。

### 2. 計画の進行、管理体制

本計画の審議機関である「金武町地域福祉計画策定審議会」を活用し、当該審議機関において計画の進行管理を行う体制づくりを進めます。

また、本町の上位計画となる「金武町総合計画」と計画期間が同一であるため、それらの計画との整合性を踏まえた評価の在り方についても検討を行います。

### 3. 計画の評価

計画の評価は、審議機関を活用するとともに、評価内容がわかりやすい形となるようにPDCAサイクルに基づく計画の評価を行います。

Plan(計画)	=これからのことを考える
Do(実施)	=計画したことの実行
Check(評価)	=結果の達成度を評価する
Action(見直し)	=見直しをかけて、次の計画に進む

### 4. 評価の時期

評価の時期は、中間年にあたる令和10(2028)年に行政の担当課及び社会福祉協議会の取り組みの進捗評価の確認をするとともに、次期計画策定期である令和12(2030)年には、加えて住民意識調査を実施するなど、成果指標をはじめ、推進施策や事業の総合評価を行うものとなります。

## 第4節 計画の成果指標の設定

本計画における成果指標としては、「第4章 地域福祉の推進方策」の取り組みを実施したことによって生み出される成果を測ることができるもの(成果指標)として以下の項目を位置付けます。

加えて、基本目標ごとに主な取り組みの活動指標(目標)も併せて設定しています。

基本目標	目標指標の内容	根拠	現状	目標
			令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)
基本目標1	・金武町に対する「愛着」を感じている人の割合	町民アンケート	59.7%	増加
	・地域活動に参加したことがない町民の割合		30.6%	減少
基本目標2	・ボランティア活動をしている人の割合		17.2%	増加
	・自分の地区の民生委員・児童委員を知っている人の割合		12.0%	増加
基本目標3	・自分が住んでいる地域が「住みよい」と感じている町民の割合		30.0%	増加
	・成年後見制度を知っている人(制度の内容も理解)の割合		30.6%	増加

## 第4章

### 地域福祉の推進方策



## 第4章 地域福祉の推進方策

### 第1節 基本目標1:地域福祉活動の担い手をつくる

#### 【活動指標】

指標	根拠	単位	現状 令和7年度	目標 令和12年度
①ボランティア団体登録数	社協	団体	32	32
②ボランティア登録人数	社協	人	131	150
③コミュニティソーシャルワーカーの適正配置	設置状況	人	5	5

#### 基本施策1 福祉意識の向上と参加機会の拡充

##### (1)福祉意識の普及啓発

地域福祉活動の担い手を育成・確保するには、町民の一人ひとりが福祉に関する意識を持つこと大切であることから、福祉に関する情報提供をはじめ、福祉教育環境の充実など、福祉意識の醸成に取り組めます。

##### <行政の取り組みの方向性>

取り組み名	取り組み内容	関連課
①福祉に関する情報提供の推進	町民の福祉や地域活動への関心が高まるよう、広報紙、ホームページ等の多様な媒体を活用し、地域福祉の考えや本地域福祉計画の周知を図ります。	保健福祉課
②福祉教育環境の充実	学校教育、生涯学習、体験学習等を通して人権の尊重、福祉意識の向上を図るなど福祉教育の充実に努めます。	保健福祉課 学校教育課
③各種イベントを通じた啓発活動の推進	福祉週間、人権週間、福祉まつり等と連携したイベント活動による福祉意識の向上や福祉活動の輪を広げます。	保健福祉課

<町社会福祉協議会の取り組みの方向性>

取り組み名	取り組み内容
①広報啓発活動の推進	「広報誌」や行政及び関係機関、団体等と連携し各種福祉週間、人権週間等と連携したイベント等の開催、
②福祉教育、体験学習の推進	学校教育、生涯教育における講師の派遣、教材の提供を行うとともに、ボランティア活動や体験学習等に対する支援など福祉教育の充実に向けた活動や事業を実施します。

推進事業
<p><b>【福祉教育指定事業】</b></p> <p>高齢者や障がい者との交流を通じ、ボランティア活動や日常の身近な福祉活動に関心を高めてもらい、福祉の心を深めるような総合的活動に取り組めるよう町内の福祉施設及び幼小中学校に対し、その活動の一部を助成することにより、福祉の学びを支援することを目的に実施します。</p>

<町民及び行政区、関係団体に期待する取り組み>

- 行政や社会福祉協議会からの広報誌やお知らせなどに目をとおすようにしましょう。
- 福祉に関する生涯学習やイベントなどに参加してみましよう。

(2)地域活動に参加する機会をつくる

町民が、自分が住んでいる地域へ目を向け、多くの町民が地域活動への参加につなげていくことができるよう、地域活動へ参加しやすい雰囲気づくり、参加機会の拡充に取り組みます。

<行政の取り組み>

取り組み名	取り組み内容	関連課
①「あいさつ運動」の推進	地域住民がお互いに顔見知りとなるように「あいさつ運動」を推進します。	全庁
②行政区の活動状況、他市町村の先進事例などの情報提供	各行政区の活動状況をはじめ、他市町村で実施されている地域活動の活性化や参加促進の取り組みについて、本町の行政区の活動の参考になるよう情報提供を推進します。	保健福祉課
②多様な交流機会の創設	地域住民が気軽に、地域行事やイベント等に参加することができるように、多様な交流機会の創設や条件整備に努めます。	保健福祉課

<町社会福祉協議会の取り組み>

取り組み名	取り組み内容
①住民同士が理解を深める活動の推進	地域住民がお互いに顔見知りとなるように「あいさつ運動」を推進します。
②交流のきっかけ、交流の場づくり	地域の空き店舗等を活用して、地域の人々が日常的に集まり、情報交換を行いながら気軽に楽しむことができる交流スペースの確保に向け、行政区や地域住民との調整を図ります。

推進事業
<p><b>【地域食堂】</b></p> <p>多世代や多様な人々が、食を通じたコミュニケーションの場「地域食堂」に集まって一緒に食事と会話を楽しむことで、住民相互の助け合いや、支え合いの地域をつくることを目的に開催します。</p>

<町民及び行政区、関係団体に期待する取り組み>

- 隣近所をはじめ、住んでいる地域の方と会った際には、あいさつをするなどコミュニケーションをとるようにしましょう。
- 住んでいる地域のお知らせについて、目をとおすようにしましょう。
- 地域で行われているお祭りなどの行事をはじめ、清掃活動などの活動についてできる範囲で参加してみましょう。

## 基本施策 2 地域福祉を支える担い手の育成・確保

### (1)地域福祉を支える人材の育成

住民一人ひとりが、支え合い・助け合いという共助活動の対象者であるとともに、支え合いの活動を実践する担い手でもあることから、支え合い活動を地域で実践する担い手の育成に取り組みます。

#### <行政の取り組み>

取り組み名	取り組み内容	関連課
①地域福祉に関する情報提供の推進	広報紙やホームページ等で地域福祉やボランティアに関する情報の提供を図ります。	保健福祉課
②福祉人材の育成・確保	ボランティア等に参加したい方々などを共助活動の担い手として育成し、活用する仕組みをつくります。	保健福祉課 住民生活課
③ボランティア活動の活性化に向けた支援	多様な立場で「できること」から始めるボランティア活動の情報提供や参加できる機会づくりに取り組みます。	保健福祉課

#### <町社会福祉協議会の取り組み>

取り組み名	取り組み内容
①地域福祉をリードする人材の育成	各行政区、民生委員児童委員、関係機関や地域組織等と連携し支え合いの意識を高める啓発活動を通じた人材の育成に取り組みます。 地域関係団体と連携し各組織のリーダー、各世代のリーダー育成に向けた研修会、講座等を開催するとともに、活動支援に取り組みます
②ボランティア活動状況の周知と活性化	町民にわかりやすくボランティアの活動情報を提供するとともに、ボランティアセンター機能やボランティアコーディネーターによるボランティア活動の受け手と担い手の調整を行います。
③ボランティア人材の育成	地域住民がボランティア活動に参加したいという思いを形にして、活動の輪を広げていくことができるように各分野におけるボランティア人材の育成・確保に向けた取り組みを進めます。

#### 推進事業

##### 【民生委員児童委員活動の支援及び金武町民生委員児童委員協議会の支援】

地域福祉を推進する上で「地域のつなぎ役」民生委員児童委員との連携はとても重要です。  
しかし、職務の困難性から本町においてもなり手不足の問題に直面しています。民生委員児童委員が安心して活動するための支援を実施します。

### 【福祉団体への協力】

町内で活動を行う福祉団体(身体障害者福祉協会・母子寡婦福祉会・心身障害児者を守る親の会・精神療養者家族会)に対し、各種事業、活動への支援協力を行います。

#### <町民及び行政区、関係団体に期待する取り組み>

- 地域や福祉に関心をもち、地域福祉やボランティアなどの学習の場に参加してみましょう。
- 地域福祉などについて学んだことを、できる範囲から実践してみましょう。

## (2)コミュニティソーシャルワーカーの適正配置と活動の充実

地域課題の把握・解決に向けたサポートや関係機関とのつなぎ役となる専門的人材の適正配置と活動の充実を図ります。

#### <行政の取り組み>

取り組み名	取り組み内容	関連課
①行政区や関係機関や団体をつなぐ専門的人材の適正配置への支援	地域福祉活動の円滑な推進や、高齢者をはじめ気になる人々を地域で支える新たな地域活動支援のコーディネート役を担う人材の適正配置(現在:5人配置)に向けた取り組みを支援します。	保健福祉課

#### <町社会福祉協議会の取り組み>

取り組み名	取り組み内容
①コミュニティソーシャルワーク機能の向上	地域の多様な生活課題に対し福祉、保健、医療等連携・協働による様々なサービスの組み合わせをコーディネートしながら総合的に提供できる仕組みづくりを推進します。
②コミュニティソーシャルワークを担う人材の育成	地域の新たなニーズに柔軟に対応し、地域の生活課題を明らかにしながら、課題解決に取り組んでいける専門職員の育成を図ります。

### 推進事業

#### 【CSW研修会への派遣】

沖縄県社会福祉協議会の開催するコミュニティソーシャルワーク研修会への派遣を行い、コミュニティソーシャルワーク機能を活かした小地域活動の活性化及び実践に向け、専門職員の育成と資質の向上を目的とします。

#### <町民及び行政区、関係団体に期待する取り組み>

- コミュニティソーシャルワーカーが行う取り組みに協力するようにしましょう。

## 第2節 基本目標2:支え合いのあるやさしい地域をつくる

### 【活動指標】

評価の指標	根拠	単位	現 状 令和7年度	目 標 令和12年度
ライフライン事業者との連携	協定書締結	件数	0	3
民生委員児童委員の定数確保	保健福祉課	人	26	26
行政区の福祉懇談会の開催	保健福祉課	回	5	5

### 基本施策1 福祉サービスの適切な利用の促進

#### (1)情報提供体制の充実

すべての町民が適切な支援や福祉サービスを利用することができるよう、必要とする情報を容易に取得できる体制の充実に努めます。

#### <行政の取り組み>

取り組み名	取り組み内容	関連課
①情報バリアフリー化の推進	<p>障害の有無や年齢等に関係なく、必要な情報等に容易に取得できるように、情報伝達手段の整備を図り、情報のバリアフリー化を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆福祉関連情報をはじめ、災害情報、行政区などの情報について、多言語での情報提供</li> <li>◆障がい者等に対するコミュニケーション支援や各種機器なども活用した情報提供</li> </ul>	全庁

#### <町社会福祉協議会の取り組み>

取り組み名	取り組み内容
①情報収集・提供体制の充実	<p>社会福祉協議会の活動内容や福祉情報を定期的に更新し、安心して暮らしていくために必要な福祉サービスの内容や利用要件等をわかりやすく提供します。</p> <p>各行政区の「保健福祉推進会」等と連携し、地域住民が必要とする情報や避難行動要支援者、気になる人等の情報収集、共有化に向けた取り組みを推進します。</p>

②情報共有化の推進	専門的な機関につなげていくことができるように総合保健福祉センター、地域包括支援センター、行政区事務所、民生委員児童委員等の関係機関や団体等との情報ネットワーク化を推進します。
③情報バリアフリー化の推進	手話サークル(雄飛)、点字サークル(ピュアーズ)との連携を一層強化し、発行物の点字化や音訳及び各種講演会等への手話奉仕員の派遣等によるコミュニケーション支援の充実に努めます。

<b>推進事業</b>
<b>【社協だより発行事業】</b> 本会の事業及び町内の福祉情報を広く町民に周知を行うことを目的に広報誌を発行します。

<町民及び行政区、関係団体に期待する取り組み>

- 行政や社会福祉協議会のホームページなどで福祉情報を確認しましょう。
- 各区や民生委員・児童委員などから情報を集めましょう。
- 隣近所でサービスなどを必要としている方がいたら情報提供できるようにしましょう。

## (2) 包括的な相談支援体制の充実

多様かつ複合的な課題を抱えた町民の相談支援をはじめ、必要な支援につなげることができるよう、包括的な支援体制の構築(重層的支援体制整備事業も選択肢の1つ)に取り組みます。

### <行政の取り組み>

取り組み名	取り組み内容	関連課
①相談窓口の周知	行政や専門的な相談窓口について、広報紙やホームページ等を活用し情報の周知を図ります。	保健福祉課
②多様な相談窓口の充実	できる限り、身近な地域で相談を受けることができるように、行政区公民館や民生委員児童委員等の関係機関と連携した窓口の整備を検討します。	保健福祉課 こども支援課
③相談支援ネットワークの構築	住民の相談に対し、適切な支援や情報を提供できるように、関係機関との連携・協働体制の充実に努めます。	保健福祉課 こども支援課
④包括的支援体制の構築に向けた取り組みの推進	子どもや高齢者、障がい者、生活困窮者など、対象に関係なく支援できるよう、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に行う包括的支援体制の構築に向けて、本町の地域資源や特性に即した体制のあり方の検討を行い、体制構築に取り組みます(重層的支援体制整備事業の実施の検討も含む)。	保健福祉課 全庁
⑤身寄りのない高齢者への支援の検討・推進	身寄りのない高齢者支援に向けて、日常生活の見守りや相談などの生活支援をはじめ、権利擁護や終活支援などについて、ニーズを把握するとともに、必要な支援の実施に取り組みます。	保健福祉課

### 推進事業

#### 【(仮称)金武町包括的支援体制の構築に向けた検討会議の開催】

本町の包括的支援体制整備の構築に向けて、庁内関係課や社会福祉協議会などが参加し、「重層的支援体制整備事業」の取り組み内容なども参考にしつつ、本町における「包括的支援体制」のあり方を検討します。

<町社会福祉協議会の取り組み>

取り組み名	取り組み内容
①相談支援体制の充実	<p>多様な専門機関と連携し、身近な地域において問題を解決する相談支援をコーディネートする役割(コミュニティソーシャルワーカーの配置)と機能強化に取り組みます。</p> <p>また、社会福祉協議会が実施する独自の相談事業の充実を図るため、担当職員の資質の向上に向け各種関係機関との連携による講習会、研修会等の充実に努めます。</p>
②身近な場所での相談窓口の充実と周知	<p>来所相談や電話対応による相談対応の充実を図るとともに、行政との連携調整を図り多様な相談窓口の整備に協力します。</p> <p>各行政区が地域の相談窓口となるように調整するとともに、民生委員児童委員、関係機関等と連携し身近な地域の相談窓口の周知活動や利用を促します。</p>
③包括的な相談支援体制の構築に向けたネットワーク化の推進	<p>民生委員・児童委員、各行政区、関係団体等との連携・協働により、地域住民による支え合いの活動から、困りごとを抱える人を早期に適切な相談へと繋いでいくためネットワークづくりに取り組みます。</p> <p>行政との連携調整を図りつつ専門性の高い相談支援体制の構築に向け、地域包括支援センター、各種相談支援事業者や福祉関係団体等とのネットワーク化に取り組みます。</p>
④包括的支援体制の構築に向けた行政との連携	<p>本町における包括的支援体制の構築に向けて、行政と連携した支援体制の構築に取り組みます。</p>
⑤身寄りのない高齢者への必要な支援の検討	<p>身寄りのない高齢者に必要な支援について、社会福祉協議会として、実施できる取り組みを検討します。</p>

推進事業
<p><b>【金武町相談支援事業】</b></p> <p>高齢者や障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とします。</p>

<町民及び行政区、関係団体に期待する取り組み>

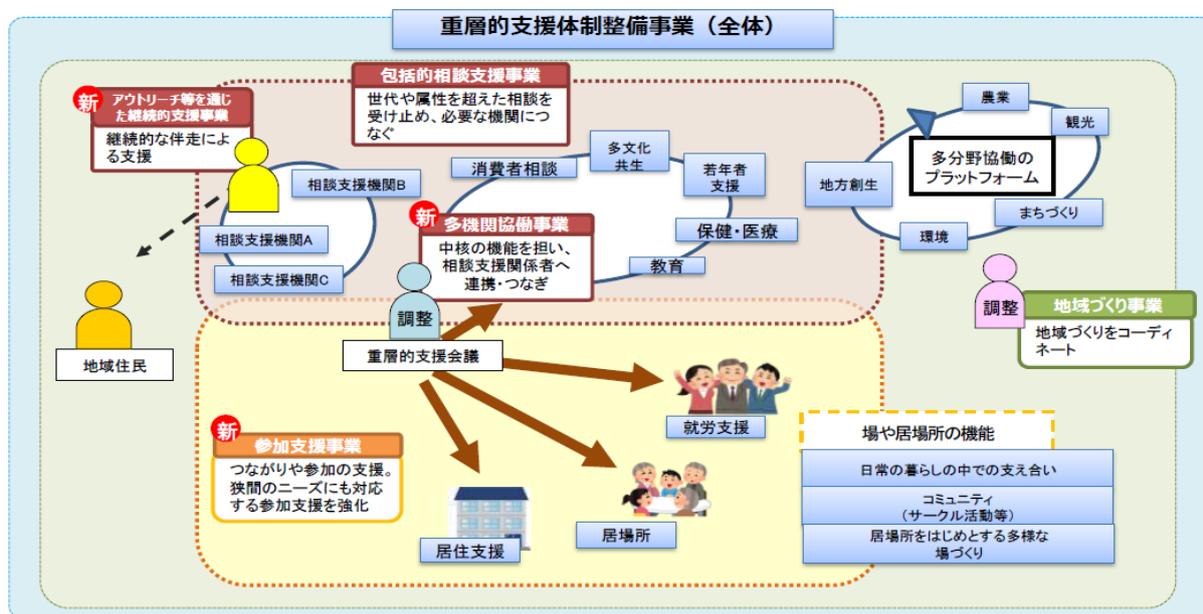
- 困ったときは一人で悩まず、身近な家族や友人に相談するようにしましょう。
- 相談窓口に関する情報を集めるようにしましょう。

## 【金武町における包括的支援体制の構築に向けて(重層的支援体制整備事業の検討)】

### 1. 重層的支援体制整備事業とは

重層的支援体制整備事業は、社会福祉法(第106条の4第2項)に規定される第1号事業から第6号事業までのすべてを実施することが必要な事業で、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、包括的な支援体制を整備することを目的としたものです。

第1号からの各事業としては、既存の相談支援体制や地域づくりに関する事業を最大限に活用しながら、一体的に行う3つの支援となる「①対象者の属性を問わない相談支援」「②多様な参加支援」「③地域づくりに向けた支援」と、これらの①～③の支援を効果的に実施するための「④アウトリーチ等を通じた継続支援」と「⑤多機関協働による支援」を実施し機能強化することとなっています。



### 2. 重層的支援体制整備事業の各事業の体制と取り組み

(1) 包括的相談支援事業(第1号) ⇒ 既存事業あり、充実化で対応可

<包括的相談事業の役割>

#### ①属性や世代を 問わず包括的に相談を受け止める

各相談支援事業者は、相談者の属性・世代・相談内容に関わらず包括的に相談を受け止め、相談者の課題を整理し、利用可能な福祉サービスの情報提供などを行う。

#### ②支援機関のネットワークで対応する

受け止めた相談のうち、単独の相談支援事業者では解決が難しい事例は、適切な相談支援事業者や各種支援機関と連携を図りながら支援を行う。

#### ③複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ

また、受け止めた相談のうち、課題が複雑化・複合化しており、支援関係機関間の役割分担の整理が必要な事例の場合には、多機関協働事業につなぎ、各種支援機関等と連携を図りながら支援を行う。

【既存事業の実施体制】

事業名	高齢者	障がい者(児)
		地域包括支援センター
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防ケアマネジメント事業</li> <li>・総合相談支援事業</li> <li>・虐待の防止、早期発見及び権利擁護事業</li> <li>・包括的・継続的ケアマネジメント</li> </ul>	(金武町相談支援事業) <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉サービスの利用援助に関する業務</li> <li>・社会資源を活用するための支援に関する業務</li> <li>・社会生活力を高めるための支援に関する業務</li> <li>・ピアカウンセリングに関する業務</li> <li>・権利擁護のために必要な援助に関する業務</li> <li>・専門機関の紹介に関する業務</li> </ul> (金武町基幹相談支援センター) <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合的・専門的な相談支援の実施に関する業務</li> <li>・地域の相談支援体制強化の取組に関する業務</li> <li>・地域移行・地域定着の促進の取組に関する業務</li> <li>・権利擁護・虐待の防止に関する業務</li> <li>・相談支援事業者の人材育成の支援に関する業務</li> <li>・相談支援機関等との連携強化に関する業務</li> </ul>
設置形態	直営	委託
実施方法	金武町総合保健福祉センター内に設置 <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健師</li> <li>・認知症地域支援推進員</li> <li>・社会福祉士</li> <li>・権利擁護支援員</li> <li>・介護支援専門員</li> <li>・看護師</li> <li>・生活支援コーディネーター</li> </ul>	金武町役場内に設置 <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援専門員</li> <li>・主任相談支援専門員</li> </ul>
箇所数	1カ所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金武町相談支援事業(1カ所2名配置)</li> <li>・金武町基幹相談支援センター(R8年から1カ所)</li> </ul>
担当課	保健福祉課	保健福祉課

(前ページ 包括的相談支援事業のつづき)

事業名	児童	生活困窮
	利用者支援事業	総合相談事業
事業内容	子育て家庭の「個別ニーズ」を把握し、教育・保育施設及び地域子育て支援事業等の利用に当たっての「情報集約・提供」「相談」「利用支援・援助」	本町にお住まいの方で、分野を超えた課題に対して総合的に相談に応じ、ニーズに即したサービスの提供や関係機関との連携による対応を図ります。 <来所相談及び電話での相談> 月曜日 から 金曜日 9:00 ~ 12:00 13:00~16:00 <必要に応じてご自宅での相談> 時間帯は、上記と同様
設置形態	直営	社会福祉協議会で対応
実施方法	金武町総合保健福祉センター内に設置	社会福祉協議会で対応
箇所数	1カ所	1カ所
担当課	こども支援課(児童福祉係) 保健福祉課(保健予防係)	社会福祉協議会

## (2)参加支援事業(第2号) ⇒既存事業なし、取り組み要検討

### <参加支援事業の役割(主にひきこもり対策)>

#### ①社会とのつながりを作るための支援を行う

各分野で行われている既存の社会参加に向けた支援では対応できないニーズに対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行う。

#### ②利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる

利用者のニーズや課題など丁寧に把握し、本人と支援メニューのマッチングを行う。

また、新たに社会資源に働きかけたり、既存の社会資源の拡充を図り、本人や世帯のニーズや状態に合った支援メニューをつくる。

#### ③本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う

本人と支援メニューをマッチングしたのち、本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップをする。

また、受け入れ先の悩みや課題にも寄り添い、困っていることがある場合にはサポートをする。

### <参考:取り組み例>

- ・生活困窮者の就労支援施設において、経済的な困窮状態にないひきこもり状態に対して就労支援(就労準備支援)を実施する
- ・就労継続支援B型の事業所において、障害福祉サービスの対象とならないひきこもり状態の者への就労支援を実施する
- ・養護老人ホームにおいて、居住に課題を抱える者への支援のため、空床を活用し契約による入所を実施する

### 【事業の実施体制】

	参加支援事業
対象者	既存の制度や支援では対応が難しい本人や世帯(主にひきこもり対応)
実施内容	潜在的な課題を抱えている住民のニーズや各分野を超えたひきこもり等の件数を明らかにするため、アウトリーチでの実態把握を行い、支援メニューのコーディネートやマッチングを行います。 事業所や関係機関に対して他者との交流機会や就労準備を行う機会となる受け入れ先を開拓するなど、属性にとらわれず新たな通いや集いとなるプログラムの検討など社会とのつながりづくりへの支援を行います。
担当課	保健福祉課

(3)地域づくり事業(第3号) ⇒既存事業あり、充実化で対応可

<地域づくり事業の役割>

地域づくりをコーディネートし、本事業を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。

【既存事業の実施体制】

<高齢者>

	高齢者①
事業名	生活支援体制整備事業
事業内容	地域づくりを目的として生活支援・介護予防サービス提供体制の整備に向け、各行政区や既存の地域組織などを活用した取組を推進する。
設置形態	金武町地域包括支援センターに配置
実施方法	生活支援コーディネーターを1名配置
箇所数	1カ所
担当課	保健福祉課

	高齢者②
事業名	地域介護予防活動支援事業
事業内容	(一般介護予防事業)一般予防教室は活動的な状態にある高齢者を対象に生活機能の維持・向上に向けた取組が、地域において主体的に行える様に育成・支援することを目的に実施する事業 ・生きがいデイサービス ・口腔健診及び歯科衛生指導 ・介護予防教室(ちゃ〜がじゅう教室/短期運動教室/C型運動教室) ・ミニデイサービス
設置形態	金武町地域包括支援センターで実施
実施方法	地域包括支援センター職員及び委託事業者で各区公民館・福祉センターで実施
箇所数	1カ所
担当課	保健福祉課

<障がい者(児)>

	障がい者(児)
事業名	地域活動支援センターの機能強化
事業内容	障害者等の居場所づくりとして設置し、創作的な活動又は生産活動の機会の提供や社会との交流を促進する事業を実施する。
設置形態	社会福祉協議会へ委託
実施方法	金武町総合保健福祉センターで実施
箇所数	1カ所
担当課	保健福祉課

<児童>

	児童
事業名	地域子育て支援拠点事業
事業内容	子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育て等に関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習等
設置形態	金武町社会福祉協議会へ委託
実施方法	専用施設(金武町地域子育て支援センター)を設置して実施
箇所数	1カ所
担当課	こども支援課

<生活困窮>

	生活困窮
事業名	総合相談事業
事業内容	本町にお住まいの方で、分野を超えた課題に対して総合的に相談に応じ、ニーズに即したサービスの提供や関係機関との連携による対応を図ります。 <来所相談及び電話での相談> 月曜日から金曜日 9:00~12:00 13:00~16:00 <必要に応じてご自宅での相談> 時間帯は、上記と同様
実施方法	社会福祉協議会で対応
担当課	社会福祉協議会

(4)アウトリーチ等を通じた継続的支援事業(第4号) ⇒既存事業なし、取り組み要検討  
 <アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の役割>

- ①支援が届いていない人に支援を届ける  
 複数分野にまたがる複合化・複雑化した課題を抱えているために、必要な支援が届いていない人に支援を届ける。
- ②会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見つける  
 各種会議や支援関係者との連携を通じて、地域の状況などにかかる情報を幅広く収集し、ニーズを抱える相談者を見つける。
- ③本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く  
 本人と直接対面したり、継続的な関わりを持つために、信頼関係の構築に向けた丁寧な働きかけを行う。

<参考:取り組み例>

ひきこもりの状態にある人の場合には、継続的に本人に手紙を残したり、興味・関心に合わせた情報提供を行うほか、家族との関係性に配慮したうえで、家族支援を通じて本人と関わる糸口を見付けるといった支援が考えられる。

【事業の実施体制と取り組み内容】

	取り組み内容
対象者	複合的な課題を抱えている方、自ら支援を求めることが難しい方、その他関連する方
実施内容	地域住民のつながりや、様々な関係支援機関のネットワーク等を活用して、潜在的な相談者を発見する入口を多様にし、支援を必要とする人の早期把握に努めます。 なお、支援に際しては、関係性を構築するための方策を検討するための「事前調整」、本人や世帯との「関係性構築に向けた支援」、「家庭訪問」、「同行支援」などを行います。
実施方法	直営 ・ 委託
担当課	保健福祉課

(5)多機関協働事業(第5号) ⇒既存事業なし、取り組み要検討

<多機関協働事業の役割>

①町全体で包括的な相談支援体制を構築する

多機関協働事業は、重層的支援体制整備事業に 関わる関係者の連携の円滑化を進めるなど、既存の相談支援機関をサポートし、市町村における包括的な支援体制を構築できるよう支援する。

②重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす

重層的支援体制整備事業の支援の進捗状況等を把握し、必要があれば既存の相談支援機関の専門職に助言を行うなど、市町村全体の体制として伴走支援ができるように支援する。

③支援関係機関の役割分担を図る

単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例の調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定める。

※支援プランの 作成(社会福祉法第 106 条の4第2項 第6号)は、多機関協働事業と一体的に実施。

【事業の実施体制と取り組み内容】

	取り組み内容
対象者	複雑化・複合化した課題を抱えている方、支援対応に複数の支援機関が関わっている方、各支援機関の役割分担、支援の方向性などの整理が必要な課題を有する方など
実施内容	<p>困難な事案が生じた場合、速やかに関係機関と連携を図り各福祉分野の相談支援機関が抱える課題を整理し、複合的・複雑化した課題に対する解決に向けた支援会議・重層的支援会議を開催し、支援プランを作成します。なお、以下の会議は共催を基本とします。</p> <p>&lt;支援会議(本人の同意がない場合にも情報共有に基づく支援の検討が可能)&gt;</p> <p>社会福祉法第 106 条の 6 に規定される、参加者に守秘義務が課される会議体です。本人からの相談がないものの地域での見守りが必要なケースや、緊急の支援が必要なケースなどについて、関係機関同士で情報共有や支援方針の検討を行う場として開催します。</p> <p>&lt;重層的支援会議(本人の同意を得たケースのみ)&gt;</p> <p>複雑化・複合化した課題を抱える人・世帯について、支援機関間の役割分担が望ましい場合に、多機関協働事業者が中心となり会議を開催し、支援プランの議論、決定を行います。</p>
実施方法	直営 ・ 委託
担当課	保健福祉課

### (3)福祉活動の拠点の充実

地域福祉活動を推進していくため、公共施設や地域における既存施設がボランティア活動や福祉活動、交流の拠点として活用できるよう既存の活動拠点の充実や新たな拠点の検討を行います。

#### <行政の取り組み>

取り組み名	取り組み内容	関連課
①既存公共施設の活用促進	総合福祉センターをはじめ、既存公共施設が福祉活動の拠点として多様な活動の拠点となるよう、活用推進に向けた条件整備など取り組みを行います。 行政区公民館が地域における福祉活動を推進する拠点として、ボランティア活動の拠点や多目的な活動に利用できる場となるよう支援します。	保健福祉課
②多様な活動の場づくり	サロン活動やコミュニティビジネス等の立ち上げ支援を行うなど、幅広い世代が集える場づくりに協力します。	保健福祉課

#### <町社会福祉協議会の取り組み>

取り組み名	取り組み内容
①既存公共施設の活用促進	既存公共施設など、各種サークル活動団体やボランティア団体等の活動拠点としての場を確保し、地域活動の活性化を図るため、公共施設の有効利用に対する取り組みに協力します。
②福祉活動の拠点に関する情報提供	地域における福祉活動の拠点となる場において、先進的な取り組み事例の情報提供など多様な活用ができるよう支援します。

#### 推進事業

##### 【ミニデイサービス】

身近な施設などを拠点にして、気軽に出かけて仲間づくりをすることで閉じこもり予防をし、高齢者が地域でいきいきと元気に暮らせることを目的に実施します。

#### <町民及び行政区、関係団体に期待する取り組み>

- 既存の公共施設や行政区公民館を交流の場として活用するようにしましょう。
- 福祉活動の拠点の充実の取り組みに協力しましょう。

## 基本施策 2 地域独自の支え合いの仕組みづくり

### (1)見守り・支え合いの体制づくり

住み慣れた地域で安心して暮らしていくには、地域における見守り・支え合いの体制づくりが重要になります。地域における独自の支え合いの体制をつくるにあたっては、行政区は中心的な役割を担うことから、行政区活動をはじめ、関係団体等の活性化への支援に取り組むとともに、関係機関との協働による支え合いの仕組みづくりを推進します。

#### <行政の取り組み>

取り組み名	取り組み内容	関連課
①行政区における活動への支援	町民の身近な相談窓口の1つである行政区における見守り・支え合い活動について、情報共有をはじめ、関係機関との連携や意見交換会の開催など活動への支援を行います。	保健福祉課
②見守り・支え合いネットワークづくりの推進	ライフライン事業者等と連携し、気になる人の早期発見から見守り・支え合いの活動に効果的につなげる連携体制とネットワークの形成に向けた支援を行います。	保健福祉課

#### <町社会福祉協議会の取り組み>

取り組み名	取り組み内容
①地域の見守り・支え合いの体制づくり	行政区を単位とした地域の支え合い活動が、継続的に実施できるよう支援します。 地域活動のキーパーソンとなる人材の確保及び資質の向上を支援するなど、地域の支え合いの活動が効果的に展開する取り組みを進めます。
②見守りネットワークの立ち上げと連携強化	地域活動の中で生活課題や気になる人を発見し、適切な支援につなげるなどの早期対応を図るため、新聞配達員等のライフライン事業者、班長、行政区公民館等が連携するネットワークづくりを進めます。 地域の社会福祉法人や各種ボランティア団体並びに地域組織、地域包括支援センター等の多様な団体や組織等がそれぞれの専門性を活かした活動が行えるようにネットワーク化に取り組めます。

推進事業
<p><b>【ボランティア活動助成事業】</b></p> <p>ボランティア活動や福祉活動に関心を高めてもらい、福祉の心を深めるような総合的活動に取り組むボランティア団体に対し、その活動で使用する消耗品を助成することにより、ボランティア活動の啓発と推進を目的に実施します。</p>

<町民及び行政区、関係団体に期待する取り組み>

- 地域における見守り・支え合いの活動に協力しましょう。
- 気になる人がいたら、行政や社会福祉協議会へ連絡するようにしましょう。

(2)多様な生活支援活動の充実

支援が必要な方が自立生活を継続できるよう、適切な生活支援サービスの提供を図ります。

<行政の取り組み>

取り組み名	取り組み内容	関連課
①新たな生活支援サービスの事業化に向けた検討	<p>地域からの要望やニーズに基づき、関係機関等と連携・協働によって提案された新たな生活支援サービスについて、事業化に向けた取り組みを図ります。</p> <p>◆支援ニーズの把握・検討</p>	保健福祉課
②住民同士の支え合い活動の仕組みづくり	<p>地域の暮らしのなかでの困りごと(買い物支援、移動支援等)住民同士を担い手とした支え合い活動の仕組みをつくります。</p>	保健福祉課

<町社会福祉協議会の取り組み>

取り組み名	取り組み内容
①生活課題の解決に向けたコーディネート推進	<p>多様なニーズと生活課題を把握し、解決するため、保健福祉推進会やコミュニティソーシャルワーカーと連携しコーディネートします。</p>
②新たな支援サービスの事業化に向けた支援	<p>各区や関係機関と連携して検討した新たなサービスについて、行政と調整し事業化に向けた取り組みを進めます(買い物支援、移動支援など)。</p>

推進事業
<p><b>【地域福祉体験講座】</b></p> <p>多様な立場でできることから始められるボランティア活動を推進し、支え合うところを育み、地域福祉活動の担い手をつくることを目的に開催いたします。</p>

< 町民及び行政区、関係団体に期待する取り組み >

- 地域における課題についての話し合いの場に参加するようにしましょう。
- できる範囲で、地域における生活支援活動を実践してみましよう。

**(3) 行政区及び各種団体の活性化支援**

住み慣れた地域で安心して暮らしていくには、地域における見守り・支え合いの体制づくりを推進していくためには、各行政区をはじめ、関係団体の活性化が必要不可欠であることから、活動活性化への支援を行います。

< 行政の取り組み >

取り組み名	取り組み内容	関連課
①各行政区紹介チラシ、パンフレットの作成、配布	各行政区における地域の特徴や実施している地域活動をわかりやすく紹介したパンフレット等の作成・配布を行います。	住民生活課 保健福祉課
②各種団体の活性化支援	老人会、婦人会、青年会、成人会、商工会、町内企業(建設、水道、電気業会)等に対する事業費等の助成や活動に対する情報の提供などの支援を行います。	保健福祉課
③関係団体間の連携・協働支援の充実	それぞれの活動団体等の特性を活かした活動ができるよう、各団体等に関連する先進事例などの情報提供をはじめ、町内の各種活動について、関係団体間の連携強化を図るため、意見交換会などを実施します。	保健福祉課
④若い世代の地域活動への参加促進への支援	若い世代の地域活動の参加促進に向けて、関心事などのニーズの把握に努め、行政区活動や事業に展開する支援を行います。	保健福祉課

推進事業	
<b>【各地区公民館にて開催されるまつりへの支援】</b>	住民、各種団体、青年会、子ども会等の参加、協力により実施しています。
<b>【町内業者による無償点検作業】</b>	6月の水道週間や8月の電気使用安全月間に伴い、町内業者が町内に住む身体障がい者や高齢者を対象とした水道点検や電気点検等を無償で実施します。具体的には、作業員による屋上タンクの点検、漏水点検、電気取替、電気掃除等を実施しています。
<b>【ひとり暮らし高齢者ふれあい事業】</b>	毎年、年の瀬に商工会女性部による、ひとり暮らしの高齢者を対象に手作り弁当の配達を実施しています。

<町社会福祉協議会の取り組み>

取り組み名	取り組み内容
①行政区の活性化支援	<p>行政区長、班長等と調整し各行政区の福祉懇談会を開催する等地域コミュニケーションの活性化や開かれた地域づくりに向けた活動支援を行います。</p> <p>多様な世代が地域に気軽に参加できるように、行政区との連携により、それぞれの世代で関心のある行事やイベント企画・立案や情報の提供等を図る等交流のきっかけづくりに取り組みます。</p>
②各種団体の活性化支援	<p>各種団体等の安定的な組織運営が行われるように、組織活動の活性化に向けた情報の提供等を行うとともに、行政や関係機関と連携した人材の育成支援に取り組みます。</p> <p>多くの町民が各種団体の活動内容を理解し、組織活動に参加するきっかけづくり、研修会や学習会などを開催し、会員相互の資質の向上を図る取り組みを行います。</p> <p>各種団体等の活動メニューの紹介や先進的な活動事例を提供するなど、新たな活動を展開するための支援を行います。</p>
③関係団体間の連携・協働支援の充実	<p>各行政区をはじめ、各種団体との意見交換や緊密な連絡調整を行うなど、連携体制の強化を図ります。</p>

## 推進事業

### 【世代間交流事業】

身近な施設等を拠点にして、気軽に出かけて仲間づくりをすることで閉じこもり予防をし、高齢者が地域でいきいきと元気に暮らせること、また、子ども達の体験活動の促進と、様々な年齢の方々が親しくつきあう関係性の構築を図ることを目的に開催します。

### <町民及び行政区、関係団体に期待する取り組み>

- 行政区で行われている活動を確認し、参加してみましょう。
- 各種団体の活動内容について確認し、活動などに協力するようにしましょう。

### 第3節 基本目標3:いきいきと暮らせる地域をつくる

#### 【活動指標】

評価の指標	根拠	単位	現 状 令和7年度	目 標 令和12年度
安全教室、講演会等の開催	開催状況	回数	1	5

#### 基本施策1 自分らしく暮らせるまちづくり

##### (1)権利擁護、虐待防止の推進

人権を尊重する意識の高揚を図る普及啓発活動をはじめ、成年後見制度、日常生活自立支援事業等の利用促進を含めた支援体制の充実に努めます。

##### <行政の取り組み>

取り組み名	取り組み内容	関連課
①権利擁護などに関する啓発活動の推進	学校教育や生涯学習などの機会を通じて、人権教育や虐待防止、権利擁護に関する普及啓発に取り組みます。	保健福祉課
②虐待防止対策の推進	要保護児童対策地域協議会や地域包括支援センター、関係機関と連携し虐待防止対策や虐待等が発生した場合に必要な支援に取り組みます。	保健福祉課
③成年後見制度の利用促進に向けた取り組みの推進	「成年後見制度」の利用促進に向けて、制度の周知や利用支援などを図ります。	保健福祉課
④成年後見制度町長申し立て事業	認知症等により判断能力が不十分な方々の権利を擁護するため町長により成年後見人を申し立てます。	保健福祉課
⑤日常生活自立支援事業の利用促進	自立生活を支援するため制度や事業の周知に努めます。	保健福祉課

<町社会福祉協議会の取り組み>

取り組み名	取り組み内容
①各ライフステージにおける人権教育等の推進	保育、教育機関や関係機関と連携し、各ライフステージに考慮した人権教育や、権利の侵害行為の防止についての正しい認識や理解を深める普及啓発活動に取り組みます。
②虐待防止対策の推進	行政をはじめ、関係機関と連携して、早期発見・早期対応に努めるとともに、虐待防止対策も併せて推進します。
③成年後見制度利用支援事業	成年後見制度を利用するにあたって費用を負担することが困難な方に対して、申立てにかかる費用及び後見人等への報酬の助成を行います。
④日常生活自立支援事業の利用促進	制度や事業内容が十分理解できるように、わかりやすく理解しやすい周知活動を行うとともに、日常生活自立支援事業の利用支援に取り組みます。

推進事業
<p><b>【日常生活自立支援事業(福祉サービス利用援助事業)】</b></p> <p>福祉サービスの利用の仕方やお金のやり取り・管理など困ったり不安を感じている高齢者や障がい者、自分で判断することが困難な方々が、住み慣れた地域で安心して日常生活を送れるように支援します。</p>

<町民及び行政区、関係団体に期待する取り組み>

- 虐待防止や権利擁護制度について、行政の広報誌や社協だよりなどを通じて、理解を深めましょう。
- 地域において、制度利用が必要と思われる方がいる場合には、行政や社会福祉協議会、民生委員・児童委員などに連絡しましょう。
- 虐待などの行為を発見した場合には、行政や関係機関に直ちに連絡しましょう。

## (2)暮らしにくさを抱える人への支援

生活困窮をはじめ、8050 問題、子どもの貧困など様々な困難を抱える町民が孤立することなく、必要な支援を受け安心して暮らしていけるよう、必要な支援に適切につなぐことができるよう、関係機関と連携した取り組みを推進します。

### <行政の取り組み>

取り組み名	取り組み内容	関連課
①相談窓口の周知(再掲)	行政や専門的な相談窓口について、広報紙やホームページ等を活用し情報の周知を図ります。	保健福祉課
②障がい者(児)福祉サービス相談支援事業の充実	サービス等利用計画を作成し、障がい者(児)の自立した生活を支え、障がい者(児)の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて支援していきます。	保健福祉課
③自立相談支援事業の充実	相談支援員により生活困窮の課題や要因等を的確に把握し、自立に向けた支援が包括的・継続的に実施できるように調整を行います。	保健福祉課
④生活困窮者対策の充実	自立相談支援に基づき、就労支援をはじめとする各種支援事業の充実に努めます。	保健福祉課
⑤こどもの貧困対策の推進	子ども・子育て支援事業計画に位置付けられた「こどもの貧困対策計画」に基づいた、相談支援、居場所づくり、経済的支援などの取り組みを推進します。	こども支援課
⑥こころの健康づくりの推進	町民及び町内事業所において、積極的に心身の健康の保持増進が図れるよう、ストレスへの対処、心が不健康な状態になるおそれがある場合の対応などについて、情報提供を行います。 ◆自殺対策計画の策定に向けた検討	保健福祉課

### <町社会福祉協議会の取り組み>

取り組み名	取り組み内容
①相談窓口の周知	行政や専門的な相談窓口について、広報紙やホームページ等を活用し情報の周知を図ります。
②コミュニティソーシャルワーク機能を活用した困難を抱えている方の早期発見	町の関係課や民生委員児童委員、地域包括支援センター、行政区の保健福祉推進会等と連携したコミュニティソーシャルワーク機能を活用し、行政区ごとに孤立している人や困窮につながりそうな人を把握します。
③必要な支援サービスへのつなぎ、支援サービスの検討	生活困窮、社会的孤立など暮らしにくさを抱える個別ニーズを的確に把握するとともに、自立に関する相談支援、町(行政)と連携調整により自立に向けた生活支援サービスの創設や施策の充実に努めます。

④こころの健康づくりの推進	町民等が心身の健康の保持増進が図れるよう、ストレスへの対処方法などの情報をホームページ等で情報提供します。
---------------	---

<b>推進事業</b>
<p><b>【フードバンク事業】</b> 行政やサービス制度に当てはまらない問題、課題のある世帯に対して、社協独自のサービスとして一時的に生活支援することを目的に行います。</p>

<町民及び行政区、関係団体に期待する取り組み>

- 困った時には、行政や関係機関に支援の声をあげるようにしましょう。
- 地域において、孤立している人がいないか気にかけるようにし、気になる方がいる場合には、行政や関係機関に連絡するようにしましょう。

### (3)いきいきと暮らせる環境づくり

本町に住む人が、障がいの有無や性別、年齢などに左右されず、住み慣れた地域で安心して、いきいきと暮らしていけるよう、ユニバーサルデザインのまちづくりをはじめ、住環境や就労支援などに取り組みます。

#### <行政の取り組み>

取り組み名	取り組み内容	関連課
①公共施設等のユニバーサルデザインの推進	年齢、性別、文化、身体状況などに関わらず、誰もが利用しやすい公共施設になるよう整備を図るとともに、民間の施設についてもユニバーサルデザインの考え方の啓発を行います。	保健福祉課 建設課
②住宅確保への支援	障がいのある町民や高齢者等が民間住宅への入居が容易となるように、関係機関と連携した支援の検討を行います。	保健福祉課
③快適な居住環境への配慮	低所得者世帯やひとり親世帯、高齢者等の単身世帯等が、公営住宅等へ入居しようとする場合の優遇措置の適正な実施に努めます。	保健福祉課 住民生活課 建設課
④交通安全対策の推進	警察、学校、老人会などの関係機関と連携し、交通安全教室や講演会の開催など交通安全意識の向上に向けた取り組みを進めます。 また、こどもの交通安全のための見守りや意識啓発に取り組みます。	保健福祉課 教育委員会
⑤多様な移動支援の充実	移動に困難を感じる町民に対し、気軽に社会参加や多様な目的の外出が容易にできるように、多様な仕組みづくりを進めます。	保健福祉課
⑥就労相談の実施	関係機関と連携して、就労相談会を実施します。	保健福祉課 商工観光課

#### 推進事業

##### 【金武町高齢者等いきいき住宅改造費助成事業】

在宅の高齢者及び障がい者又はこれらと同居する者がいる世帯に対して、在宅での生活を援助するため、住宅改造に必要な経費を助成することにより、高齢者等の自立促進、寝たきり防止及び介護者の負担軽減並びに転倒・骨折の予防や閉じこもり予防などの介護予防を図ることを目的とします。

<町社会福祉協議会の取り組み>

取り組み名	取り組み内容
①公共施設等のバリアフリー整備への支援	公共施設や活動拠点等の整備については、利用者の声や地域の要望等を集約し、関係機関との調整役を担います。
②住環境への支援	関係機関との連携により、住宅の確保が困難な町民の住宅確保に向けた取り組みを推進します。 低所得者や障がい者世帯、高齢者世帯に対し住宅の改築、補修に必要な生活福祉資金の貸し付け申請の支援を行います。
③交通安全対策の推進	警察、学校、老人会などの関係機関と連携し、交通安全意識の向上に向けた取り組みを推進します。 子ども達の通学路における登下校の安全を確保するため、見守り活動や交通安全の意識啓発の取り組みを支援します。
④移動支援の充実	町(行政)との調整を図り、地域独自のサービスの創設などを検討し、高齢者や障がいのある町民の円滑な移動支援を行います。

推進事業
<p><b>【福祉車両の貸出】※車椅子対応型車両</b></p> <p>在宅等で生活する介護の必要な障がい者や高齢者の心身のリフレッシュのための外出や、社会参加、公的制度では対応できないサービスや家族に対する外出支援として貸出を行い、介護が必要になっても、生きがいや希望を持って暮らしていくためのお手伝いと、介護者の負担軽減を図ります。</p>

<町民及び行政区、関係団体に期待する取り組み>

- 行政や関係機関からの情報に目をとおすようにし、支援が必要な場合は相談するようにしよう。
- 地域で困っている方への支援について、行政区や各団体として支援ができることを検討してみよう(できる範囲の支援)。

#### (4)社会復帰等への支援(金武町再犯防止推進計画)

本項は再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に基づく、市町村における再犯防止等に関する施策の推進に関する計画として位置付け、国の再犯防止推進計画及び沖縄県再犯防止推進計画と整合を図りつつ、取り組んでいくものとします。

なお、策定に際して沖縄国際大学(司法福祉ゼミ)からの提案も含む内容となっています(提案された計画全文については、資料編を参照)。

#### 【本計画の基本的考え方】

本計画では、犯罪や非行をした者の課題やリスクのみならず、本人がこれまでの生活の中で培ってきた経験や能力、地域との関係性といった強みに着目する支援を重視します。

また、犯罪学におけるコントロール理論の視点を踏まえ、人が犯罪を繰り返さずに生活するためには、家族、仕事、地域社会との社会的なつながりが維持・回復されることが重要であるとの考え方に立つ。依存症からの回復においても、孤立を防ぎ、回復を支える人との関係が重要であることから、地域との関係性を断ち切らない支援を基本とします。

本町が有する農的環境や地域行事と結びついた活動は、人と人との自然なつながりを生み出す社会的資源であることから、これらを活かした農福連携の視点も取り入れ、地域の中で役割と居場所を持つことを通じた立ち直り支援を重視します。

#### <行政の取り組み>

取り組み名	取り組み内容	関連課
①再犯防止に関する周知啓発	本町のホームページや広報紙を活用し、再犯防止に関する啓発を行うとともに、「中部北保護区保護司会」などの関係機関と連携し、7月の再犯防止啓発月間の推進や「社会を明るくする運動」に取り組み、再犯防止や更生保護に関する理解を促進します。	保健福祉課 総務課
②若者・少年への切れ目ない支援	学校をはじめ、保護観察所等と連携し、学び直しや地域活動への参加を通じて、若者が地域とのつながりを回復できるよう支援する。	教育委員会
③依存症への理解促進と回復支援	アルコールや薬物等の依存症が再犯の背景となる場合が多いことを踏まえ、既存の相談窓口や医療機関、自助グループ等の情報を整理・周知し、必要な支援につなぐとともに、沖縄ダルク(DARC)など、県内の回復支援に取り組む民間団体との連携を図ります。	保健福祉課

④更生保護活動への支援	保護司の活動拠点である更生保護サポートセンターの運営等を支援します。	保健福祉課
-------------	------------------------------------	-------

(行政の取り組みのつづき)

取り組み名	取り組み内容	関連課
⑤民間協力者や関係団体等と連携した各種相談への支援	保護司、民生委員、福祉関係者等が連携し、本人の状況や強みを踏まえた支援を行うことで、地域とのつながりを生かした再犯防止に取り組みます。 福祉関係の相談窓口に、関係機関と連携して、各種相談(就労、住居等の確保、生活困窮、高齢又は障害のある人等)に対して必要な支援へつなげます。 また、保護司による面談場所の提供を検討するなど、保護司の安全対策にも配慮するものとします。	保健福祉課 教育委員会 社協
⑥保護司との連携推進	犯罪をした者の更生を助けることを目的に活動している保護司との情報共有や連携を強化します。	保健福祉課 教育委員会 社協
⑦居場所づくりの検討	既存の公共施設や地域拠点等を活用し、更生保護関係者をはじめ町民が気軽に参加でき、相談や交流ができる「更生保護カフェ」の取り組みを検討します。 検討に際しては、関係団体と連携をはじめ、本町の地域資源である農業や酒造りの文化などの活用も検討します。	保健福祉課 農林水産課 商工観光課
⑧農福連携及び地域産業と連動した就労・生活基盤の安定化への支援	就労支援の一環として、本町の地域資源である農業や自然と共にある農的環境を活かした「農福連携」の取り組みの推進を検討します。 ◆農業者、地域団体、関係機関と連携した農作業体験や軽作業の機会の検討	保健福祉課 農林水産課 商工観光課
⑨国や沖縄県が推進する施策の推進	総合的かつ効果的な再犯の防止等に関する対策を実施するという国の方針に基づき、国や沖縄県が実施する施策への協力に努めます。	保健福祉課 社協

#### <町社会福祉協議会の取り組み>

取り組み名	取り組み内容
①再犯防止に関する取り組みへの支援	社会福祉協議会の広報紙やホームページ、SNS等を活用し、再犯防止や更生保護に関する理解を深めるための取り組みを推進します。各種相談支援など、その他の再犯防止対策についても行政等と協力して取り組みます。

#### <町民及び行政区、関係団体に期待する取り組み>

○行政や社会福祉協議会の広報紙やホームページで提供される「再犯防止・更生保護」に関する情報を確認し、その内容を理解し、取り組みに協力するようにしましょう。

## 基本施策 2 安全・安心のまちづくり

### (1)防犯・防災対策の充実

本町に住むすべての人が犯罪被害に合わないよう防犯意識の高揚を図るとともに、声かけ活動等を関係機関等と連携しながら拡大するなど地域が一体となり犯罪が起りにくい地域づくりに取り組みます。

また、あらゆる災害からの被害防止と軽減を図るため、「金武町地域防災計画」に基づく防災対策の充実や防災基盤の整備を図るとともに、自身での避難が困難な町民等に対して迅速な避難誘導を行うことができるよう、避難誘導體制の確立を図ります。

#### <行政の取り組み>

取り組み名	取り組み内容	関連課
①防犯意識の醸成	消費者トラブルの被害者となることがないように助言、情報提供を行うとともに、被害者意識を持つことができにくい方々の支援のあり方を検討します。	総務課 保健福祉課 住民生活課
②夜間パトロールなど防犯活動への支援	民生委員児童委員、関係団体、自治会と連携した防犯活動や声かけによる青少年の健全育成活動等への支援を行います。	総務課 保健福祉課 教育委員会
③防災訓練の実施など防災対策の推進	町民等へ広く防災に関する情報提供を行うとともに、防災訓練等の実施に際しては町民をはじめ、町内の事業所や福祉関連施設など多様な機関の参加を促します。 必要物資の備蓄や情報伝達の整備・強化を図るとともに、防災活動拠点の機能強化や津波避難場所や、福祉避難所の指定に努めます。	総務課 保健福祉課
④自主防災組織の立ちあげ支援と育成支援	災害時における減災や災害への備えの重要性や必要性の周知を図り、自主防災組織の設立、育成に取り組みます。	総務課 保健福祉課 住民生活課
⑤災害ボランティアの育成と活用	災害からの復興や生活支援をサポートする災害ボランティアへの意識啓発を図るとともに、その活用に向けたマニュアル作りを進めます。	総務課 保健福祉課 住民生活課

推進事業
<p><b>【沖縄県広域地震・津波避難訓練、自主防災訓練】</b></p> <p>大規模地震・津波の発生を想定し、地震・津波に対する防災意識の啓発や防災体制の向上を図ることを目的に県内各地で避難訓練を実施します。また、情報伝達訓練として、県内全域を対象に避難訓練の実施をお知らせする「緊急速報メール」を配信します。</p> <p>各区において、定期的実施している防災訓練を実施します。</p>

<町社会福祉協議会の取り組み>

取り組み名	取り組み内容
①防犯対策の推進	<p>消費者トラブルの被害に遭わないように、犯罪に対する情報提供を行うとともに、行政と連携し犯罪に対する被害者意識のない当事者支援を行います。</p> <p>各地域で実施されている犯罪防止活動の支援に取り組みます。</p>
②防災対策の推進	<p>社会福祉協議会の事業をとおして金武町地域防災計画の周知を図ります。</p> <p>地域福祉推進会等で避難行動要支援者の支援体制整備の構築に向け避難場所や避難所の確認や周知に取り組みます。</p>
③被災者への早期支援と安定したボランティア活動支援	<p>災害が発生した場合において、被災者への早期支援と安定したボランティア活動支援が行えるよう金武町担当課と連携し体制づくりを行います(災害ボランティアセンター設置訓練など)。</p>

<町民及び行政区、関係団体に期待する取り組み>

- 行政や関係機関からの防犯や防災に関する情報に目をとおして防犯・防災意識を高めましょう。
- 地域における防犯活動や防災訓練などに参加するようにしましょう。
- 地域における防犯活動や防災訓練を推進するようにしましょう。

## (2)災害時に支援を必要とする人への支援

年齢や障がいの有無、健康状態などによって、災害時に自身や家族での避難が難しい方において、地域や関係団体との連携による避難支援体制の構築にと取り組みます。

### <行政の取り組み>

取り組み名	取り組み内容	関連課
①避難行動要支援者の個別計画の作成推進	関係機関等と連携し避難行動要支援者の適正な把握に努めるとともに、支援者とのマッチングなど個別計画の作成に向けた取り組みを行います。	保健福祉課 総務課
②避難所生活へのニーズの把握と支援	避難行動支援者の中には、大勢が避難している避難所での生活が難しい方などがあることから、安心して避難生活を送れるよう、必要な支援ニーズの把握に努め、避難所生活の支援の準備を推進します。	保健福祉課 総務課

### <町社会福祉協議会の取り組み>

取り組み名	取り組み内容
①避難行動要支援者への日頃からの見守り	金武町担当課や民生委員児童委員協議会、行政区並びに自主防災組織をはじめ地域関係組織と連携し、日常的な見守り活動に取り組みます。

### 推進事業

#### 【災害時声かけ活動】

災害時、特に支援が必要だと思われる世帯に対し、安全確保のための声かけと避難場所の周知等を行うことで、対象世帯の被災を未然に防ぐことを目的に実施します。

### <町民及び行政区、関係団体に期待する取り組み>

- 災害時に自身で避難するのが困難な場合には、避難支援が受けられるよう各区や行政等へ相談しましょう。
- できる範囲で、地域における避難誘導の支援者として協力するようにしましょう。
- 地域における避難支援が必要な方について、日頃から声かけや災害時の必要な支援について話し合うようにしましょう。